

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」について

【付議の要旨】

東京都と特別区及び 26 市 2 町が協働し策定作業を進めている「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について、案を取りまとめたので報告する。

1 主旨

都内の都市計画道路 1,415 路線（3,213 km）の約 4 割が未整備であり、これらを計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び 26 市 2 町の連携協働により、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を平成 28 年 3 月に策定し、事業を推進している。

第四次事業化計画では、社会経済情勢の変化や東京全体の都市づくり、地域的な課題などに的確に対応していくため、都市計画道路網について検討を実施した。今回、この検証を前提としたうえで、未着手の都市計画道路のうち第四次事業化計画の優先整備路線に選定されなかった路線の在り方を検討し、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定する。

このたび、昨年 7 月に公表した「中間のまとめ」に対し、パブリックコメントで寄せられた意見も踏まえ、都市計画道路の在り方を検討する検証項目ごとの検証手法や計画変更等の対応方針を整理した基本方針案を取りまとめたので報告する。

2 これまでの取り組み

平成 29 年度～ 都・区市町策定検討会議 6 回、専門アドバイザー委員会 8 回、
都・区検討会 8 回、特別区検討会 6 回実施

3 「中間のまとめ」パブリックコメントの実施結果

実施日時：平成 30 年 7 月 9 日から平成 30 年 8 月 10 日まで 東京都により実施
意見数：587 件（270 通）
意見概要：別紙 1 「パブリックコメントの結果と対応」

4 「基本方針」案の内容

別紙 2 「基本方針」案（概要版）
別紙 3 「基本方針」案（本編）

5 今後のスケジュール（予定）

令和元年 7 月 案の公表
東京都によるパブリックコメント実施
都市整備常任委員会報告

12 月 「基本方針」策定（東京都・特別区・26 市 2 町による）

6 区内で対象となる検証項目の考え方

今回、東京都と特別区及び26市2町において一律の評価方法で検証した。区内で対象となった都市計画道路については、4つの検証項目が該当し、以下の考え方のもと検証した。

(1) 概成道路

都市計画道路に求められる機能に着目し、概成道路の車道部・歩道部それぞれの構成要素に対して、道路構造条例の基準を当てはめ、現況の道路幅員の評価を行い、現道合わせの都市計画変更をするか否かを検証した。

(2) 立体交差

立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線として、都市間の連携に資する幹線道路を設定し、地形や交通状況等の地域の実情を踏まえ、立体交差計画の要否を検証した。

(3) 都市計画公園等との重複

都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所について、双方の機能に配慮し、都市計画変更の方向性を検証した。

(4) 既存道路による代替可能性

未着手の都市計画道路の近傍にある都市計画道路以外の現況道路について、都市計画道路が有する機能を考慮し、その機能が代替できるか否かを検証した。

7 区内の検証結果

上記6における(1)、(2)、(4)については、各検証項目の考え方に基づき、検証を行った結果、区内の計画は全て現状維持となった。

(3)については、ただちに都市計画変更を行うものではなく、将来の事業実施に向けた方向性を示すものとした。今後、片方又は双方が事業化を検討する際に本検証結果を基に調整を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。都市計画公園の計画を変更する場合は、開園状況も踏まえ、公園に必要な機能（レクリエーション機能、防災機能、環境保全機能、景観形成機能）の確保を前提に個別に調整する。また、開園している公園については、既存の緑や景観、公園の機能にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討することとした。

今後とも、必要な都市計画道路の整備を着実に進めると同時に、社会経済情勢の変化や道路に対する区民ニーズを踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていく。

(1) 検証結果一覧表

- 区内に該当する検証項目
- ①概成道路
 - ②立体交差
 - ③都市計画公園等との重複
 - ④既存道路による代替可能性

図中 番号	対象路線	検証項目				結果
		①	②	③	④	
1	環状第7号線と補助第50号線との交差部		●			存続
2	環状第7号線と補助第54号線との交差部		●			存続
3	環状第8号線と補助第52号線との交差部		●			存続
4	環状第8号線と補助第54号線との交差部		●			存続
5	補助第26号線（目黒区境～補助50）	●				存続
6	補助第26号線（補助50～放射4の一部）	●				存続
7	補助第26号線（放射4～補助52の一部）	●				存続
8	補助第50号線（目黒区境～補助26）	●			●	存続
9	補助第50号線（補助26～補助209）	●			●	存続
10	補助第50号線（補助209～環状7）	●			●	存続
11	補助第50号線（目黒区境～環状7）				●	存続
12	補助第52号線（環状8～補助216）				●	存続
13	補助第52号線（祖師谷ヶ公園との重複部）			●		方向性
14	補助第52号線（補助216～補助217）				●	存続
15	補助第54号線（補助26～事業中区間）				●	存続
16	補助第54号線（事業中区間～環状7）				●	存続
17	補助第54号線（環状7～補助154）				●	存続
18	補助第54号線（補助128～補助133の一部）	●			●	存続
19	補助第54号線（補助133～補助215の一部）				●	存続
20	補助第125号線（補助329～放射4）	●			●	存続
21	補助第125号線（放射4支3～補助216の一部）	●				存続
22	補助第125号線（補助216～補助214の一部）	●				存続
23	補助第126号線（大田区境～補助207）	●			●	存続
24	補助第126号線（補助207～環状8）	●			●	存続
25	補助第127号線（目黒区境～放射4の一部）	●			●	存続
26	補助第128号線（補助52～補助54の一部）				●	存続
27	補助第128号線（補助54～放射5の一部）				●	存続
28	補助第129号線（杉並区境～補助216）	●			●	存続
29	補助第129号線（補助216～補助217）	●			●	存続
30	補助第129号線（補助217～調布市境）	●			●	存続
31	補助第133号線（補助51～補助52の一部）				●	存続
32	補助第133号線（補助51～補助52の一部）	●			●	存続
33	補助第133号線（補助51～補助52の一部）				●	存続

3 4	補助第 154 号線（放射 4～補助 51 の一部）	●			●	存続
3 5	補助第 154 号線（補助 52～補助 54 の一部）	●			●	存続
3 6	補助第 207 号線（補助 126～目黒区境）				●	存続
3 7	補助第 208 号線（大田区境～環状 8）	●			●	存続
3 8	補助第 208 号線（環状 8～目黒区境の一部）	●			●	存続
3 9	補助第 208 号線（環状 8～目黒区境の一部）				●	存続
4 0	補助第 209 号線（目黒区境～補助 50）	●			●	存続
4 1	補助第 209 号線（子の神公園との重複部）			●		方向性
4 2	補助第 209 号線（補助 50～放射 4 の一部）	●			●	存続
4 3	補助第 210 号線（補助 52～補助 54）	●			●	存続
4 4	補助第 212 号線（補助 128～補助 215 の一部）	●				存続
4 5	補助第 212 号線（補助 215～環状 8 の一部）	●				存続
4 6	補助第 213 号線（補助 216～環状 8 の一部）				●	存続
4 7	補助第 215 号線（補助 212～補助 51）	●			●	存続
4 8	補助第 215 号線（補助 51～補助 52 の一部）	●			●	存続
4 9	補助第 215 号線（補助 51～補助 52 の一部）				●	存続
5 0	補助第 215 号線（補助 52～補助 54 の一部）				●	存続
5 1	補助第 215 号線（補助 54～補助 218 の一部）				●	存続
5 2	補助第 215 号線（補助 218～放射 5）				●	存続
5 3	補助第 216 号線（補助 51～補助 52 の一部）				●	存続
5 4	補助第 216 号線（補助 51～補助 52 の一部）	●			●	存続
5 5	補助第 216 号線（補助 51～補助 52 の一部）				●	存続
5 6	補助第 216 号線（補助 52～補助 54）				●	存続
5 7	補助第 216 号線（祖師ヶ谷公園との重複部）			●		方向性
5 8	補助第 216 号線（補助 54～補助 129 の一部）	●			●	存続
5 9	補助第 216 号線（補助 219～杉並区境）				●	存続
6 0	補助第 217 号線（補助 51～補助 52 の一部）	●				存続
6 1	補助第 217 号線（補助 51～補助 52 の一部）	●				存続

(2) 検証対象位置図



* 概成道路には、既存道路による代替可能性の検証を行っている区間もある。

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」

パブリックコメントの結果と対応

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」の公表に伴い実施したパブリックコメントでは、多くの皆様から、お手紙や電子メールなどで計 587 件（270 通）の御意見・御提案をいただきました。

いただいた御意見・御提案の概要と、それらに対する考え方や対応をお示しします。

御意見等をいただきました皆様に深く感謝いたします。

○実施日時 平成 30 年 7 月 9 日（月）～8 月 10 日（金）

○意見数 587 件（270 通）

1) 道路整備・見直しの全体の考え方について (108 件)

意見の概要	考え方・対応
○基本的な考え方 ・可能であればすべての計画道路を整備すべきと考えるが、現状や今後を見通した時に、それは不可能であり、今回の検討は評価できる。 ・生活環境改善や災害時に対応するために、必要な道路は整備し、見直す部分については見直して、よりよい生活環境を整備してほしい。 ・都市計画道路区域内の地権者にとって今後の計画の要否を判断することは重要であり、積極的に検証を進めてほしい。 ・必要な道路の整備を進めるためには、この検討はとても重要だと思うので、都民が共感できる基本方針を作成してほしい。 ・一般都民感覚として必要ない箇所はすべて廃止すべきである。 ・整備時期が示せない計画は、建築制限をかけている観点からも一度リセットするか建築制限を撤廃することも必要。	都市計画道路は、交通・物流機能の向上による経済の活性化のみならず、日々の生活を支え、災害時には救急救援活動を担う重要な都市基盤です。加えて、無電柱化、歩道や自転車走行空間の整備、街路樹による緑化を行うことにより、環境、景観の向上などにも寄与するものです。 これまで東京都と特別区及び 26 市 2 町は、おおむね 10 年ごとに事業化計画を策定し、計画的かつ効率的に整備するため、優先的に整備に取り組む路線を示す一方で、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜計画の見直しも行っています。 加えて、現在、優先的に整備すべき路線（以下、「優先整備路線」とします。）を除く未着手の都市計画道路は、事業着手までになお期間を要することから、社会経済情勢や都民ニーズの変化などを踏まえ、その在り方について、検討を進めています。（以下、「本検討」とします。） 今後とも、見直すべきものは見直す一方で、地元の理解と協力を得ながら、必要な都市計画道路の整備を着実に進めていきます。
○人口減少 ・都市計画道路は、高度経済成長期にあわせて作られた計画であり、人口の減少、高齢化が将来考えられる今、不必要な道路は計画を中止すべきである。 ・近い将来人口も減少し、交通量も減少し続けているのに、新しい道路は必要ない。 ・人口減少を考慮すれば、道路建設にかかる財政的な余裕はなくなり、道路計画の見直しや廃止を行うべきである。	人口減少の時代にあっても、活力とゆとりのある高度成熟都市を実現させるためには、広域的な交流・連携や災害に強い都市づくり、個性を生かした魅力あるまちづくりなどを支える都市計画道路ネットワークの充実が不可欠です。 平成 28 年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（以下、「整備方針（第四次事業化計画）」とします。）では、骨格幹線道路網の形成、交通処理機能の確保、延焼遮断帯の形成などの検証を行い、都市計画道路の必要性を確認していま

意見の概要	考え方・対応
○社会資本の維持管理 ・新しい道路を造るよりも、予測される災害に備え、老朽化した橋や道路の補強・補修、危険な塀の点検や補強等に重点的に取り組むべき。 ・インフラの維持更新の費用が増大するのであれば、新たな道路は不必要である。 ○生活道路の改良 ・大型道路は廃止し、生活道路の改善を行うべきである。 ・道路の新設よりも現道の拡幅やメンテナンスが優先されるべきである。 ○安全な歩道と自転車道などの整備 ・自転車道や歩道の整備が必要である。 ・歩行者・自転車優先、公共交通充実の交通政策への転換を進めるべきである。	す。 なお、交通処理機能の確保の検証にあたっては、将来の人口配置や経済の動向などを考慮した将来交通量推計を行っています。 今後とも、必要な都市計画道路は着実に整備していきます。 東京の道路施設は、高度経済成長期にかけて整備されたものが多く、近い将来一斉に更新時期を迎えることになります。 そこで、選択と集中による効率的な道路整備に加え、施設の長寿命化や更新時期の平準化などの措置を講じ、都民への影響の最小化を図ります。 都市計画道路の整備とともに、各区市町において、生活道路の整備・改良も進めていきます。 また、幹線道路となる都市計画道路の整備により、生活道路への通過交通の流入を抑制していきます。 整備方針（第四次事業化計画）において、都市計画道路の整備に関わる基本目標として、安全で快適な都市空間の創出を挙げており、それに基づき、都市計画道路を整備することで歩行者・自転車等の安全な通行空間を確保していきます。 また、鉄道やバスなどの公共交通の充実を図るとともに、整備方針（第四次事業化計画）において、駅周辺などの拠点形成に寄与する都市計画道路などを優先整備路線として選定しています。

2) 検討対象について (187 件)

意見の概要	考え方・対応
○検討対象について ・事業認可された道路の廃止等を含め、すべての都市計画道路について、国土交通省の「都市計画道路の見直しの手引き」に基づいて改めて見直すべきである。 ・特定整備路線等の事業中路線や優先整備路線も含めて検討を行うべきである。 ・国道や区画街路を対象としない理由を説明してほしい。	「都市計画道路の見直しの手引き」は、全国の都道府県・政令市が策定した見直しガイドラインについて、見直しの手順や観点等を整理し、都市計画道路の見直しの具体的な進め方などを国土交通省が事例集として取りまとめたものです。 また国土交通省は、都市計画道路の見直しの対象について、都市計画決定の主体である地方自治体の判断によるとしています。 特定整備路線等の事業中路線や優先整備路線は、東京が目指すべき将来像の実現に向け、都市の活力や防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、重要性・緊急性が高い路線として事業を実施、もしくは順次事業化を行っています。 このため、本検討において、事業中及び優先整備路線は対象外としました。 これ以外の未着手の都市計画道路は、事業着手までになお期間を要することから、社会経済情勢や都民ニーズの変化などを踏まえ、本検討を進めています。 国道は、国土又は東京都全体を支える根幹的なネットワークを形成する道路であるため、本検討の対象外としました。 本検討においては、優先整備路線として選定されなかった未着手の都市計画道路のうち、都市のまとまった交通を受け持ち、骨格を形成する道路である幹線街路を対象としています。 日常生活に密着した道路である区画街路等については、地域のまちづくりと密接に関係する道路であり、地域ごとに役割が異なるため、本検討の対象としません。

意見の概要	考え方・対応
○検討対象の詳細について ・検討対象図面が見にくい。 ・検証事項の対象箇所が分からない。	現在、検証対象の詳細について精査を行っています。今後、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」では、検証項目ごとの対象箇所もあわせて示す予定です。

3) 具体的な検証項目について (76 件)

意見の概要	考え方・対応
○全体について ・ 検証項目はおおむね妥当であるとする。 ・ 検証項目はよく考えられている。 ・ 地域の実情をしっかりと見極めたうえで判断してほしい。 ・ 検討に当たっては、上位計画や各自治体の都市計画マスタープランとのすり合わせを十分に行うとともに、近隣自治体との不整合が生じないように行ってほしい。 ・ 交通量に関する検証がない。 ・ 国土交通省の「都市計画道路の見直しの手引き」にある「実現性」「代替性」の検証を行うべきである。 ・ 自然環境や景観、生態系への配慮を検証項目に入れるべきである。 ・ 現在の住環境への影響を検証すべきである。 ・ 財政問題からも思い切った見直しをするべきである。	皆様からの御意見等を踏まえ、検証項目ごとに検証手法を整理します。 本検討は、東京都と特別区及び 26 市 2 町が、合同の策定検討会議を設置し、協働で調査検討を行っています。 皆様からの御意見等を踏まえ、検証項目ごとに検証手法を整理します。 整備方針（第四次事業化計画）で、区部及び多摩地域の幹線街路に着目し、「将来都市計画道路ネットワークの検証」、すなわち都市計画道路をつなぐことについて必要性を検証しました。 この中で、交通処理機能の確保の項目を設け、交通量の目安として 6,000 台/日を設定し、将来の交通量がこれ以上となる区間の都市計画道路は今後必要であると評価しました。 本検討では、この検証を前提とした上で、概成道路における拡幅整備の有効性や立体交差計画の必要性等、新たに都市計画道路のつなぎ方・構造等に関する検証項目を設け、これらの計画内容を検証します。 「都市計画道路の見直しの手引き」は、全国の都道府県・政令市が策定した見直しガイドラインについて、見直しの手順や観点等を整理し、都市計画道路の見直しの具体的な進め方などを国土交通省が事例集として取りまとめたものです。 本検討は、整備方針（第四次事業化計画）における将来都市計画道路ネットワークの検証、すなわち都市計画道路をつなぐことについての必要性の検証を前提とした上で、概成道路における拡幅整備の有効性や立体交差計画の必

意見の概要	考え方・対応
・「広域的な道路」「地域的な道路」により、 検証内容や評価の視点は異なるのか。 ・個別箇所ごとに考え方を公表してほしい。	要性、地域的な道路に関する既存道路による代替可能性等、新たに都市計画道路のつなぎ方・構造等に関する検証項目を設け、これらの計画内容を検証するものです。 自然環境、景観、騒音・振動等への影響については、事業実施にあたり十分配慮していきます。また、必要な道路を整備するための財源確保やコスト削減に努めていきます。 広域的な道路とは、交通や防災等の面から広域的な役割を果たす幹線道路で、現時点で、都が主な都道として整備・管理が必要と考える道路をいい、地域的な道路とは、広域的な道路以外をいいます。 このような広域的な道路・地域的な道路の位置付けの違いから、既存道路による代替可能性は地域的な道路に関して検証を行います。 また、概成道路における拡幅整備の有効性の検証においては、横断面構成についての考え方を広域的な道路・地域的な道路で分けています。 皆様からの御意見等を踏まえ、検証項目ごとに検証手法を整理し、それに基づき、東京都と特別区及び 26 市 2 町とがそれぞれの役割の下で連携して、個々の路線を対象とした検証を行い、計画変更等の対応方針案を整理します。 これらの内容を「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」として取りまとめ、公表する予定です。 その後、皆様からの御意見等を頂くため、パブリックコメントを実施し、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定していきます。

意見の概要	考え方・対応
○概成道路の拡幅整備の有効性の検証 ・概成道路で道路機能を満たしていれば、権利制限をかけ続けることは合理的でない。 ・都市計画道路に求められる機能をおおむね満たしている区間は、ほとんど廃止してもよい。 ・道路構造条例等の基準を画一的に当てはめるのではなく、地域住民にとっての必要性をもって検討してほしい。 ・植樹帯における樹木の役割を考慮して検討してほしい。 ・植樹帯の必要性を見直すべきである。 ・自転車の活用の視点がない。 ・路肩・停車帯が一括して取り扱われているが、機能や幅員が異なることから独立して検証すべきである。 ・現在の都市計画道路幅員の拡幅も含めて検討してほしい。	概成道路については、都市計画道路に求められる機能に着目し、概成道路の車道部・歩道部それぞれの構成要素に対して、道路構造条例等の基準を当てはめ、現道幅員の評価を行います。 さらに、歩行者の状況やバス路線の運行状況、防災都市づくり推進計画などの地域の実情も踏まえ検証します。 植樹帯には、環境保全、道路景観、交通の安全性の向上などの役割があります。 検証にあたり、広域的な道路については、原則として植樹帯の幅員を考慮することとしました。地域的な道路については、路線の状況に応じて植樹帯の幅員を考慮することとしました。 現在、自転車走行空間については、検討が進められている社会資本整備審議会道路分科会（国土交通省）の動向を注視しながら、自転車走行空間を考慮して横断面構成の検討を進めています。 御意見を踏まえ、路肩・停車帯については、それぞれの機能や幅員について考慮し、広域的な道路・地域的な道路ごとに路肩・停車帯それぞれに検証することとします。 本検討では、現道で既に一定の機能を有しているかどうかを概成道路の現道幅員に着目して検証しており、都市計画道路の幅員の評価は対象としていません。

意見の概要	考え方・対応
○立体交差 ・立体交差は、定時性の確保、事故防止、環境改善の面から整備効果は大きいと思われるので、できる限り整備を進めるべきである。 ・立体交差については、トラフィック機能を重視する路線では必要だと考える。広域的、地域的の区分では円滑化・速達性重視の路線が明確でないので、基準を明確にしたうえで、完成している路線も含めネットワークとして示すべきである。 ・構造形式の検討を行ってほしい。 ・アンダーパスとすべきである。	立体交差については、広域的な都市構造を考慮し、立体交差化による交通の円滑化や速達性の向上を重視する路線を設定するとともに、周囲の地形等の状況や、平面交差で円滑な交通処理ができるかなどの地域の実情も踏まえ、立体交差の計画の可否を検証します。 御意見を踏まえ、立体交差の検証をするにあたっては、立体交差化による交通の円滑化や速達性の向上を重視する路線を示すこととします。 本検討は、立体交差の計画の可否を検証するものであり、地下構造や高架構造等の構造形式についての検討は行いません。
○交差点拡幅部 ・交差点拡幅部は、すでに付加車線機能が確保されているなど、交差点での渋滞が発生していなければ廃止してもよい。	交差点拡幅部については、単路部の整備状況を考慮するとともに、交通処理のための必要性、道路線形や車両軌跡などの交通流動、及び歩行者通行の安全性などの地域の実情も踏まえ、交差点拡幅部の計画の可否を検証します。
○支線 ・支線の定義が分かりにくい。	支線は、①都市計画道路同士の交差点において、地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線と、②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線に分類されます。 なお、中間のまとめ 21 ページに記載されている図 24 は、①のイメージ図です。

意見の概要	考え方・対応
○隅切り・橋詰 ・隅切りなどの細かい計画は、現状で問題ないのであれば、早く見直した方が良い。 ・隅切りや橋詰は、現状を調査し、安全面で本当に必要な箇所以外で整備の予定がないものは廃止すべきである。 ○計画の重複 ・今回他の計画との重複を検討する理由を教えてください。 ・計画が重複する場合は、道路計画は線形などにより計画線を変更するには課題も多いと思われるので、公園の作り方で公園機能を維持することにより計画の整合を図るべきである。 ・計画重複については、原則都市計画公園を優先すべきである。 ○事業実施済み区間 ・事業実施区間は、すべて現道に合わせてもよいと思う。 ・事業実施済み区間は現道にあわせて都市計画変更をするべきである。	隅切りについては、「道路構造令の解説と運用」（日本道路協会）における隅切り長の標準値を参考にするとともに、各箇所の地域の実情も踏まえ、隅切りの計画の要否を検証します。 また、橋詰については、現在、新たな都市計画決定は行っていないことを踏まえ、橋の架け替え等のための用地として必要かを改めて確認し、橋詰の計画の要否を検証します。 都市計画道路及び都市計画公園等の重複箇所について、今後双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、都市計画変更の方向性を検証します。 都市計画道路及び都市計画公園等の機能や地形的な条件などの地域の実情を踏まえ、将来の事業実施に向けた計画変更の方向性を検証します。 当該区間が道路構造条例等を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更をするかを検証します。

意見の概要	考え方・対応
○既存道路による代替可能性の検証 ・特に地域的な道路については現道で機能が確保できている箇所もあると思われるのでしっかり検証してほしい。 ・既存道路による代替可能性は、地域の交通状況などもよく調べた上で、必要性を判断してほしい。 ・既存道路の代替活用は積極的に行うべきである。 ・地域的な道路の検証においては、地域住民にとっての必要性に基づいて検討されるべきである。	未着手の都市計画道路の近傍にある都市計画道路以外の道路について、対象の都市計画道路との位置関係を考慮するとともに、都市計画道路に求められている機能を代替できるかを、地域の実情も踏まえて検証します。

4) 住民参加・情報公開について (65 件)

意見の概要	考え方・対応
○住民参加 ・道路計画に住民視点を取り入れて見直しを行うべきである。 ・今回の検討において、関係住民への周知や聞き取り・意見募集等はどのように行われたのか。 ・住民への意見募集等が行われていないとすれば、関係者の意見を聞くこと無く道路計画の今後の在り方を検討・議論することそのものが、国民主権や都民ファーストとは相いれない独断的な行政主導の都市計画の決定手続きであり、国の都市計画運用指針に違反する（不適合）ことになると思われる。都は見解を示すべき。 ○情報公開 ・今後検討会を傍聴することは可能か。	昨年 7 月に都市計画道路の在り方に関する基本的な考え方を示した中間のまとめを公表し、皆様からの御意見等を頂くため、パブリックコメントを実施しました。 皆様からの御意見等を踏まえ、検証項目ごとに検証手法を整理し、それに基づき、個々の路線を対象とした検証を行い、計画変更等の対応方針案を整理します。 これらの内容を「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」として取りまとめ、公表する予定です。 さらにこの段階でも、パブリックコメントを実施し、皆様からの御意見等を踏まえ、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定していきます。 なお、本検討は都市計画の決定手続きではありません。本検討の結果、都市計画変更となる路線については、都市計画法に基づき適切に都市計画変更手続きを行っていきます。 都市計画道路区域は、都市計画法により建築制限が課されており、見直しなどの未確定の情報により土地価格や売買に影響を及ぼし、都民の混乱を招く恐れがあるため、検討会の傍聴は行っていません。 なお、検討会の資料等は、都市整備局のホームページにて公開をしています。

5) 今後の進め方について (2 件)

意見の概要	考え方・対応
・今後の予定を教えてください。	皆様からの御意見等を踏まえ、検証項目ごとに検証手法を整理し、それに基づき、東京都特別区及び 26 市 2 町とがそれぞれの役割の下で連携して、個々の路線を対象とした検証を行い、計画変更等の対応方針案を整理します。
・地域的な道路の必要性の検証は、区市町村マスタープランの改定以後に行ってほしい。	これらの内容を取りまとめた「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」を公表し、その段階でも再度皆様から御意見等を頂くため、パブリックコメントを実施し、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、公表していきます。
	東京都は、平成 29 年 9 月に「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、2040 年代の目指すべき東京の都市像やその実現に向けた取組の方向性を示しました。これを踏まえ、今後、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（以下「都市計画区域マスタープラン」とします。）」等の方針を改定する予定です。また、その後に策定する区市町村マスタープランは、改定後の都市計画区域マスタープランに基づいて定められることとなります。
	これらにより、東京の目指すべき都市像の実現に向けた方針が定まり、地域のまちづくりの変化が想定されます。このため、地域的な道路のうち地域のまちづくりに関連する道路については、都市計画区域マスタープラン等の改定以降に、その必要性の検証を行うこととします。

6) 個別路線の要望について (34 件)

意見の概要	考え方・対応
• 個別路線の整備推進 • 個別路線の廃止・見直し • その他個別路線に関する意見 • 特定整備路線の廃止・見直し※ • 優先整備路線の廃止・見直し※	皆様からの御意見等を踏まえ、検証項目ごとに検証手法を整理し、それに基づき、東京都と特別区及び 26 市 2 町とがそれぞれの役割の下で連携して、個々の路線を対象とした検証を行い、計画変更等の対応方針案を整理します。 これらの内容を「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」として取りまとめ、公表する予定です。 その後、皆様からの御意見等を頂くため、パブリックコメントを実施し、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定していきます。 特定整備路線等の事業中路線や優先整備路線は、東京が目指すべき将来像の実現に向け、都市の活力や防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、重要性・緊急性が高い路線として事業を実施、もしくは順次事業化を行っています。 このため、本検討において、事業中及び優先整備路線は対象外としました。 これ以外の未着手の都市計画道路は、事業着手までになお期間を要することから、社会経済情勢や都民ニーズの変化などを踏まえ、本検討を進めています。

※「２）検討対象について」でも掲載（意見数は「２）検討対象について」でカウント）

7) その他 (115 件)

意見の概要	考え方・対応
○道路整備に関する意見について ・ガードパイプの設置等、生活道路の安全性向上・交通安全対策を行って欲しい。 ・都市計画道路以外の整備を行って欲しい。 ・右折レーンの設置など、局所的な整備を行ってほしい。 ・用地買収がすぐにできない箇所については、用地取得をせずに、歩道状空地として整備することを検討してほしい。 ・立退住民に対して配慮してほしい。 ・計画段階で必ず環境アセスメントを行うべきである。 ・用途地域の変更についての考え方はどうなるのか。	生活道路については、都市計画道路の整備により、生活道路への通過交通の流入を抑制していくとともに、整備・改良等の安全対策を進めていきます。 また、都事業である「交差点すいすいプラン」による交差点改良など局所的な対策や、区市町においても必要な生活道路の整備・改良等も進めていきます。 車両や歩行者等の交通を開放するためには、用地を取得していることなどが必要です。このため、一般的には用地を取得せずに、民有地を歩道等として整備することは行っておりません。 都市計画道路事業では、土地や建物に対して適正な補償を行い、用地を取得します。土地や建物を所有しているなど権利者の方々については、用地説明会を開催の上、個別に協議をさせていただきます。さらに、生活再建を支援するため、不動産情報を提供するなど、丁寧に対応させていただいています。 都では環境影響評価条例を定めており、条例の対象事業に対しては、環境の影響について予測・評価をし、その内容について審査を受け、適正な環境配慮を行っています。 個別路線の検証の結果、都市計画変更となる箇所については、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえ、変更となる箇所の沿道の用途地域などについて、関係する自治体と調整をした上で、必要な都市計画の変更手続きを行っています。

○国交省発出の「都市計画道路の見直しの手引き」について ・今回の都の見直し検証の際に、国の「都市計画道路の見直しの手引き」(H29年7月)はどのように報告されてどのような議論や検討がされたのか。 ・「都市計画道路の見直しの手引き」では47都道府県の見直し資料を整理した中で、都がこれまで行ってきた優先整備路線選定時の手続きについて『見直しガイドラインではなく、事業化計画(優先整備路線の選定)が一体となっている』と指摘しています。つまり、国は都が行ってきたこれまでのような手続きは【見直しではない】という評価をしていると考えますが、この指摘について都はどのように受け止め・理解しているのか。 ・国は「事業認可された路線についても、社会経済状況の変化などがあれば当然に見直し対象になる」と、関係住民などとの交渉の場で述べています(報道もされた)が、このような国の考え方・方針について、都はどのように受け止めているのか。	国土交通省より平成29年7月に「都市計画道路の見直しの手引き」を策定した旨の通知を受領し、関係者間で情報を共有しています。 「都市計画道路の見直しの手引き」は、全国の都道府県・政令市が策定した見直しガイドラインについて、見直しの手順や観点等を整理し、都市計画道路の見直しの具体的な進め方などを国土交通省が事例集として取りまとめたものです。 整備方針(第四次事業化計画)は、区部及び多摩地域の幹線街路に着目し、「将来都市計画道路ネットワークの検証」として検証項目や方法を整理した上で、未着手区間を対象に検証を行い、その結果必要性が確認されなかった路線9路線5kmは、廃止や縮小など都市計画を見直すべき路線として示しました。 さらに、必要性が確認された路線を対象に優先整備路線の選定を行いました。 このように整備方針(第四次事業化計画)は、都市計画道路の見直しに関する検証項目や方法、すなわち「見直しガイドライン」としての内容、及びその結果としての見直すべき路線、そして事業化計画が一体となったものであり、「見直しガイドライン」の内容が含まれています。 事業中路線や優先整備路線は、東京が目指すべき将来像の実現に向け、都市の活力や防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、重要性・緊急性が高い路線として事業を実施、もしくは順次事業化を行っています。 このため、本検討において、事業中及び優先整備路線については対象外としました。 これ以外の未着手の都市計画道路は、事業着手までになお期間を要することから、社会経済情勢や都民ニーズの変化などを踏まえ、本検討を進めています。
---	---

○都市計画道路の決定について ・区部においては、昭和 21・40 年頃に都市計画決定されたものが多いが、それから長い年月を経ている。都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定したとする「論拠」を示してください。	なお、国土交通省は、都市計画道路の見直しの対象については、都市計画決定の主体である地方自治体の判断によろとしています。 都市計画道路の整備は、目指すべき都市像を実現するために、相当程度長時間を要し、一定の継続性、安定性が要請されることから、長期的な視点で都市計画を定めています。 なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、東京都においては、都市計画道路の必要性の検証を過去 4 回行っています。
--	---

東京における都市計画道路の
在り方に関する基本方針

(案)

〔概要版〕

令和元年7月

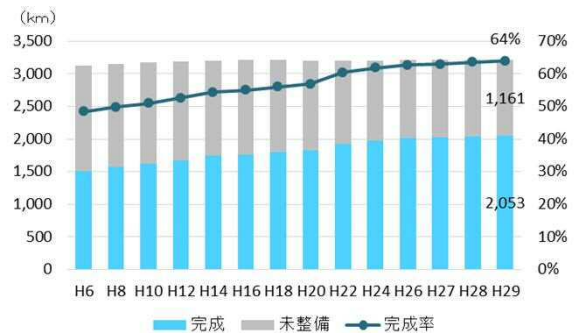
東京都・特別区・26市2町

第1章 都市計画道路を取り巻く現状

■都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する極めて重要な基盤施設です。しかし、都内の都市計画道路の完成率は約6割程度であり、まだ多くの未整備区間が存在しています。

これまで、東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年ごとに事業化計画を策定し、事業の推進に努めるとともに、適宜、都市計画道路の見直しを行ってきました。



都市計画道路の整備推移（平成29年度末時点）

第2章 基本的な考え方

■背景

整備方針（第四次事業化計画）に基づき、優先整備路線の整備を推進することにより「都市づくりのグランドデザイン」の目標時期である2040年代には、都市計画道路ネットワークの約8割が完成します。一方、残る約2割の都市計画道路は、事業着手までに期間を要することとなり、都市計画法による建築制限が更に長期化することが想定されます。

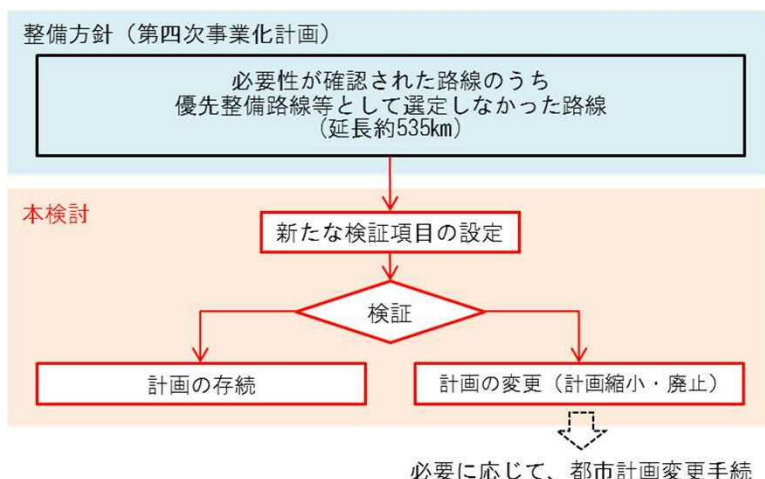
■基本的な考え方

東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対する都民ニーズは、日々変化し、多様化しています。このため、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があります。こうしたことから、前述の背景も踏まえ、**「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」**との基本的な考えに基づき、整備方針（第四次事業化計画）により、必要な都市計画道路の整備を着実に進める一方で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証を行い、**「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」**を策定することとしました。

■検討の視点

整備方針（第四次事業化計画）の将来都市計画道路ネットワークの検証（都市計画道路をつなぐことの必要性の検証）を前提とした上で、都市計画道路の整備形態等（つなぎ方）に関する新たな検証項目を設け、これらの計画内容を検討することとしました。

■検討フロー



■検討対象（約535km）

	広域的な道路	地域的な道路
概成道路	約135km	約100km
現道無道路	約50km	約250km

■検証項目

大項目	小項目
1 概成道路における 拡幅整備の有効性 の検証	(1) 概成道路
2 交差部の 交差方式等の検証	(1) 立体交差 (2) 交差点拡幅部 (3) 支線 (4) 橋詰
3 計画重複等に関 する検証	(1) 都市計画公園 等との重複 (2) 事業実施済 区間
4 地域的な道路に 関する検証	(1) 既存道路によ る代替可能性

第3章 具体的な検証項目

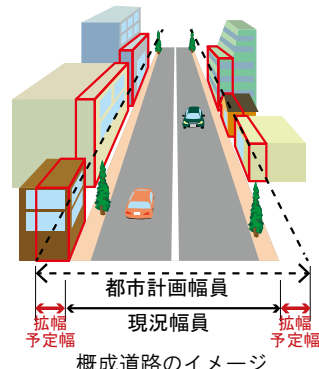
1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証

(1) 概成道路

概成道路とは、都市計画道路のうち、都市計画幅員までは完成していないが、現況幅員が一定の幅員を満たす道路のことです。

概成道路については、都市計画道路に求められる機能に着目し、概成道路の車道部・歩道部それぞれの構成要素に対して、道路構造条例等の基準を当てはめ、歩行者の状況や路線バスの運行状況等の地域の実情を踏まえた上で現道幅員の評価を行いました。さらに、防災都市づくり推進計画などの道路構造条例等以外の地域の実情の評価を行いました。

これらを踏まえ、対象となる概成道路について、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。



2 交差部の交差方式等の検証

(1) 立体交差

本検討において立体交差とは、都市計画道路と都市計画道路との立体交差を指します。

立体交差については、立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線として、「都市間連携に資する幹線道路」を設定し、この道路との位置関係や、地形や交通状況等の地域の実情を踏まえ、立体交差計画の要否を検証しました。

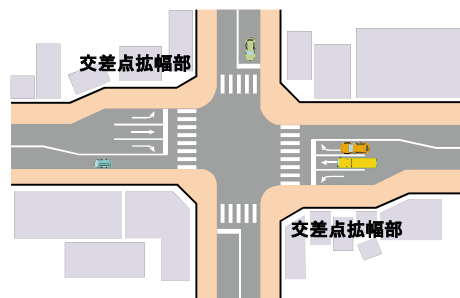


立体交差（オーバークロス）のイメージ

(2) 交差点拡幅部

交差点拡幅部とは、左（右）折車線の設置を考慮した、交差点部における付加車線用の拡幅部です。

交差点拡幅部を含む交差点については、交差する道路の整備状況や交通状況、安全性を踏まえ、交差点拡幅部の要否を検証しました。



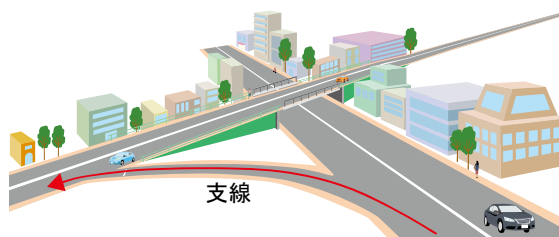
交差点拡幅部のイメージ

(3) 支線

支線は、交差する都市計画道路の交差点において、①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線と、②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線とに分類されます。

①については、支線と接続する本線の整備状況、交通動線や周辺交通への影響等を踏まえ、支線の要否を検証しました。

②については、支線の整備状況等に応じて、拡幅整備の有効性の検証や既存道路による代替可能性の検証を行い、支線の要否を検証しました。



①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線のイメージ

(4) 橋詰

橋詰とは、主に橋の架け替え用地、災害時の一時避難場所、材料置き場・交番等の敷地として使用するための空間として、関東大震災後の復興事業で制度化されたものです。

橋詰は、震災復興都市計画等により都市計画決定されましたが、その後、道路構造令に橋詰の記載がなくなったことから、現在、新たな都市計画決定は行っていません。

このような状況を考慮し、対象となる橋詰について、架け替え用地としての必要性等を踏まえ、橋詰の要否を検証しました。



橋詰のイメージ

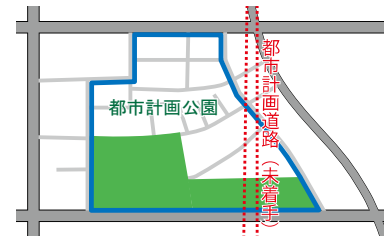
3 計画重複等に関する検証

(1) 都市計画公園等との重複

計画決定されている都市計画道路の中には、都市計画公園・都市計画緑地・都市計画墓園（以下「都市計画公園等」という。）と計画が重複している箇所があります。

今回対象とする都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の検証に当たっては、双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、以下の2つの方向性に分類しました。

- ① 今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所
- ② 今後関係機関と調整が必要な箇所
(国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池)

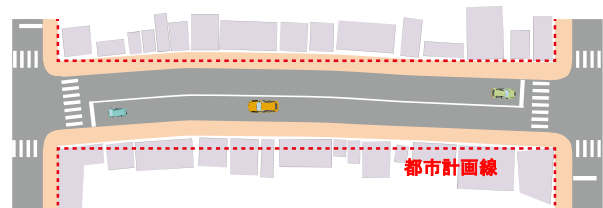


都市計画道路と都市計画公園等が重複しているイメージ

(2) 事業実施済区間

都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間があります。これらの区間を、事業実施済区間と定義します。

当該区間が道路構造条例等を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。



事業実施済区間のイメージ

4 地域的な道路に関する検証

(1) 既存道路による代替可能性

未着手の地域的な都市計画道路の近傍に、都市計画道路が有する機能を代替できる都市計画道路以外の道路がある可能性があります。

このような都市計画道路以外の道路について、幅員等の条件や、都市計画道路ネットワークの連続性・交通状況等の地域の実情を踏まえ、都市計画道路が有する機能を代替できるかを検証しました。



既存道路による代替のイメージ (代替路)

第4章 変更予定路線一覧

計画の変更予定となった路線（区間・箇所）を以下に示します。これらの路線は、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。

【概成道路】

No.	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
概-1	放射14号線	亀戸駅付近街路2～補助116号線	江東区	110	都
概-2	放射24号線	環状4号線付近～放射6号線	新宿区	420	都
概-3	補助74号線	小滝橋付近～環状6号線	新宿区・中野区	790	都
概-4	補助79号線	補助95号線～大塚駅付近	文京区・豊島区	2,940	都
概-5	補助110号線	放射29号線付近～特別区道江27号付近	江東区	500	都
概-6	補助229号線	補助76号線～杉並区道1904号線付近	杉並区・練馬区	660	都
概-7	立川3・2・10号線	立川3・2・11号線～立川3・1・34号線付近	立川市	410	市
概-8	武蔵野3・4・3号線	武蔵野3・5・19号線～武蔵野3・3・6号線付近	武蔵野市	710	都
概-9	日野3・4・1号線（東）	日野3・4・12号線～日野3・4・15号線	日野市	550	都
概-10	日野3・4・1号線（西）	日野3・5・20号線～日野3・3・21号線	日野市	820	都
概-11	国立3・1・11号線	国立3・4・5号線付近～国立駅	国立市	1,220	都

【立体交差】

No.	路線名	交差点名	所在区市町	変更に向けた検討主体
立-1	八王子3・2・5号線	大栗川橋南	八王子市	都
立-2	八王子3・4・8号線	堰場	八王子市	都

【交差点拡幅部】

No.	路線名		交差点名	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
交-1	放射31号線	補助110号線	森下駅前	江東区	都

【支線】

No.	路線名	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
支-1	放射14号線支線1	江東区	130	区
支-2	環状4号線支線1	港区	150	都

【橋詰】

No.	路線名	橋梁名等	所在区市町	変更に向けた検討主体
橋-1	放射16号線	千代田橋（旧楓川、右岸下流側）	中央区	都
橋-2	放射16号線	霊岸橋（亀島川、右岸上流側）	中央区	都
橋-3	放射16号線	沢海橋（大横川、左岸上流側）	江東区	都
橋-4	補助112号線	旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側）	中央区	都
橋-5	補助119号線	新堅川橋（堅川、左岸下流側）	墨田区	区
橋-6	福生3・4・2号線	多摩橋（多摩川、左岸下流側）	福生市	都

【事業実施済区間】

No.	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
事-1	環状6号線	大崎陸橋付近	品川区	280	都
事-2	補助145号線	放射18号線～補助146号線	品川区	260	区
事-3	八王子3・4・63号線	八王子3・3・1号線付近～八王子3・4・67号線付近	八王子市	1,070	都
事-4	三鷹3・4・20号線	三鷹3・4・19号線付近～三鷹3・2・2号線付近	三鷹市	600	都

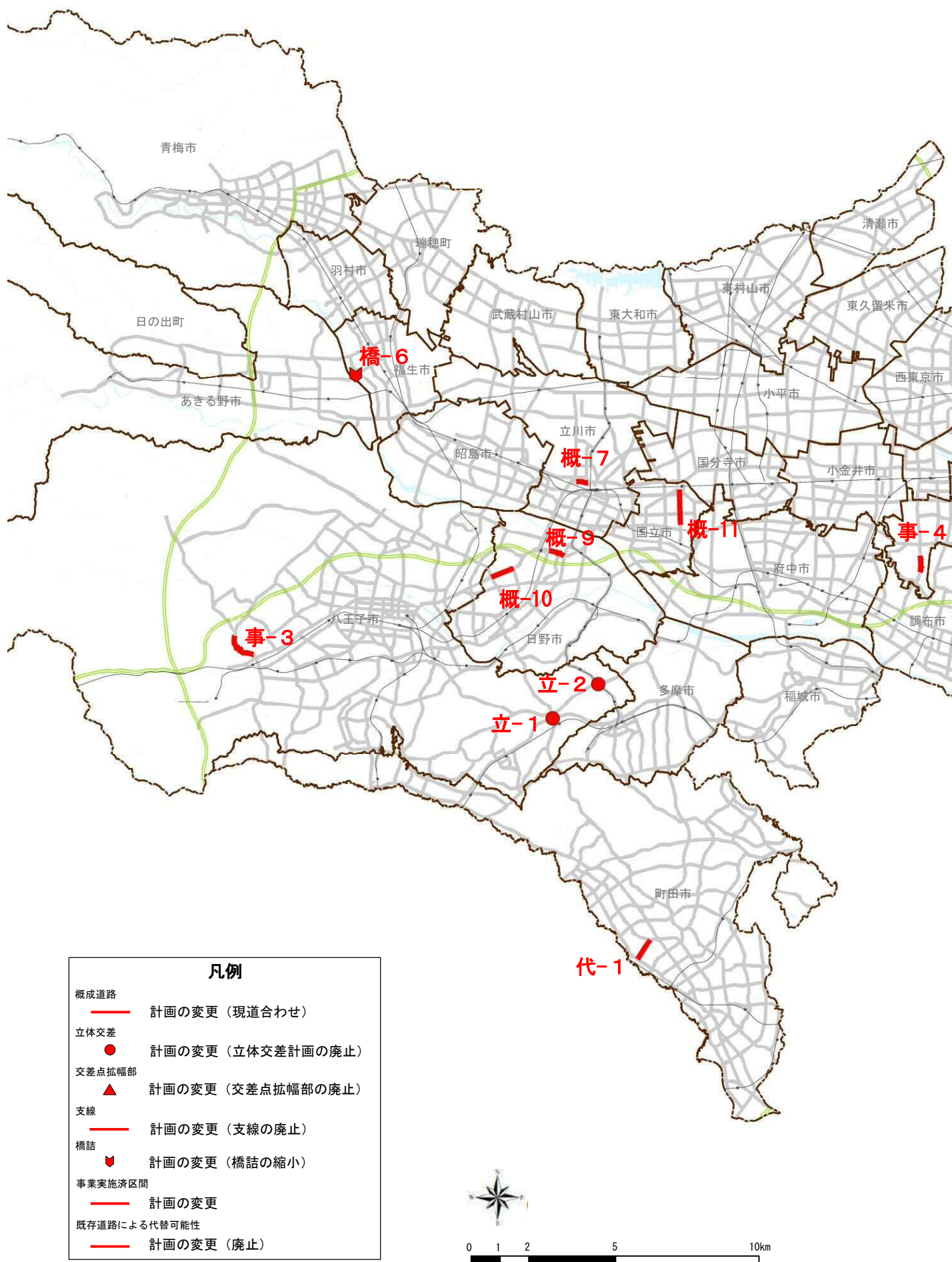
【既存道路による代替可能性】

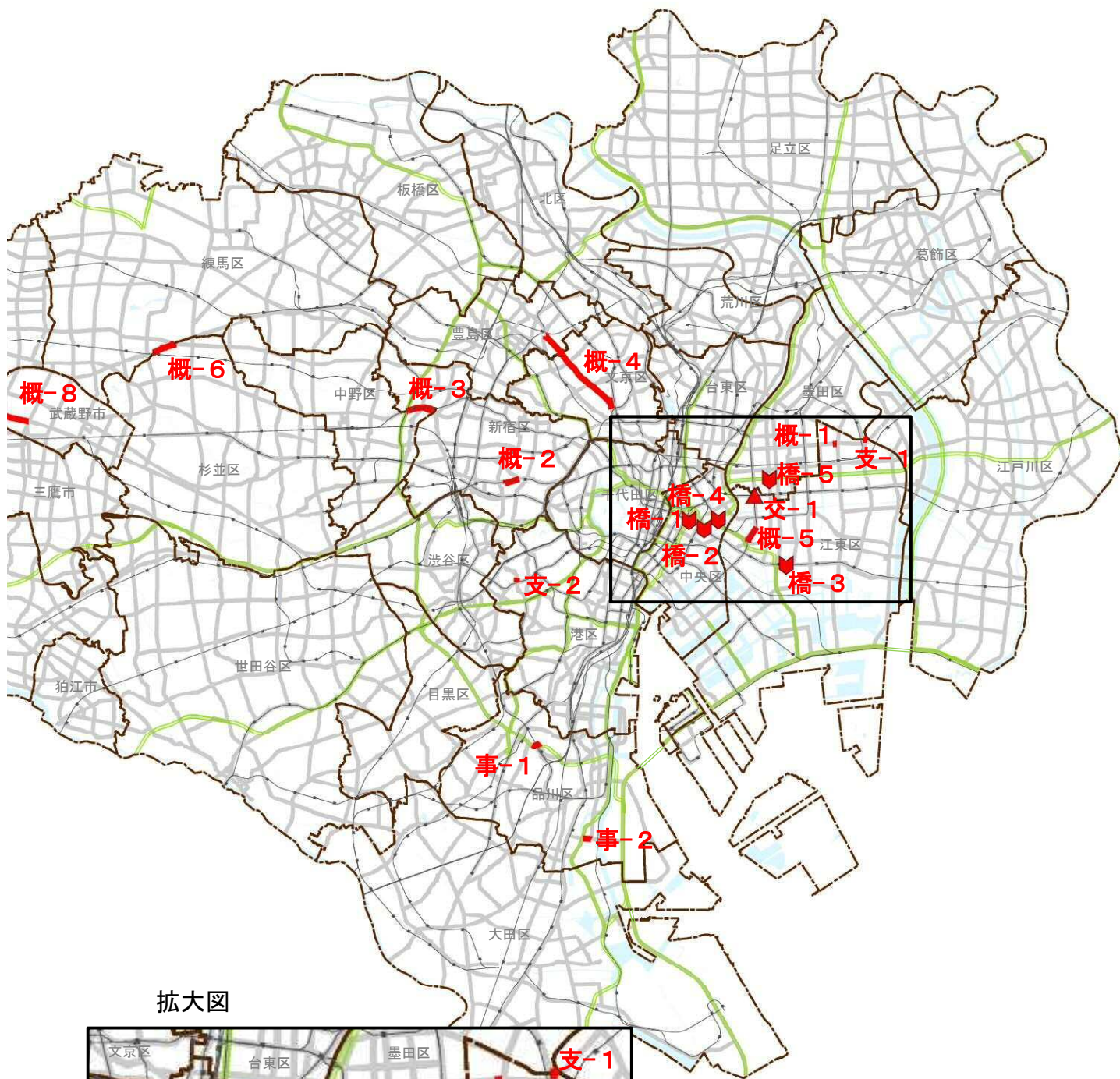
No.	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
代-1	町田3・4・12号線	町田3・4・39号線～町田3・4・38号線	町田市	800	市

（注1）交差部の交差方式等の検証（立体交差、交差点拡幅部、支線、橋詰）においては、「計画の存続」、「計画の変更」のほかに「今後事業化を検討していく際に計画の要否を検証」とする分類もあります。

（注2）都市計画公園等との重複の検証は将来の事業実施に向けた方向性を示すものであり、ただちに都市計画変更を行うものではありません。方向性の分類については基本方針(案)に掲載しています。

【計画の変更】 予定路線の位置図（総括図）





拡大図



【東京都】

- ・東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

03-5388-3379

印刷物規格表 第 3 類

印刷番号 (31) 18

【特別区】

- ・千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課
- ・中央区環境土木部環境政策課
- ・港区街づくり支援部土木課
- ・新宿区都市計画部都市計画課
- ・文京区都市計画部都市計画課
- ・台東区都市づくり部計画調整課
- ・墨田区都市計画部都市計画課
- ・江東区土木部道路課
- ・品川区都市環境部都市計画課
- ・目黒区都市整備部都市計画課
- ・大田区まちづくり推進部都市計画課
- ・世田谷区道路・交通政策部道路計画課
- ・渋谷区土木部道路課
- ・中野区都市基盤部都市計画課
- ・杉並区都市整備部土木計画課
- ・豊島区都市整備部都市計画課
- ・北区まちづくり部都市計画課
- ・荒川区防災都市づくり部都市計画課
- ・板橋区都市整備部都市計画課
- ・練馬区都市整備部交通企画課
- ・足立区都市建設部企画調整課
- ・葛飾区都市整備部調整課
- ・江戸川区土木部計画調整課

03-5211-3610
03-3546-5421
03-3578-2217
03-5273-3547
03-5803-1239
03-5246-1364
03-5608-6266
03-3647-9111 (内6434)
03-5742-6760
03-5722-9725
03-5744-1332
03-5432-2537
03-3463-2651
03-3228-8262
03-3312-2111 (内3426)
03-4566-2632
03-3908-9152
03-3802-3111 (内2815)
03-3579-2553
03-5984-1328
03-3880-5160
03-5654-8382
03-5662-8389

【市町】

- ・八王子市都市計画部交通企画課
- ・立川市まちづくり部都市計画課
- ・武蔵野市都市整備部まちづくり推進課
- ・三鷹市都市整備部まちづくり推進課
- ・青梅市都市整備部土木課
- ・府中市都市整備部計画課
- ・昭島市都市計画部都市計画課
- ・調布市都市整備部街づくり事業課
- ・町田市道路部道路政策課
- ・小金井市都市整備部都市計画課
- ・小平市都市開発部道路課
- ・日野市まちづくり部都市計画課
- ・東村山市まちづくり部都市計画課
- ・国分寺市まちづくり部まちづくり計画課
- ・国立市都市整備部都市計画課
- ・福生市都市建設部まちづくり計画課
- ・狛江市都市建設部まちづくり推進課
- ・東大和市都市建設部都市計画課
- ・清瀬市都市整備部まちづくり課
- ・東久留米市都市建設部道路計画課
- ・武蔵村山市都市整備部都市計画課
- ・多摩市都市整備部都市計画課
- ・稲城市都市建設部都市計画課
- ・羽村市都市建設部都市計画課
- ・あきる野市都市整備部都市計画課
- ・西東京市都市整備部都市計画課
- ・瑞穂町都市整備部都市計画課
- ・日の出町まちづくり課

042-620-7303
042-523-2111 (内2366)
0422-60-1872
0422-45-1151 (内2863)
0428-22-1111 (内2586)
042-335-4335
042-544-4410
042-481-7587
042-724-1124
042-387-9859
042-346-9828
042-514-8369
042-393-5111 (内2712)
042-325-0111 (内454)
042-576-2111 (内361)
042-551-1511 (内2812)
03-3430-1111 (内2543)
042-563-2111 (内1254)
042-492-5111 (内365)
042-470-7777 (内2715)
042-565-1111 (内272)
042-338-6856
042-378-2111 (内322)
042-555-1111 (内287)
042-558-1111 (内2711)
042-438-4050
042-557-0599
042-597-0511 (内352)

東京における都市計画道路の 在り方に関する基本方針

(案)

令和元年7月

東京都・特別区・26市2町

はじめに

都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的なインフラであり、成熟した首都東京の魅力づくりと国際競争力の強化、更に防災性の向上の観点からも、極めて重要な基盤施設です。

東京都と特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、全国に先駆け、おおむね 10 年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めてきました。これにより、立ち後れていた区部放射・環状道路、多摩南北道路等の整備が進み、首都東京の活力を生み出し、旺盛な社会・経済活動や防災活動などを支える礎となっています。

また、東京都では、平成 29 年 9 月に「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、2040 年代の目指すべき都市像やその実現に向けた取組の方向性を示しています。東京の都市づくりの目標である活力とゆとりのある高度成熟都市を実現させるためには、広域的な交流・連携や災害に強い都市づくり、個性を生かした魅力あるまちづくりなどを支える都市計画道路ネットワークの充実が不可欠です。

一方、都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、その事業量は多く、整備に時間を要します。都はこれまでも、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。しかし、東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対する都民ニーズは、日々変化し、そして多様化しています。このため、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があります。

こうしたことから、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、東京都と特別区及び 26 市 2 町は協働で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路を対象とし、都市計画道路の在り方について調査検討を進めています。

このたび、都市計画道路の在り方を検討する検証項目ごとの検証手法や計画変更等の対応方針を整理した、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」を取りまとめましたので、本案に対する皆様からの御意見・御提案を募集します。

皆様から頂いた御意見・御提案は、本年中を目途に予定している「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定の参考とさせていただきます。

目 次

第1章 都市計画道路を取り巻く現状

1 都市計画道路の整備状況	1
2 道路投資額の推移	3
3 人口の推移	4
4 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）	5

第2章 基本的な考え方

1 背景	9
2 基本的な考え方	10
3 検討対象	11
4 検討の視点	14
5 検討フロー	15

第3章 具体的な検証項目

1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証	
（1）概成道路	16
2 交差部の交差方式等の検証	
（1）立体交差	30
（2）交差点拡幅部	38
（3）支線	45
（4）橋詰	51
3 計画重複等に関する検証	
（1）都市計画公園等との重複	56
（2）事業実施済区間	67
4 地域的な道路に関する検証	
（1）既存道路による代替可能性	70

第4章 変更予定路線一覧 75

第5章 今後の進め方 79

<検討体制> 80

<お問合せ先> 84

第 1 章

都市計画道路を取り巻く現状

第1章 都市計画道路を取り巻く現状

1 都市計画道路の整備状況

都内には、現在、1,415路線、3,213km（平成29年度末時点）の都市計画道路が計画決定されています（都市高速道路及び自動車専用道路を除く。）。

平成29年度末時点でその完成率は約64%であり、まだ多くの未整備区間が存在しています。なお、区部の完成率は約66%、多摩地域の完成率は約61%となっており、多摩地域の整備が区部に比べ遅れています。（図1-1から図1-4）

これまで、東京都と特別区及び26市2町では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を策定し、事業の推進に努めてきました。

区部においては、昭和56年に第一次事業化計画、平成3年に第二次事業化計画、平成16年に第三次事業化計画を策定しています。多摩地域においては、平成元年に第一次事業化計画、平成8年に第二次事業化計画、平成18年に第三次事業化計画を策定しています。さらに、平成28年3月に、区部と多摩地域を統合した東京全体の事業化計画として、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（以下「整備方針（第四次事業化計画）」という。）」を策定しました。

こうした事業化計画に基づく計画的、効率的な事業の推進により、現在の都市計画道路ネットワークが形成されています。

なお、第三次事業化計画^[1]における優先整備路線の着手状況は、表1-1のとおりです。

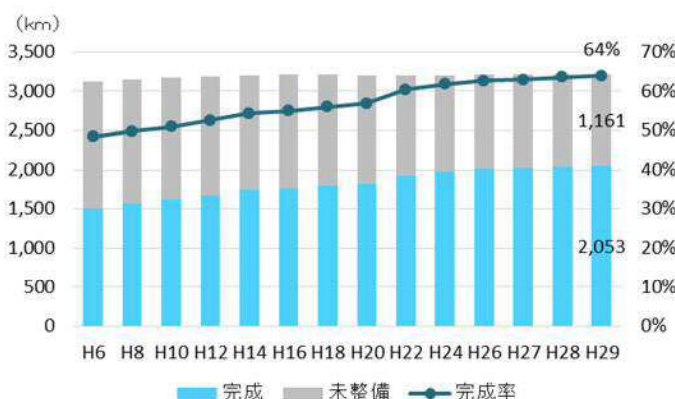


図1-1 都市計画道路の整備推移（平成29年度末時点）

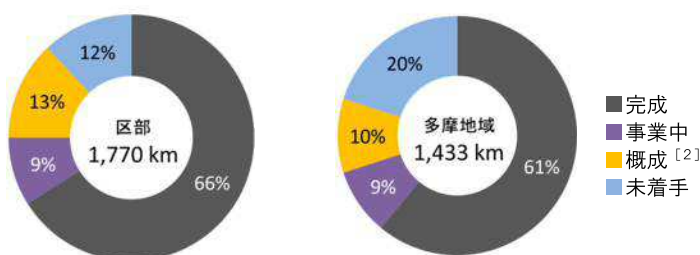
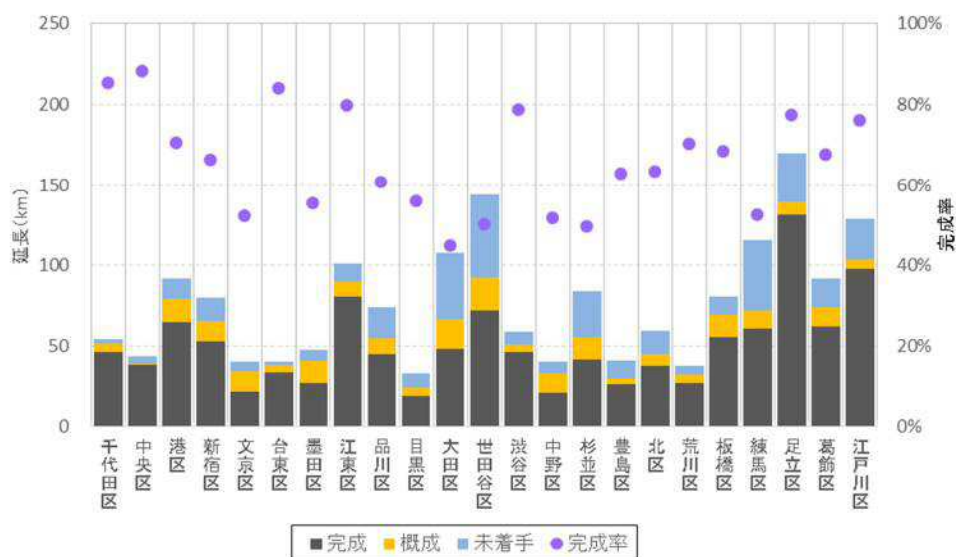


図1-2 都市計画道路の整備状況（平成29年度末時点）

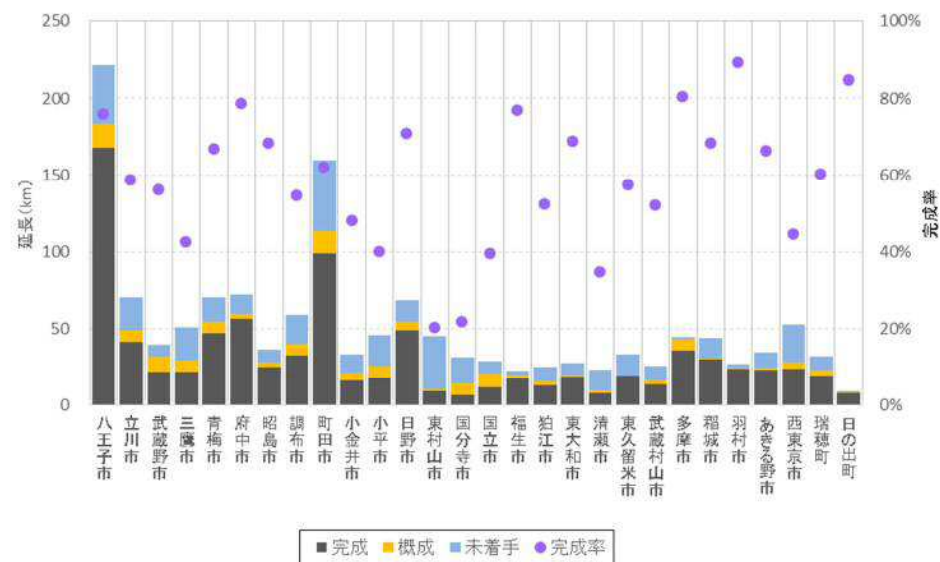
[1] 計画期間は、区部は平成16年度から平成27年度まで、多摩地域は平成18年度から平成27年度までです。

[2] P16を参照してください。



出典：平成 29 年「都市計画現況調査」(国土交通省)〔1〕

図 1-3 特別区別の都市計画道路の整備状況（平成 28 年度末時点）



出典：平成 29 年「都市計画現況調査」(国土交通省)〔1〕

図 1-4 市町別の都市計画道路の整備状況（平成 28 年度末時点）

表 1-1 第三次事業化計画における優先整備路線の着手状況（平成 27 年度末時点）

区分		計画 (km)	着手 (km)	着手率 (%)
区 部		133	69	52
	都 施 行	77	48	63
	区 施 行	57	21	37
多摩地域		135	63	47
	都 施 行	85	50	59
	市 町 施 行	47	11	24
	そ の 他 施 行	2	1	43

※ 表中の計数については、端数処理をしています。

〔1〕 自動車専用道路を除いて集計しています。また、概成と未着手には事業中の路線も含まれます。

2 道路投資額の推移

平成 16 年度から平成 29 年度までの東京都の道路整備への投資額をみると、年間 3,000 億円程度で推移しており、一般会計に占める割合は 4 % 程度にとどまっています。(図 1-5)

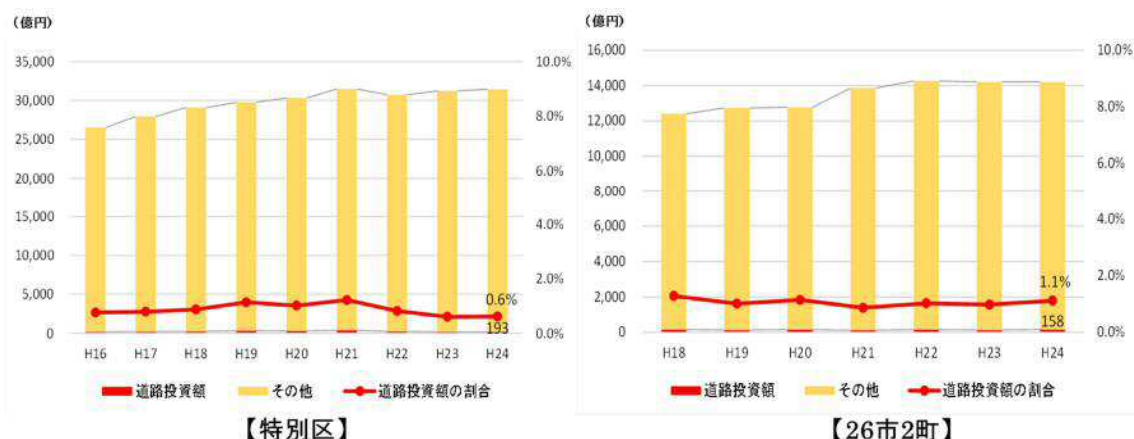
また、平成 16 年度から平成 24 年度までの区市町の道路整備への投資額は、財政規模や都市計画道路の整備状況などによって違いがありますが、全体で年間 400 億円程度で推移しており、一般会計に占める割合は 1 % 程度にとどまっています。(図 1-6)

今後の社会経済情勢については、大幅な税収増が見込めない一方、社会保障費や老朽化したインフラの維持・更新費用は更に増大するものと想定され、これらを踏まえると、都市計画道路への大幅な投資額の伸びは見込めない状況です。



出典：平成 16～29 年度「東京都都税統計情報」、「建設局事業概要平成 30 年版」

図 1-5 東京都の道路投資額と割合の推移



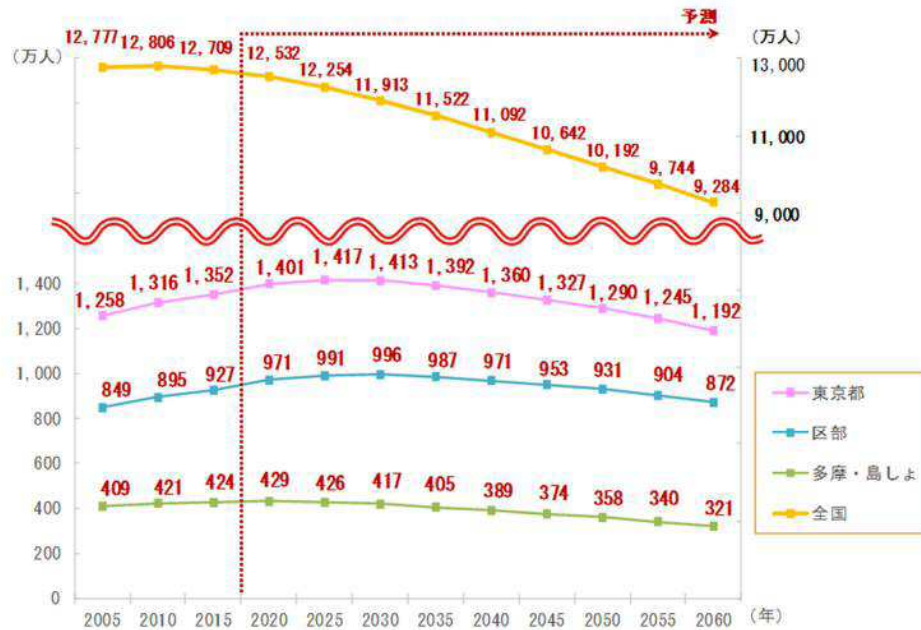
出典：平成 16～24 年「地方財政状況調査」（総務省）、平成 25 年度「都市計画道路などの整備状況調査」

図 1-6 特別区及び 26 市 2 町の道路投資額と割合の推移

3 人口の推移

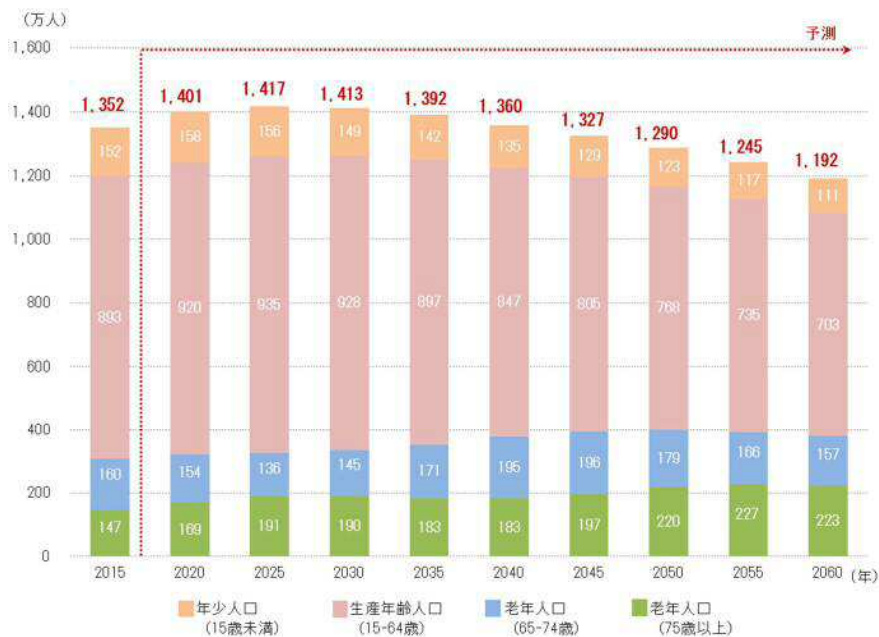
平成27年国勢調査による人口を基準に、2060年までの東京の人口を推計すると、東京の人口は今後もしばらく増加を続け、2025年の1,417万人をピークに緩やかに減少していくものと見込まれます。(図1-7)

また、2015年の東京の人口に占める老年人口の割合は、全国平均よりも低い水準であるものの、今後、東京でも全国の後を追うように高齢化が進行し、2050年には高齢化率は3割を超える見込みであり、都民の約3人に1人が高齢者となる時代が到来します。(図1-8)



出典：長期計画策定会議（東京都 平成31年4月19日）資料

図1-7 全国と東京都の人口の推移



出典：長期計画策定会議（東京都 平成31年4月19日）資料

図1-8 東京都の年齢階級別人口の推移

4 東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）

東京都と特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を着実に進め、計画的、効率的に道路ネットワークを形成し、ゆとりある生活と経済活力が両立した都市を実現していくため、平成 28 年 3 月に整備方針（第四次事業化計画）を策定しました。

この中で、未着手の都市計画道路（幹線街路^[1]）を対象に、15 の検証項目に照らして「将来都市計画道路ネットワークの検証」を実施し、いずれの項目にも該当しない区間（9 区間約 4.9km）を、「見直し候補路線（区間）」として位置付けました。

また、必要性が確認された都市計画道路のうち、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線（28 路線（区間）約 30.4km）を、「計画内容再検討路線（区間）」として位置付けました。（図 1-9 から図 1-10）

さらに、必要性が確認された路線を対象に、東京が目指すべき将来像の実現や東京が抱える道路整備の課題解決に向け、重要性・緊急性を考慮し、東京都と特別区及び 26 市 2 町との適切な役割分担の下、10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）として 320 区間 226km を選定しました。選定に当たっては、東京全体を捉えた将来像や広域的な課題に加え、地域の将来像や地域的な課題が存在するため、それぞれの視点から 6 つの選定項目を設定し、事業の継続性や実現性などを踏まえ、総合的に判断しました。（図 1-11）

このうち、優先整備路線については順次事業化を行っています。

また、「見直し候補路線」「計画内容再検討路線」及び「新たに検討する都市計画道路」については、検討を進めており、必要に応じて、都市計画手続を行っています。

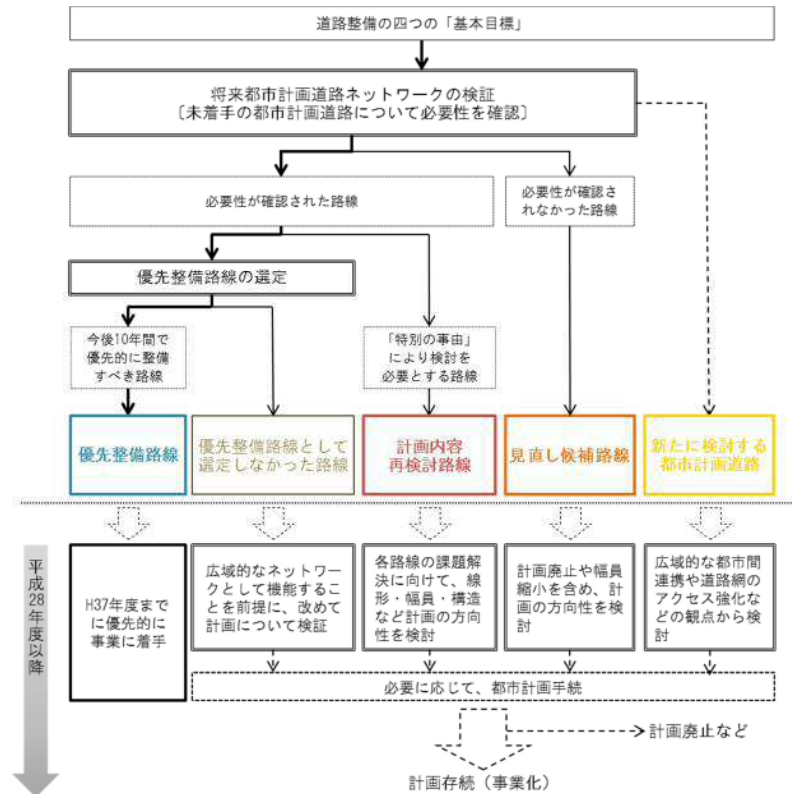
[1] 都市内におけるまとまった交通を受け持つ道路のことで以下を指します。ただし、自動車専用道路及び国道は対象外としました。

区部：放射線、環状線、補助線街路

多摩地域：名称「区分三」の都市計画道路（都市計画道路の 6 区分のうち「区分三」に該当するもの）

（例）「西東京③・3・3」の場合、○で囲んだ名称の部分が「3」と表記されている街路

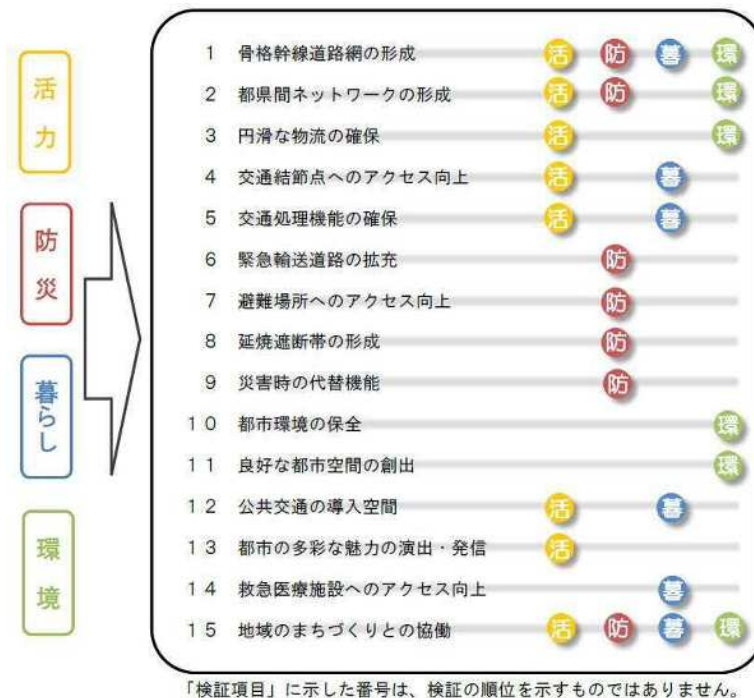
(1) 検討の流れ



出典：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28 年 3 月 東京都）

図 1-9 「東京における都市計画道路の整備方針」検討の流れ

(2) 将来都市計画道路ネットワークの検証の検証項目

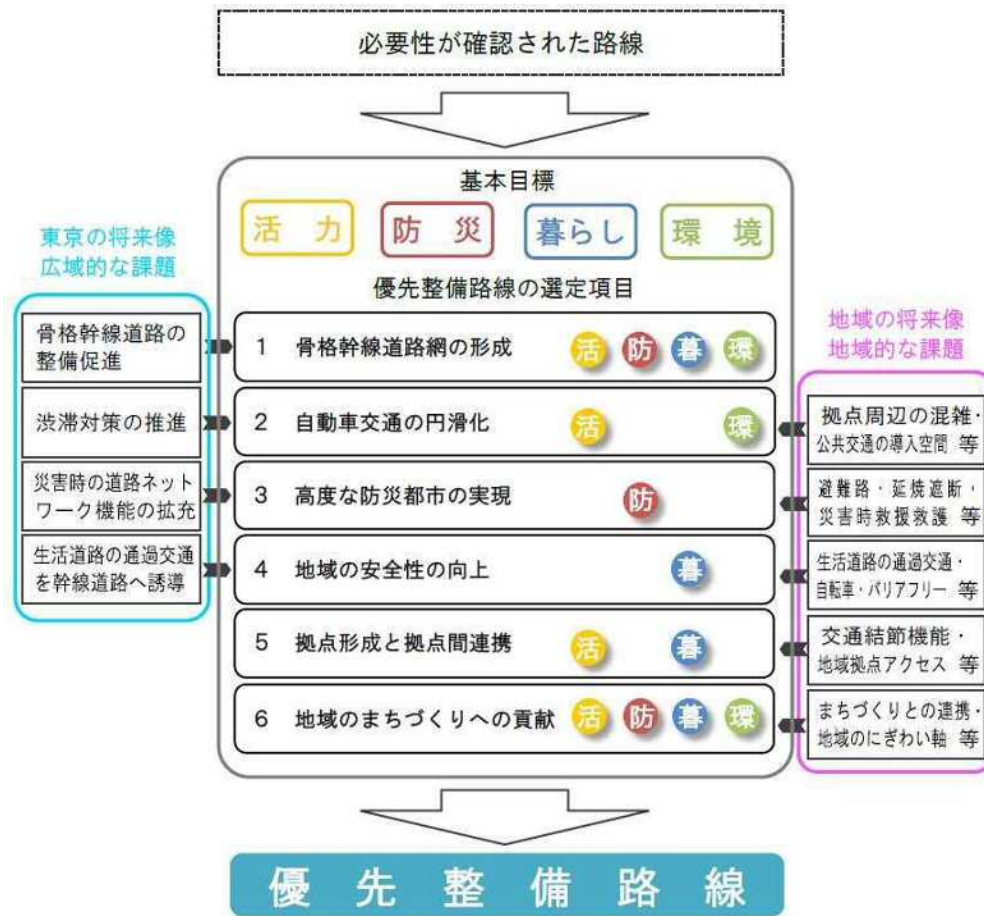


「検証項目」に示した番号は、検証の順位を示すものではありません。

出典：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28 年 3 月 東京都）

図 1-10 将来都市計画道路ネットワークの検証の検証項目

(3) 優先整備路線の選定の考え方



出典：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28 年 3 月 東京都）

図 1-11 優先整備路線の選定の考え方

(コラム/参考)都市計画道路とは

1. 都市における道路の機能

都市における道路は以下に示すように多様な機能を有しています。

- ①都市における円滑な移動を確保するための交通機能
- ②都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、上・下水道、電気、ガスなど生活を支える施設や公共交通の収容空間を確保するための空間機能
- ③都市の骨格を形成し、街区を構成するための市街地形成機能



図 1-12 都市における道路が有する機能

2. 都市計画道路とは

都市計画道路は「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づき定める都市施設です。都市施設は円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。都市計画道路は、主に交通機能に着目して、次の 4 つに分類されます。都市計画道路を定めるに当たっては、目指すべき都市像を実現するため、道路が有する様々な機能が各道路の担うべき役割に応じて適切に確保されるよう配置や構造等を検討します。

表 1-2 都市計画道路の主な役割

都市計画道路の種別	主 な 役 割
自動車専用道路	都市高速道路などの専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量かつ高速に処理する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つ道路
区画街路	街区内の交通を集散させ、街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した道路
特殊街路	自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路

都市計画道路が計画されている区域では、将来的に道路整備が円滑に進むように、土地の形質変更や建物の建築に際して一定の制限がかかっています。

第 2 章

基本的な考え方

第2章 基本的な考え方

1 背景

東京都では「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、2040年代の目指すべき都市像やその実現に向けた取組の方向性を示しています。東京の都市づくりの目標である活力とゆとりのある高度成熟都市を実現させるため、広域的な交流・連携や災害に強い都市づくり、個性を生かした魅力あるまちづくりなどを支える都市計画道路ネットワークの充実が不可欠です。

このような都市像を実現に向け、限られた財源の下、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、整備方針（第四次事業化計画）に基づき、優先整備路線の整備を推進しています。これにより「都市づくりのグランドデザイン」の目標時期である2040年代には、都市計画道路の約8割が完成する時代を迎えることになります。

その一方で、優先整備路線として選定しなかった残る約2割の都市計画道路については、将来都市計画道路ネットワークの検証を行い、その必要性を確認しているものの、事業着手までに期間を要することとなり、都市計画法による建築制限^[1]が更に長期化することが想定されます。

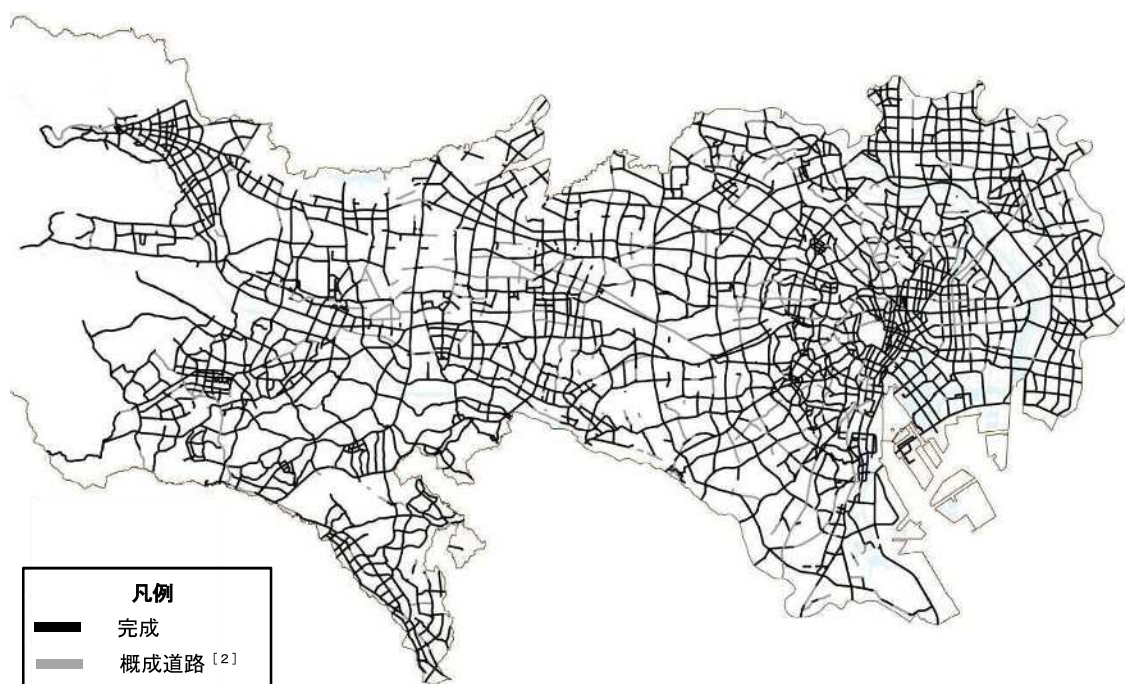


図2-1 2040年代の都市計画道路ネットワーク（想定）^[3]

[1] 都市計画法では、将来における事業の円滑な施行を確保するため、建築行為に対する制限が課されており、第53条に建築の許可に関する規定、第54条にその許可の基準が定められています。都内では、一部の区市の優先整備路線を除く全ての都市計画道路区域内において、一定の条件の下で、3階建てまでの建築を許可する基準の緩和を行っています。

[2] P16を参照してください。

[3] 事業中路線、優先整備路線やみちづくり・まちづくりパートナー事業が予定されている路線等については、2040年代には完成しているものと想定して図示しています。また、国道、見直し候補路線、計画内容再検討路線等については、現在の整備状況を図示しています。なお、「みちづくり・まちづくりパートナー事業」とは、都道のうち、優先整備路線以外で東京都と市町村が連携協力して整備する事業のことです。

2 基本的な考え方

都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、計画決定から相当程度の時間を経ているものもあります。このため、東京都と特別区及び 26 市 2 町は、これまでも事業化計画を策定し、優先整備路線を選定する一方で、適宜、都市計画道路の見直しや建築制限の緩和を行ってきました。

少子高齢化の進展など東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対する都民ニーズは、日々変化し、そして多様化しています。このため、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があります。

こうしたことから、前述の背景も踏まえ、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、整備方針（第四次事業化計画）により、必要な都市計画道路の整備を着実に進める一方で、東京都と特別区及び 26 市 2 町は協働で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証を行い、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定することとしました。

3 検討対象

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の検討（以下「本検討」という。）においては、整備方針（第四次事業化計画）の将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等^{〔1〕}として選定しなかった未着手の都市計画道路（幹線街路^{〔2〕}）を対象^{〔3〕}とします。

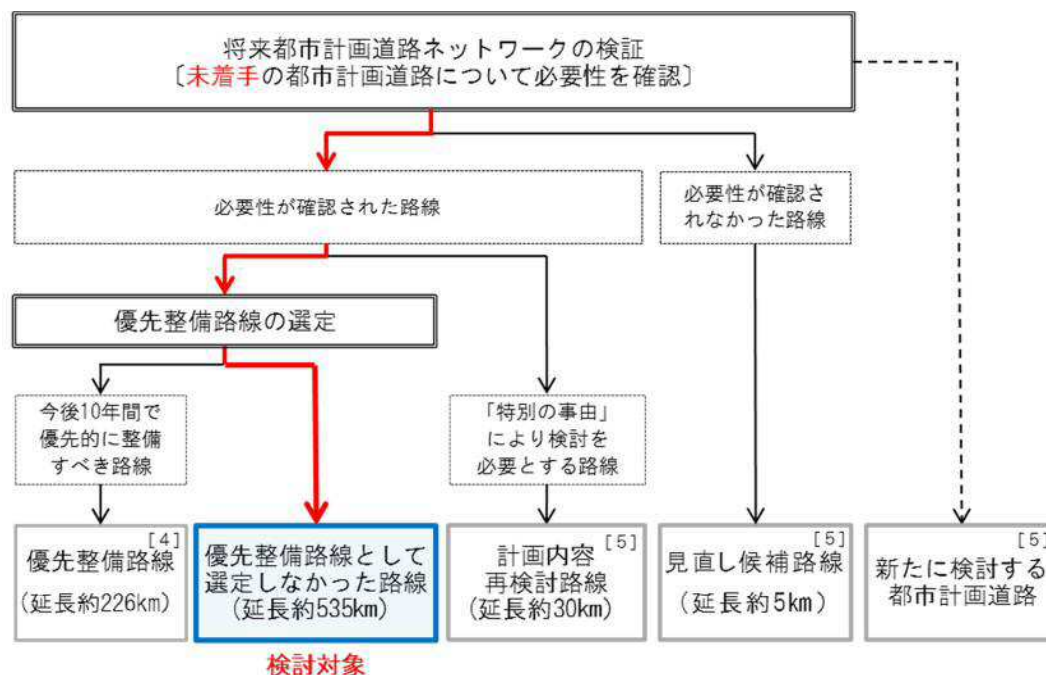


図 2-2 本検討の検討対象

〔1〕 優先整備路線のほか、計画内容再検討路線、みちづくり・まちづくりパートナー事業が予定されている路線等については、本検討の対象外としました。

〔2〕 幹線街路以外の区画街路等は対象外とします。ただし、区画街路等において都市計画変更が必要な場合には、区市町が個別に検討を行い、本検討と併せて都市計画手続等を行うことも可能としました。

〔3〕 概成道路も含みます。なお、橋梁区間のみの概成道路は対象外としました。また、国道及び事業中路線等は本検討の対象外としました。

〔4〕 平成 28 年度以降、順次事業化を行っています。

〔5〕 現在検討を行っており、必要に応じて、都市計画変更手続を行います。

本検討の対象延長約 535km の内訳は、表 2-1 のとおりです。

また、本検討では、対象を広域的な道路と地域的な道路とに分けて検証を行います。広域的な道路とは、交通や防災等の面から広域的な役割を果たす幹線道路で、現時点で、都が主な都道として整備・管理が必要と考える道路をいい、地域的な道路とは、広域的な道路以外をいいます。検討対象は図 2-3 のとおりです。

表 2-1 検討対象^[1]の内訳

	広域的な道路	地域的な道路	合計
概成道路 ^[2]	約 135 km	約 100 km	約 235 km
現道無道路 ^[3]	約 50 km	約 250 km	約 300 km
合計	約 185 km	約 350 km	約 535 km

[1] 本検討対象のうち、立体交差、橋詰及び事業実施済み区間は、延長に計上していないものもあります。

[2] P16 を参照してください。

[3] 現道がない道路、又は概成道路に至らない現道がある道路のことです。

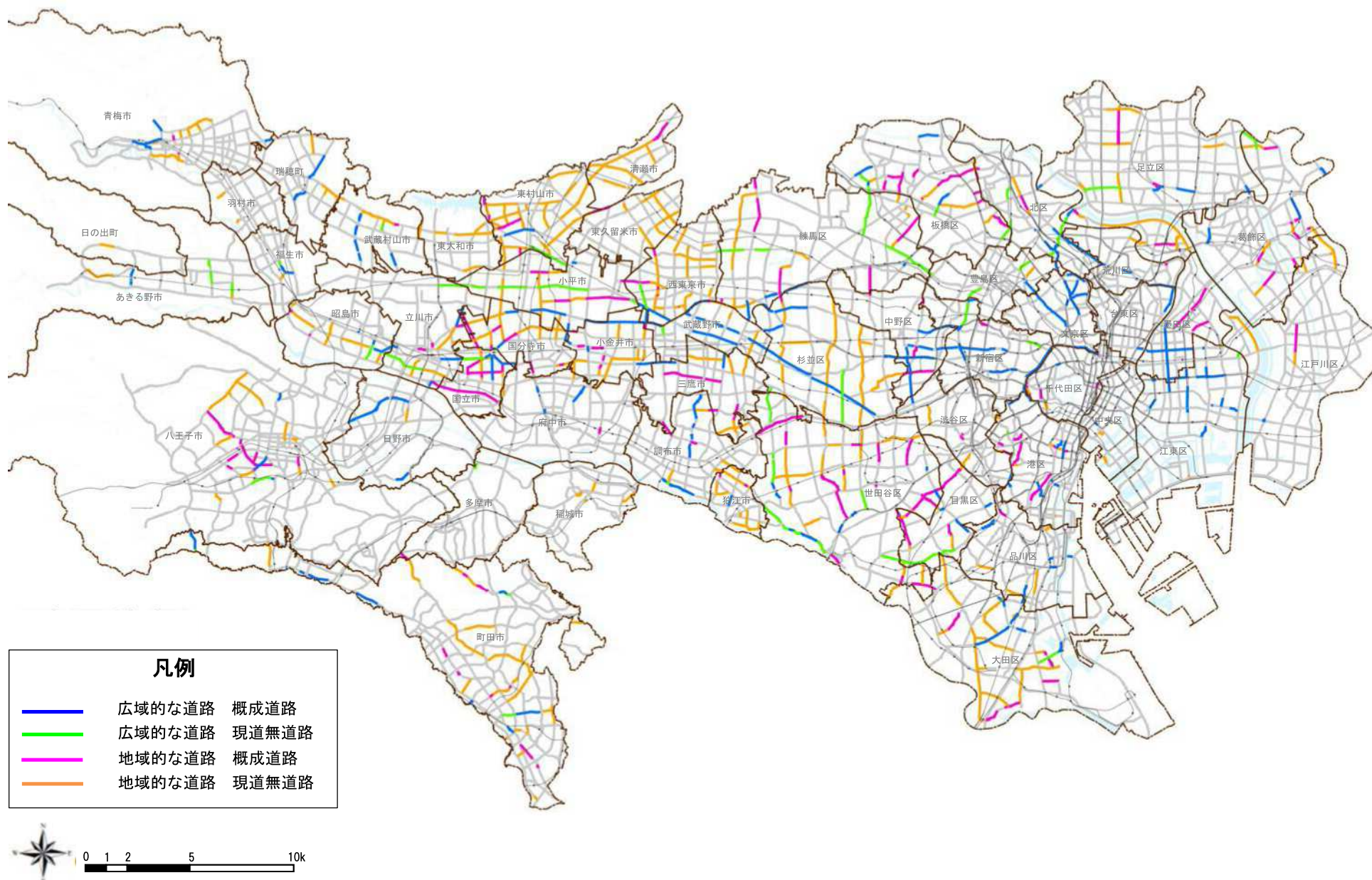


図 2-3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の検討対象

4 検討の視点

本検討では、整備方針（第四次事業化計画）の将来都市計画道路ネットワークの検証、すなわち都市計画道路をつなぐことの必要性の検証を前提とした上で、概成道路における拡幅整備の有効性や立体交差計画の必要性など、都市計画道路の整備形態等（つなぎ方）に関する新たな検証項目を設け、これらの計画内容を検討することとしました。

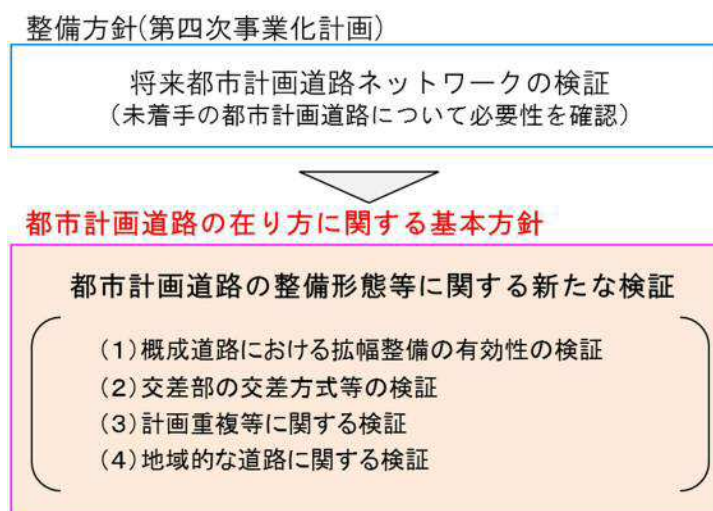


図 2-4 本検討の視点

5 検討フロー

本検討における検討フロー^{〔1〕}は図2-5のとおりです。
また、本検討における検証項目は表2-2のとおりです。

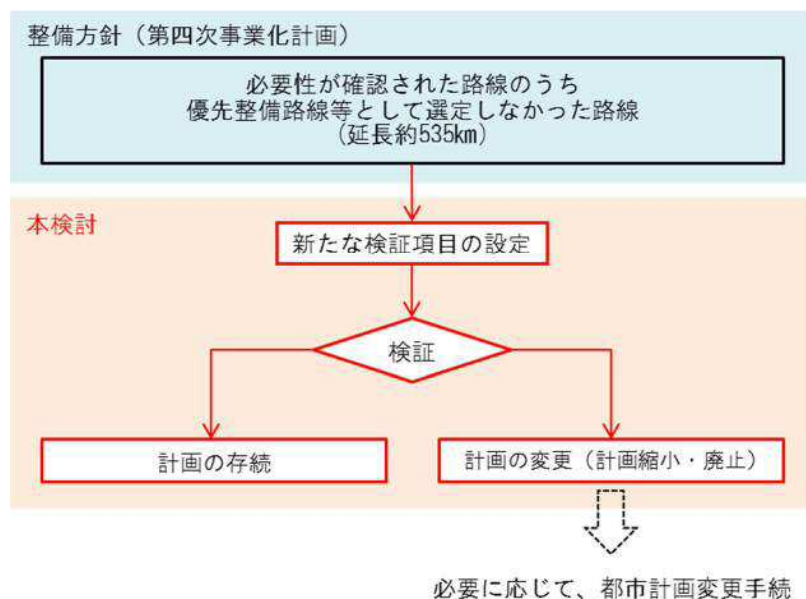


図2-5 本検討の検討フロー

表2-2 本検討の検証項目^{〔2〕}

検証項目	
大項目	小項目
1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証	(1) 概成道路
2 交差部の交差方式等の検証 ^{〔3〕}	(1) 立体交差 (2) 交差点拡幅部 (3) 支線 (4) 橋詰
3 計画重複等に関する検証	(1) 都市計画公園等との重複 ^{〔4〕} (2) 事業実施済区間
4 地域的な道路に関する検証	(1) 既存道路による代替可能性

〔1〕 今回の検討対象の中には、新たな検証項目のいずれにも該当しない区間があります。それらの区間は、今回、新たな検証は行いませんが、整備方針（第四次事業化計画）における検証では、将来都市計画道路ネットワーク、すなわち都市計画道路をつなぐことの必要性が確認されています。

〔2〕 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」で検証項目の一つとしていました隅切りについては、対象となる隅切りの箇所が非常に多く、その整備状況も様々であり、今回の検証項目とは別に対応することとしました。

〔3〕 交差部の交差方式等の検証においては、「計画の存続」と「計画の変更」のほかに「今後事業化を検討していく際に計画の要否を検証」とする分類もあります。

〔4〕 都市計画公園等との重複の検証においては、「今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所」と「今後関係機関と調整が必要な箇所」に分類し、都市計画変更の方向性を示します。（P56 参照）

第 3 章

具体的な検証項目

第3章 具体的な検証項目

1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証

(1) 概成道路

概成道路とは、都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、現況幅員が次の幅員を満たす道路のことです。

《区部》

計画幅員 15m 以上の場合、現況幅員が計画の 60%以上又は 18m 以上の道路
計画幅員 15m 未満の場合、現況幅員が 8m 以上の道路

《多摩地域》

現況幅員が 8m 以上の道路

概成道路には、昔からある旧街道（現道）に対して、拡幅の都市計画決定をしたものの、拡幅整備がなされずに現在に至っているものや、関東大震災後に実施された震災復興計画等で整備された道路（現道）に対して、その後新たに拡幅の都市計画決定をしたものの、拡幅整備がなされずに現在に至っているものも多く見られます。

概成道路の中には、都市計画道路に求められる機能をおおむね満たしている区間もあれば、車道部や歩道部が狭く、様々な課題が生じている区間もあります。

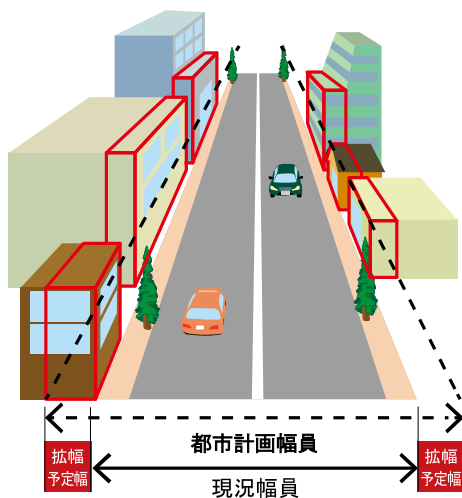


図3-1 概成道路のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、概成道路となっている区間^[1]としました。

[1] 立体交差・交差点拡幅部・支線（地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線）で評価する区間を除きました。

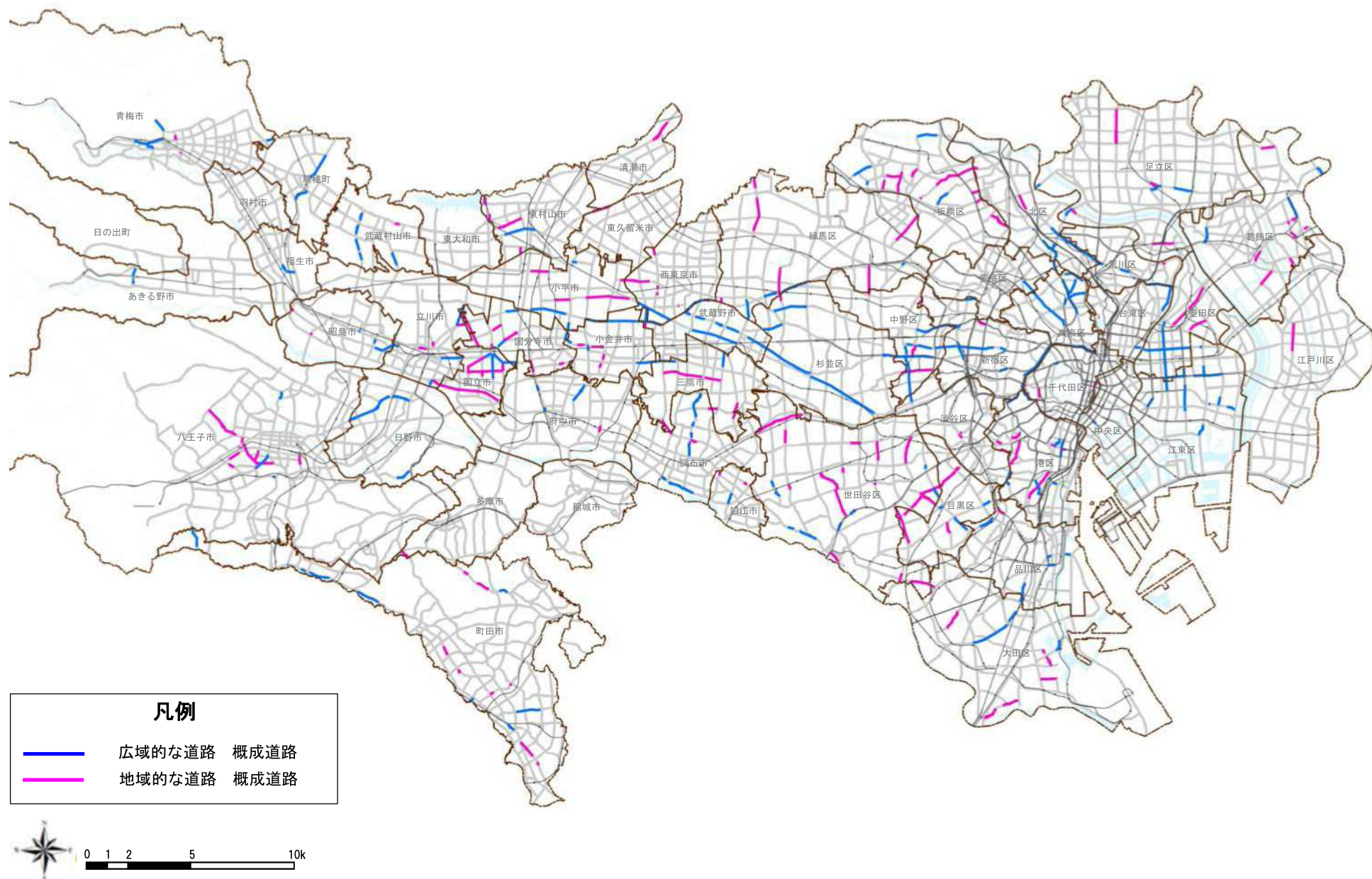
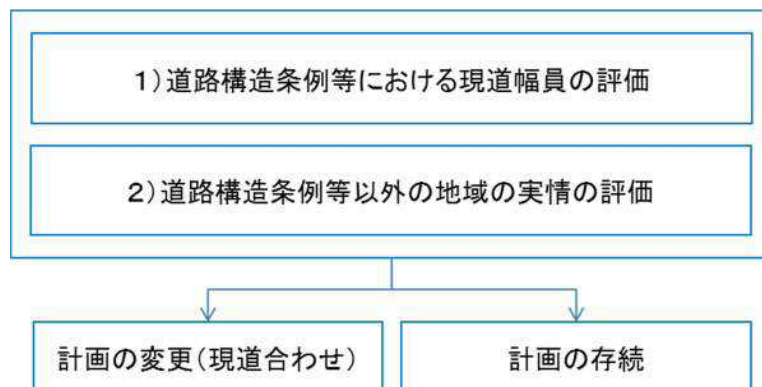


図3-2 概成道路 検証対象

検証方法

本検討においては、都市計画道路に求められる機能に着目し、概成道路の車道部・歩道部それぞれの構成要素に対して、道路構造条例等^{〔1〕}の基準を当てはめ、歩行者の状況や路線バスの運行状況等の地域の実情を踏まえた上で現道幅員の評価を行いました。さらに、防災都市づくり推進計画などの道路構造条例等以外の地域の実情の評価を行いました。

これらを踏まえ、概成道路の検証を実施^{〔2〕}し、「計画の変更（現道合わせ）」又は「計画の存続」とする区間としました。



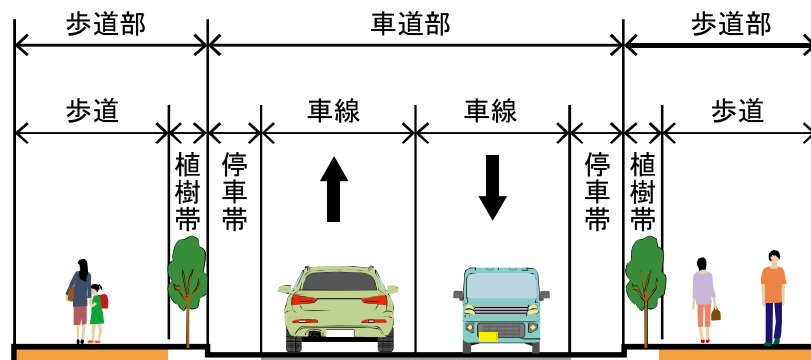
〔1〕 都道においては、「都道における道路構造の技術的基準に関する条例」（平成 24 年東京都条例第 145 号）を、区市町道においては、各区市町で定める同様の基準を指します。また、「道路構造令の解説と運用」（公益社団法人 日本道路協会）も含みます。

〔2〕 検証対象区間は、交差する都市計画道路との交差点間を評価の最小区間としました。鉄道や玉川上水が都市計画道路区域内に存在するなど特殊な都市計画道路の現道幅員の評価は、個別に検証を行うものとしました。また、概成道路のうち橋梁区間は、評価の対象外としました。

1) 道路構造条例等における現道幅員の評価

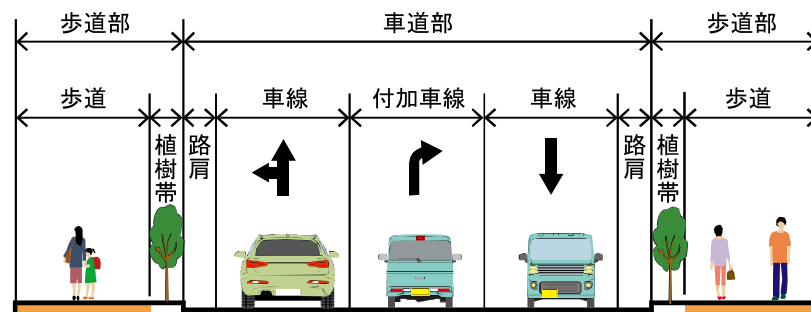
道路構造条例等を踏まえ、現道を評価する幅員として、車線数ごとの単路部及び交差点部のそれぞれにおける車道部及び歩道部の評価幅員を設定しました。それぞれの横断面に必要な構成要素及び幅員は図 3-3 及び図 3-4 のとおりです。

図 3-3 往復 2 車線道路の評価幅員の横断面構成
(単路部)



横断面構成要素	歩道	植樹帯	車道 (車線)	停車帯
広域的な道路	2.0m又は3.5m ^[1]	1.0m	3.0m	1.5m(2.0m ^[3]) ^[4]
地域的な道路	2.0m又は3.5m ^[1]	1.0m(0.5m ^[2])	3.0m	1.5m(2.0m ^[3]) ^[4]

(交差点部)



横断面構成要素	歩道	植樹帯	車道 (車線)	車道 (付加車線)	路肩
広域的な道路	2.0m又は3.5m ^[1]	1.0m	2.75m	2.5m	0.5
地域的な道路	2.0m又は3.5m ^[1]	1.0m(0.5m ^[2])	2.75m	2.5m ^[5]	0.5

[1] 歩行者交通量が多い場合は有効幅員 3.5m、それ以外の場合は 2.0m としました。(P21 参照)

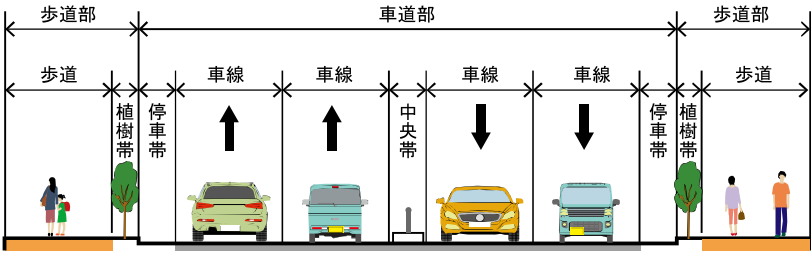
[2] 歩道部に植樹帯を設けない場合は路上施設帯として 0.5m を確保しました。なお、広域的な道路については原則として植樹帯の幅員を考慮することとしました。地域的な道路については、路線の状況に応じて植樹帯の幅員を考慮することとしました。

[3] 路線バス交通量が多い箇所は停車帯を 2.0m 以上としました。(P22 参照)

[4] 停車帯については、停車需要及び自転車通行空間を考慮し、幅員 1.5m を確保することを基本としました。また、車道部に停車帯を設けない場合は路肩として 0.5m を確保しました。

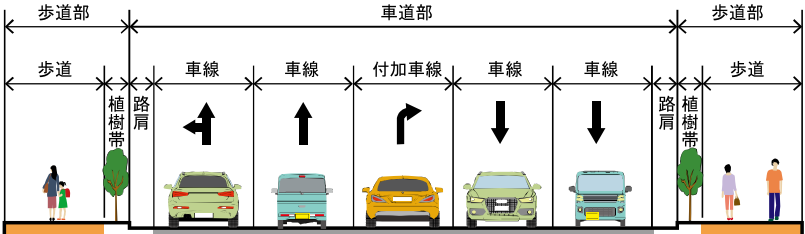
[5] 車道部に付加車線を設けない場合は、単路部と同様の横断要素としました。

図 3-4 往復 4 車線道路の評価幅員の横断面構成
(単路部)



横断面構成要素	歩道	植樹帯	車道 (車線)	中央帯	停車帯
広域的な道路	2.0m又は3.5m ^[1]	1.0m	3.25m	1.5m ^[6]	1.5m(2.0m ^[3]) ^[4]
地域的な道路					

(交差点部)



横断面構成要素	歩道	植樹帯	車道 (車線)	車道 (付加車線)	路肩
広域的な道路	2.0m又は3.5m ^[1]	1.0m	3.0m	2.5m	0.5
地域的な道路					

以上の横断面構成を踏まえ、歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員^[7]以上で、下記のいずれかを満たす場合に「計画の変更（現道合わせ）」としました。

- ・歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上である。
- ・歩道部の現道幅員が評価幅員以下でも、車道部幅員を歩道部幅員に配分することで歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上となる。

なお、4車線を超える多車線などの都市計画道路の現道幅員の評価は、同様の考え方で個別に検証を行うものとしました。

[6] 往復 4 車線道路については、安全かつ円滑な交通を確保するため、中央帯(幅員 1.5m)を確保することを基本としました。ただし、現況で中央帯を設置していない往復 4 車線道路については、正面衝突事故や横断歩道がない場所での歩行者の横断事故の発生状況を確認し、これらの事故が少ない場合は、中央帯の幅員を確保しないものとして評価しました。(P23 参照)

[7] 単路部と交差点部で評価幅員が異なる場合は、いずれか広い幅員で評価することとしました。

歩道、停車帯、中央帯については、①から⑤の地域の実情を踏まえ、現道幅員を評価することとしました。

①歩行者交通量による歩道幅員の評価

歩道幅員については、道路構造条例等に基づき、歩行者交通量が多い場合は有効幅員 3.5m、それ以外の場合は 2.0m としました。

本検討において歩行者交通量が多い場合の目安は、約 4,000 人/12 時間（両側）以上としました。

[歩行者交通量について]

歩行者交通量約 4,000 人/12 時間（両側）とは、ピーク時の 1 時間あたりに換算すると、約 5 人/分（片側）^{〔1〕}です。

これは、おおよそ歩道 100m 区間内で約 8 人程度（平均歩行分速 70m/分の場合）の歩行者が歩いている状態です。



図 3-5 歩行者交通量約 4,000 人/12 時間（両側・ピーク時）の例

〔1〕 区部におけるピーク率を平均約 16%で換算しました。

②停車需要及び自転車通行空間による停車帯幅員の評価

停車帯については、停車需要及び自転車通行空間を考慮し、幅員 1.5m を確保することを基本としました。



図 3-6 停車帯(1.5m)のイメージ



図 3-7 停車帯(1.5m)の自転車通行空間イメージ

道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の一部改正（平成 31 年 4 月 25 日施行）で新たに定められた自転車通行帯については、本検討では停車帯 1.5m 幅の中で自転車通行帯の幅員^{〔1〕}を確保するものとして評価しました。

③路線バス交通量による停車帯幅員の評価

路線バス交通量が多い場合、本線の交通流動が阻害されないようにするため、停車帯の幅員は 2.0m 以上としました。本検討において路線バスの交通量が多い場合の目安は、本線の交通流に影響を与えない程度として、約 400 台/12 時間(両側)としました。



図 3-8 停車帯(2.0m 以上)のイメージ

[バス交通量について]

バス交通量約 400 台/12 時間（両側）とは、1 時間当たり約 30 台（両側）です。これは、およそ 3～4 分に 1 台程度（片側）となります。



図 3-9 バス停留所（バスベイ）の設置例

〔1〕 本検討においては、自転車通行帯幅員 1.0m＋路肩 0.5m として評価しました。

④交通事故状況による中央帯幅員の評価

往復4車線道路については、安全かつ円滑な交通を確保するため、中央帯（幅員1.5m）の幅員を確保することを基本としました。ただし、現況で中央帯を設置していない往復4車線道路については、正面衝突事故や横断歩道がない場所での歩行者の横断事故の発生状況を確認し、これらの事故が少ない場合は、中央帯の幅員を確保しないものとして評価しました。

⑤交差点の交通状況による付加車線幅員の評価

交差点部において渋滞が発生している場合や安全で円滑な交通処理を確保する必要がある場合は、必要な付加車線の幅員を確保するものとして評価しました。

これらを踏まえた評価幅員の主な構成例は、次頁のとおりとしました。

●往復2車線道路の評価幅員の構成例

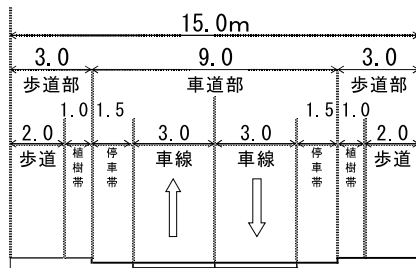


図3-10 歩行者交通量が多くない場合

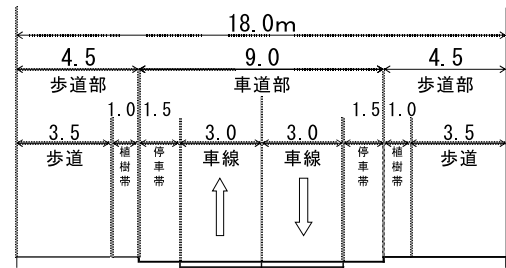


図3-11 歩行者交通量が多い場合

●往復4車線道路の評価幅員の構成例

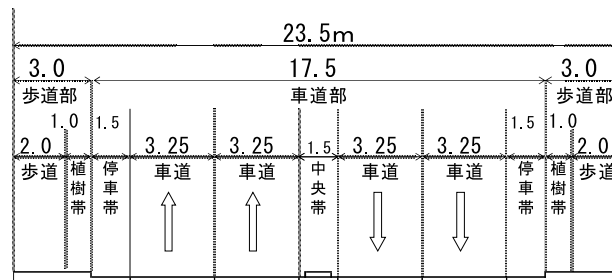


図3-12 歩行者交通量が多くない場合

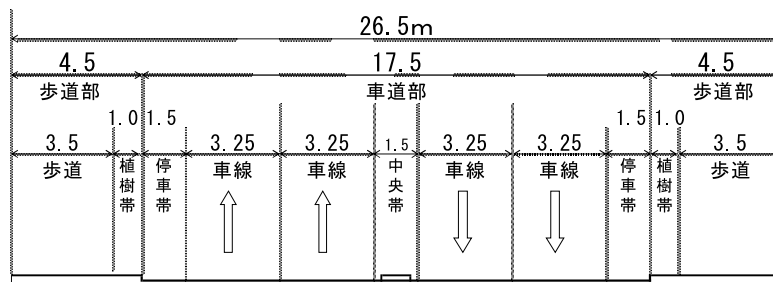


図3-13 歩行者交通量が多い場合

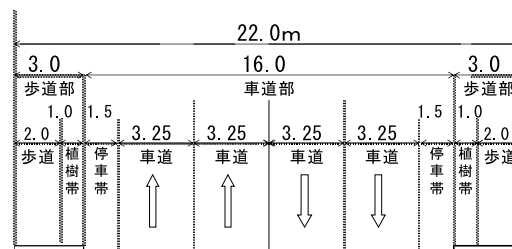


図3-14 中央帯を設けず、歩行者交通量が多くない場合

2) 道路構造条例等以外の地域の実情の評価

道路構造条例等における現道幅員の評価以外として、①から③の地域の実情を踏まえ、現道幅員を評価することとしました。

①防災都市づくり推進計画の評価

対象の概成道路が、「防災都市づくり推進計画（改定）」の延焼遮断帯に位置付けられており、かつその延焼遮断帯が未形成の場合は、計画を存続することとしました。



不燃化率：(B/A) × 100%

A：全建築物建築面積

B：耐火建築物建築面積 + 準耐火建築物建築面積 × 0.8

出典：「防災都市づくり推進計画（改定）」（平成 28 年 3 月 東京都）

図 3-15 延焼遮断帯の形成

②前後区間の整備状況の評価

対象の概成道路が、整備済区間等に挟まれている区間であり、線形、歩行者空間及び交差点部の視距の確保等の観点から、渋滞解消や安全性の向上を図る必要がある場合は、計画を存続することとしました。

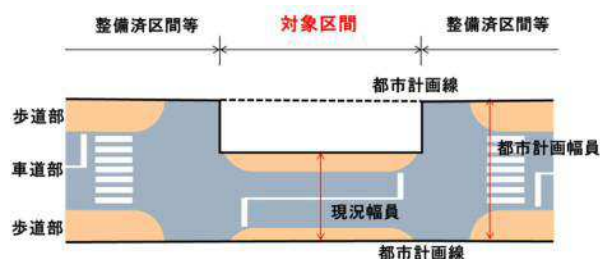


図 3-16 前後区間の整備状況のイメージ

③地区計画による評価

概成道路の検証対象区間で、区市町が地区計画を策定し、まちづくりを行っている場合について、これまでの取組の継続性や街並みの連続性など、まちづくりの観点から既定の都市計画幅員での整備が必要な場合は、計画を存続することとしました。

検証結果

以上を踏まえ、概成道路の【計画の変更（現道合わせ）】予定路線（区間）の一覧表及び位置図並びに箇所図を示します。

表 3-1 【計画の変更（現道合わせ）】予定路線（区間）の一覧表

No.	路線名	区間	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
概-1	放射 14 号線	亀戸駅付近街路 2 ～補助 116 号線	江東区	110	都
概-2	放射 24 号線	環状 4 号線付近～放射 6 号線	新宿区	420	都
概-3	補助 74 号線	小滝橋付近～環状 6 号線	新宿区・中野区	790	都
概-4	補助 79 号線	補助 95 号線～大塚駅付近	文京区・豊島区	2,940	都
概-5	補助 110 号線	放射 29 号線付近～ 特別区道江 27 号付近	江東区	500	都
概-6	補助 229 号線	補助 76 号線～ 杉並区道 1904 号線付近	杉並区・練馬区	660	都
概-7	立川 3・2・10 号線	立川 3・2・11 号線～ 立川 3・1・34 号線付近	立川市	410	市
概-8	武蔵野 3・4・3 号線	武蔵野 3・5・19 号線～ 武蔵野 3・3・6 号線付近	武蔵野市	710	都
概-9	日野 3・4・1 号線（東）	日野 3・4・12 号線～ 日野 3・4・15 号線	日野市	550	都
概-10	日野 3・4・1 号線（西）	日野 3・5・20 号線～ 日野 3・3・21 号線	日野市	820	都
概-11	国立 3・1・11 号線	国立 3・4・5 号線付近～国立駅	国立市	1,220	都

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

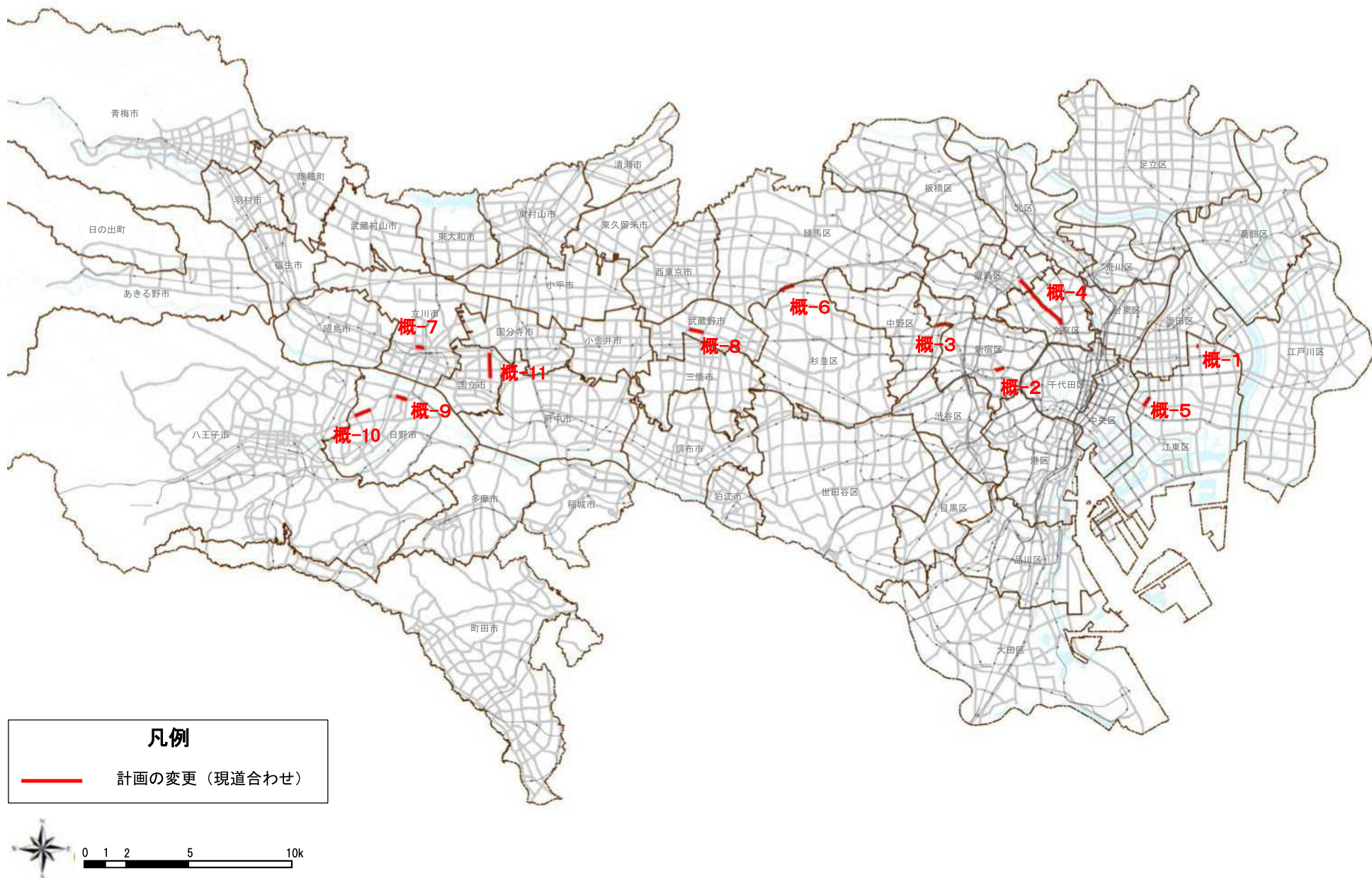


図 3-17 【計画の変更（現道合わせ）】予定路線の位置図

【概成道路】

概-1 放射14号線



概-2 放射24号線



概-3 補助74号線



概-4 補助79号線



概-5 補助110号線



概-6 補助229号線



変更予定路線： ■ 、完成又は事業中の路線： ■、概成道路： ■ ■ ■
 現道無道路： ■ ■ ■、区市町境： ■ ■ ■ ■ ■

図 3-18 【計画の変更（現道合わせ）】 予定路線の箇所図

【概成道路】

概-7 立川3・2・10号線



概-8 武蔵野3・4・3号線



概-9 日野3・4・1号線（東）



概-10 日野3・4・1号線（西）



概-11 国立3・1・11号線



変更予定路線： ■、完成又は事業中の路線： ■、概成道路： ■ ■ ■
 現道無道路： ■ ■ ■、区市町境： ■ ■ ■ ■ ■

図3-19 【計画の変更（現道合わせ）】 予定路線の箇所図

2 交差部の交差方式等の検証

(1) 立体交差

本検討において、立体交差とは、都市計画道路と都市計画道路との立体交差を指します。その機能としては、円滑な交通の確保及び速達性の向上が挙げられます。



図 3-20 立体交差（オーバース）
のイメージ



図 3-21 立体交差（アンダーパス）
のイメージ

検証対象

都市計画道路と都市計画道路との立体交差（事業中及び優先整備路線等を除く。^[1]）のうち、立体交差の構造物が未着手の箇所としました。

[1] 立体交差計画がある交差点で交差道路の主道路に事業中又は優先整備路線等が含まれる場合は対象外としました。

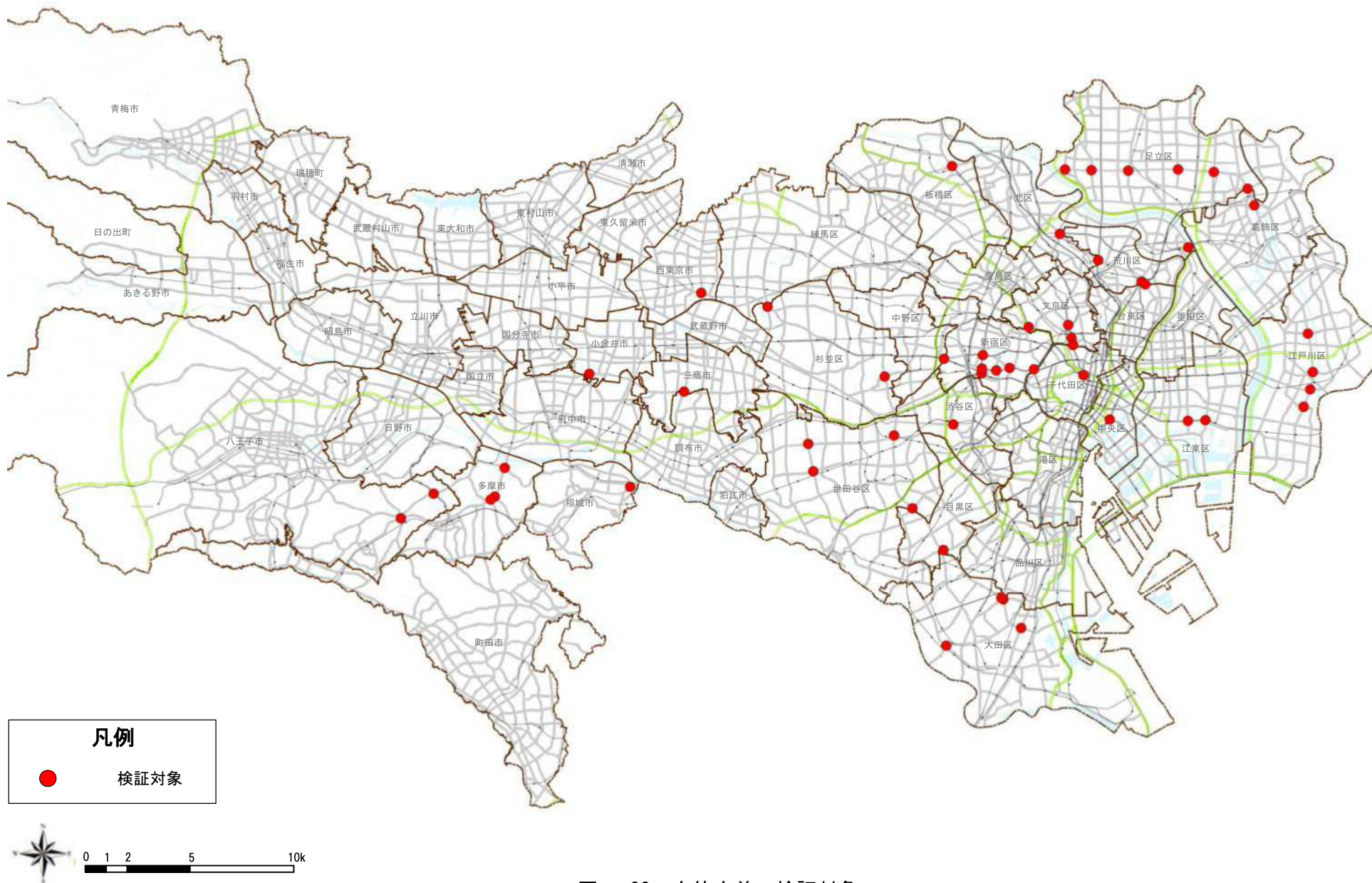


図3-22 立体交差 検証対象

検証方法

立体交差については、都市間連携に資する幹線道路を設定するとともに、地域の実情も踏まえ、以下のとおり立体交差計画の要否を検証しました。

1) 都市間連携に資する幹線道路について

広域的な都市構造を考慮し、都市間を連携するなど、立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線（主要な交通機能を担う国道及び原則4車線以上の幹線道路）を、「都市間連携に資する幹線道路」として下記のとおり設定し、この道路に位置する立体交差計画は、「計画の存続」^{〔1〕}としました。



図3-23 都市間連携に資する幹線道路

〔1〕 立体交差計画において、従道路が「都市間連携に資する幹線道路」である場合も含まれます。

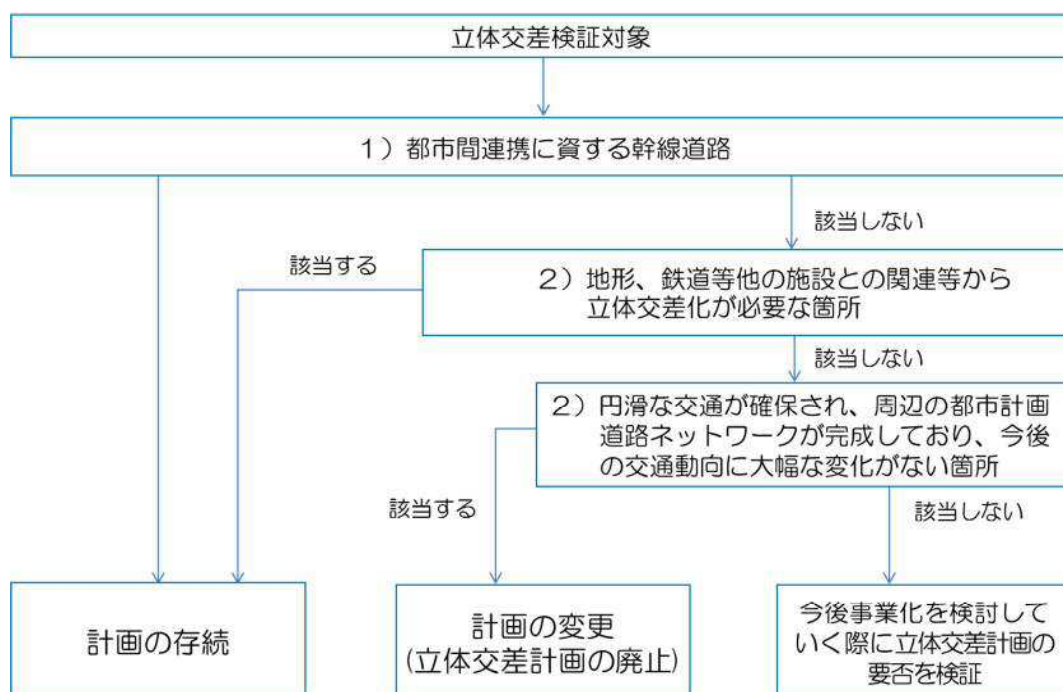
2) 地形や交通状況等の地域の実情による評価

立体交差計画が「都市間連携に資する幹線道路」に位置していないが、地形、鉄道等の施設との関連等から立体交差化が必要な箇所については、「計画の存続」としました。

それ以外の立体交差計画については、現況の平面交差点で円滑な交通が確保されていることに加え、周辺の都市計画道路ネットワークが完成していることにより、今後の交通動向に大幅な変化がないと検証された立体交差計画は、「計画の変更（立体交差計画の廃止）」を行う箇所としました。

さらに、これらに該当しない立体交差計画については、今後の周辺道路ネットワークの状況や交通動向等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に立体交差計画の要否を検証」を行う箇所としました。

以上の1) 2) についてまとめると下記のようなフローになります。



検証結果

以上を踏まえ、立体交差の【計画の変更（立体交差計画の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に立体交差計画の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（立体交差計画の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-2 【計画の変更（立体交差計画の廃止）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	交差点名	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
立-1	八王子3・2・5号線	大栗川橋南	八王子市	都
立-2	八王子3・4・8号線	堰場	八王子市	都

表 3-3 【今後事業化を検討していく際に立体交差計画の要否を検証】
予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	交差点名	所在 区市町
立-3	放射6号線	住吉町	新宿区
立-4	放射6号線	淀橋	新宿区・中野区
立-5	放射7号線	江戸川橋	文京区
立-6	放射9号線	壱岐坂下	文京区
立-7	放射9号線	西片	文京区
立-8	放射16号線	東陽町駅前	江東区
立-9	放射16号線	日曹橋	江東区
立-10	放射23号線	代々木公園交番前	渋谷区
立-11	放射24号線	富久町西	新宿区
立-12	環状1号線	気象庁前	千代田区
立-13	環状2号線	市谷八幡町	新宿区
立-14	環状2号線	水道橋	文京区
立-15	環状5の1号線	新宿二丁目	新宿区
立-16	環状5の1号線	新宿五丁目東	新宿区
立-17	環状5の1号線	新宿七丁目	新宿区
立-18	環状5の2号線	—	北区・荒川区
立-19	環状5の2号線	—	北区

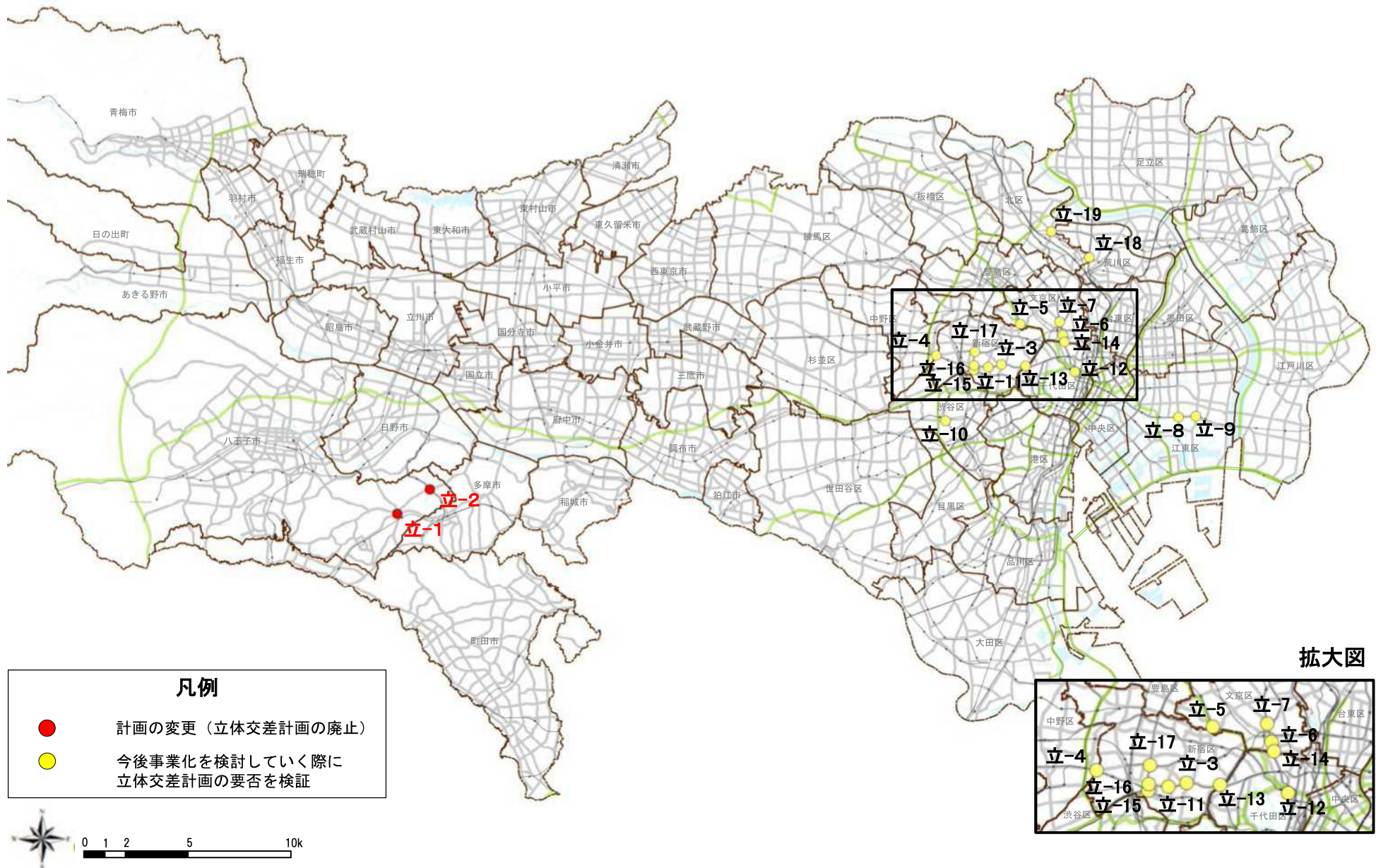


図3-24 【計画の変更（立体交差計画の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に立体交差計画の要否を検証】予定路線の位置図

【立体交差】

立-1 八王子3・2・5号線（大栗川橋南交差点）



立-2 八王子3・4・8号線（堰場交差点）



変更予定路線： 、完成又は事業中の路線：

図3-25 【計画の変更（立体交差計画の廃止）】 予定路線の箇所図

(コラム/参考)都市間連携に資する幹線道路について

「都市づくりのグランドデザイン」では、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指す上で、環状メガロポリス構造で重視した道路ネットワークを更に強化・活用することとしています。そして、道路・交通ネットワークの発達等による時間距離の短縮を踏まえ、産業や観光など、様々な分野における交流・連携の強化を図ることとしています。

交差部の交差方式等の検証のうち、立体交差の検証においては、このような広域的な都市構造を考慮し、都市間を連携するなど、立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線として、「都市間連携に資する幹線道路」を設定しました。

[交流・連携・挑戦の都市構造]

環状メガロポリス構造で重視した道路ネットワークを更に強化・活用するとともに、東京の大きな強みの1つである網の目の鉄道ネットワークも充実・活用し、「自由自在な移動と交流」を支えます。

また、空港・港湾機能を一層強化することで、東京圏にとどまらず、国内外を視野に入れ、「交流・連携・挑戦」を促進していきます。

これらの道路・交通ネットワークの発達等による時間距離の短縮を踏まえ、従来の環状メガロポリス構造よりも広い圏域も視野に入れ、産業や観光など、様々な分野における交流・連携の強化を図ります。

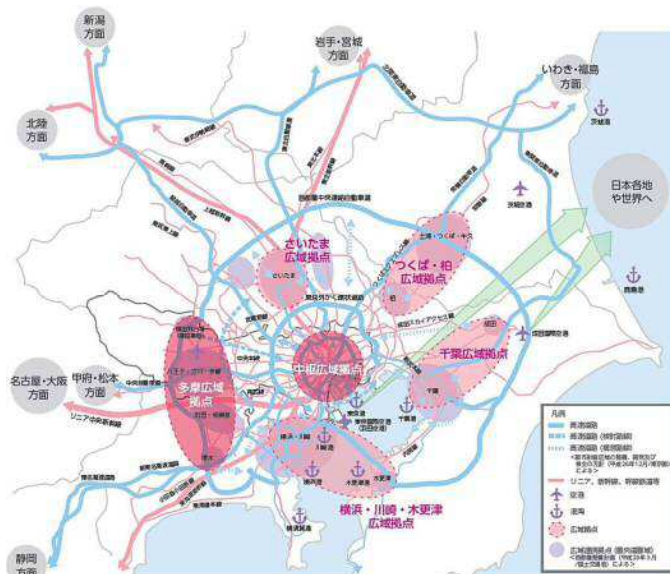


図 3-26 交流・連携・挑戦の都市構造

出典：「都市づくりのグランドデザイン」（平成 29 年 9 月 東京都）

○中央環状線内側の幹線道路について

都内における都市高速道路は、自動車交通の混雑緩和や一般街路から通過交通の排除等を図ることを目的とした一般街路と平面交差のない自動車専用道路です。特に中央環状線内側の都市高速道路は、幹線街路に期待される速達性などの機能の一部を担っています。

このため、本検討では中央環状線内側の幹線街路（国道除く）は、立体交差の検証における「都市間連携に資する幹線道路」としないこととしました。



図 3-27 都内における都市高速道路

（２）交差点拡幅部

交差点拡幅部とは、左（右）折車線の設置を考慮した、交差点部における付加車線用の拡幅部です。左（右）折交通が特に多い場合や、左（右）折車及び左（右）折の流出部の歩行者がともに多い場合など、交通処理のため左（右）折車線の設置が必要とされる交差点において、単路部の計画幅員より広く計画されている箇所をいいます。

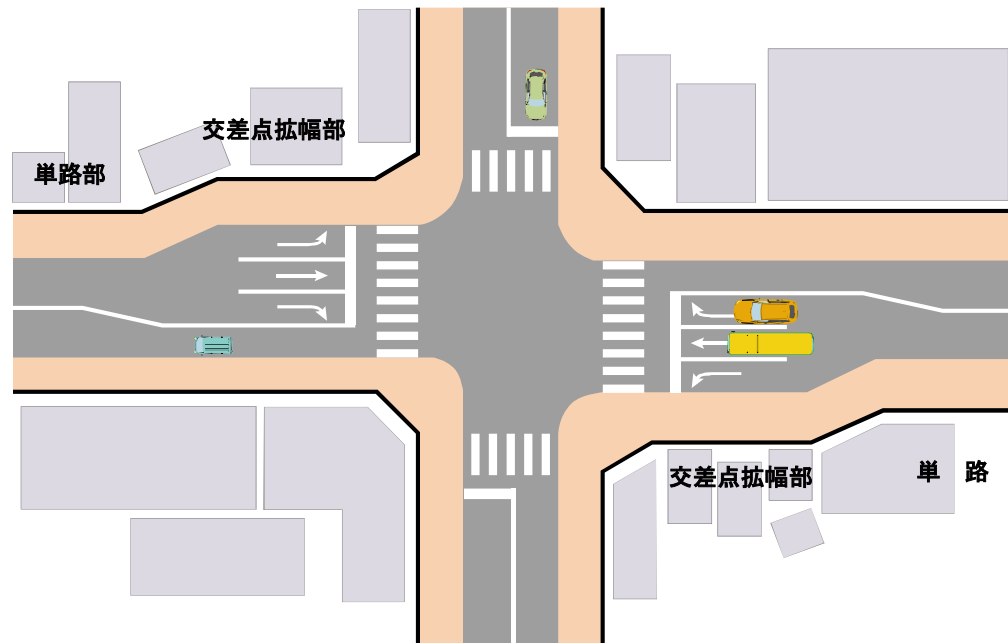


図 3-28 交差点拡幅部のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、交差点拡幅部が未着手の箇所^{〔1〕}としました。

〔1〕 交差するいずれかの都市計画道路に事業中又は優先整備路線等が含まれる場合は対象外としました。

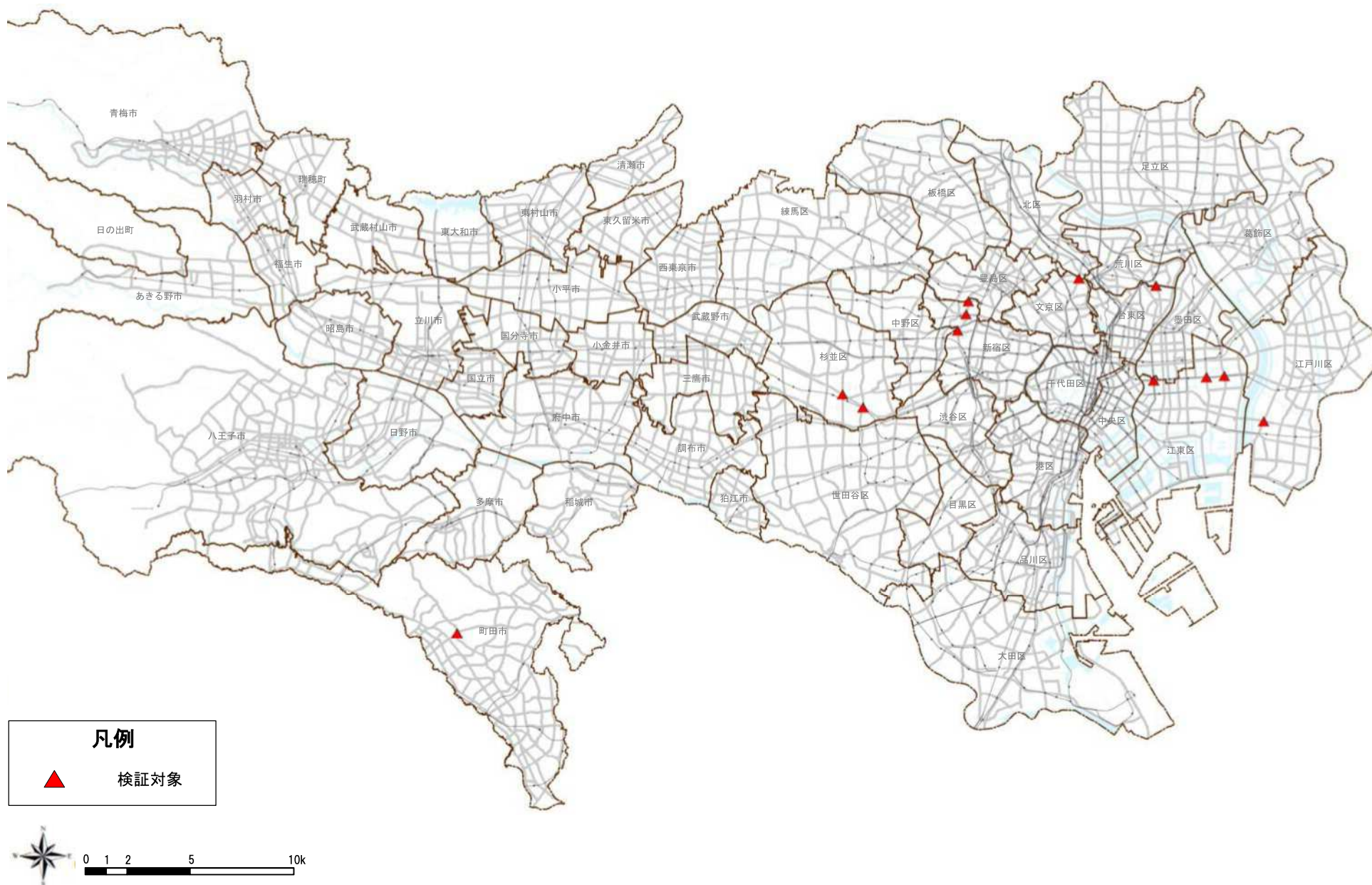


図 3-29 交差点拡幅部 検証対象

検証方法

交差点拡幅部を含む交差点については、以下のとおり分類し、交差点拡幅部計画の要否を検証しました。

- ①交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部
- ②交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

①交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部

円滑な交通が確保されており、道路線形や歩行者交通などの面から安全性に大きな問題がないと検証された交差点拡幅部は、「計画の変更（交差点拡幅部の廃止）」を行う箇所としました。

それ以外は「計画の存続」としました。

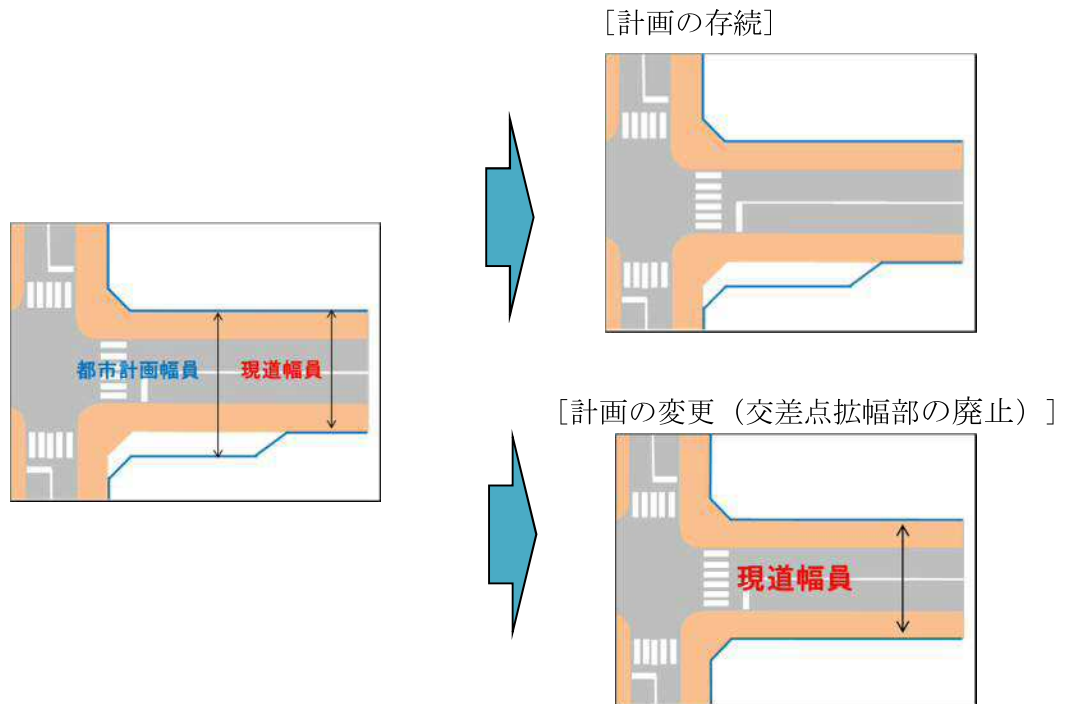


図 3-30 交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部

②交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

今後の周辺の都市計画道路ネットワークの状況や交通動向等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の計画の要否を検証」を行う箇所としました。

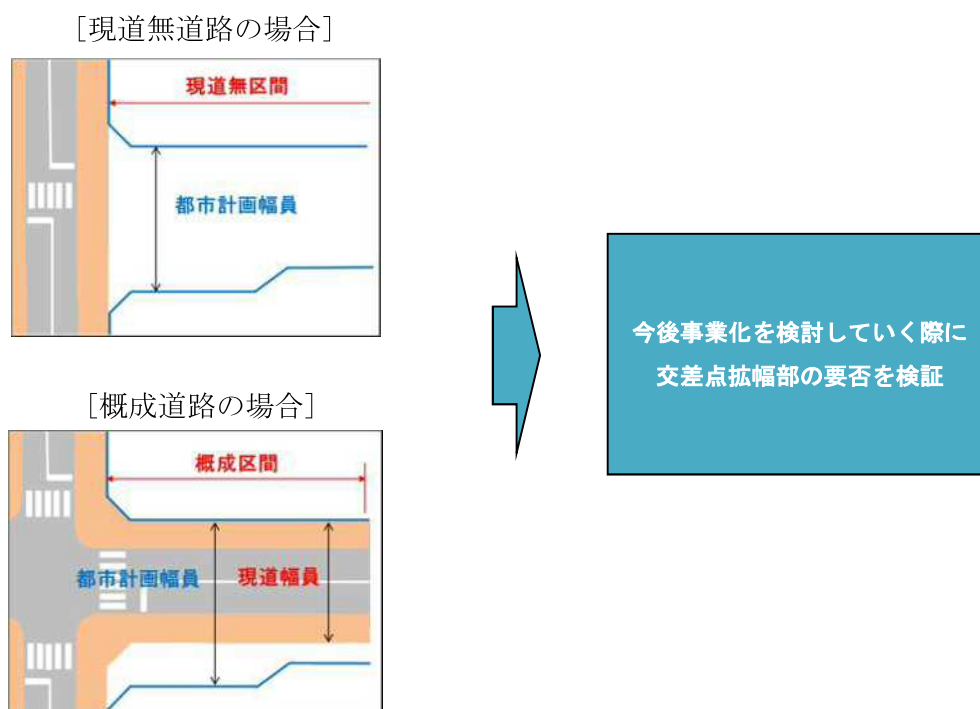


図 3-31 交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

検証結果

以上を踏まえ、交差点拡幅部の【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の計画の可否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-4 【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名		交差点名	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
交-1	放射 31 号線	補助 110 号線	森下駅前	江東区	都

表 3-5 【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の可否を検証】
予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名		交差点名	所在 区市町
交-2	放射 7 号線	補助 73 号線	—	新宿区
交-3	放射 23 号線	補助 128 号線	永福町駅前	杉並区
交-4	放射 23 号線	補助 133 号線	—	杉並区
交-5	放射 31 号線	環状 4 号線	大島六丁目	江東区
交-6	放射 31 号線	補助 116 号線	区民センター前	江東区
交-7	環状 4 号線	補助 93 号線	動坂下	文京区
交-8	環状 4 号線	補助 108 号線	汨橋	荒川区
交-9	補助 73 号線	補助 74 号線	小滝橋	新宿区
交-10	補助 73 号線	補助 76 号線	—	新宿区
交-11	町田 3・4・15 号線	町田 3・4・40 号線	—	町田市

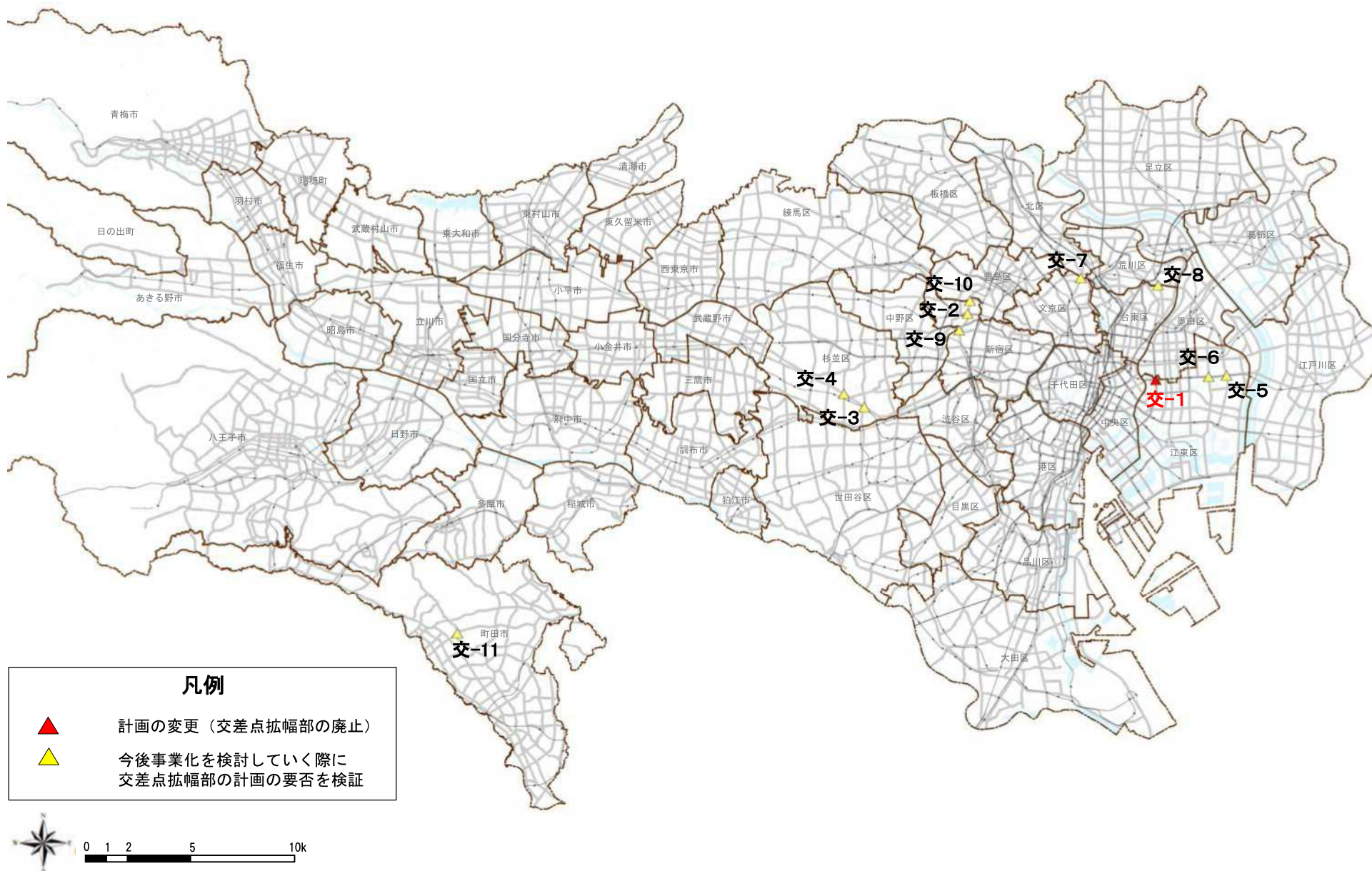


図 3-32 【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の可否を検証】予定路線の位置図

【交差点拡幅部】

交-1 放射31号線，補助110号線（森下駅前交差点）



変更予定路線： 、完成又は事業中の路線：

図 3-33 【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】 予定路線の箇所図

(3) 支線

支線は、交差する都市計画道路の交差部において①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線と、②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線とに分類されます。

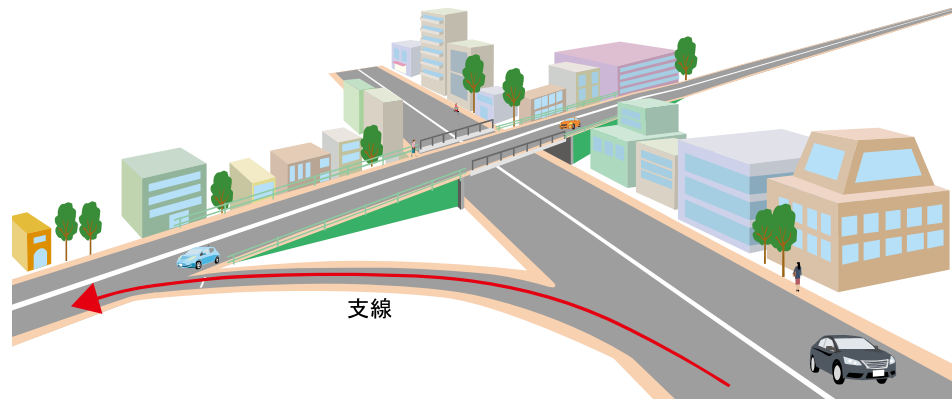


図 3-34 地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、支線が未着手の箇所^{〔1〕}としました。

〔1〕 現在まちづくりの検討を行っている支線は対象外としました。

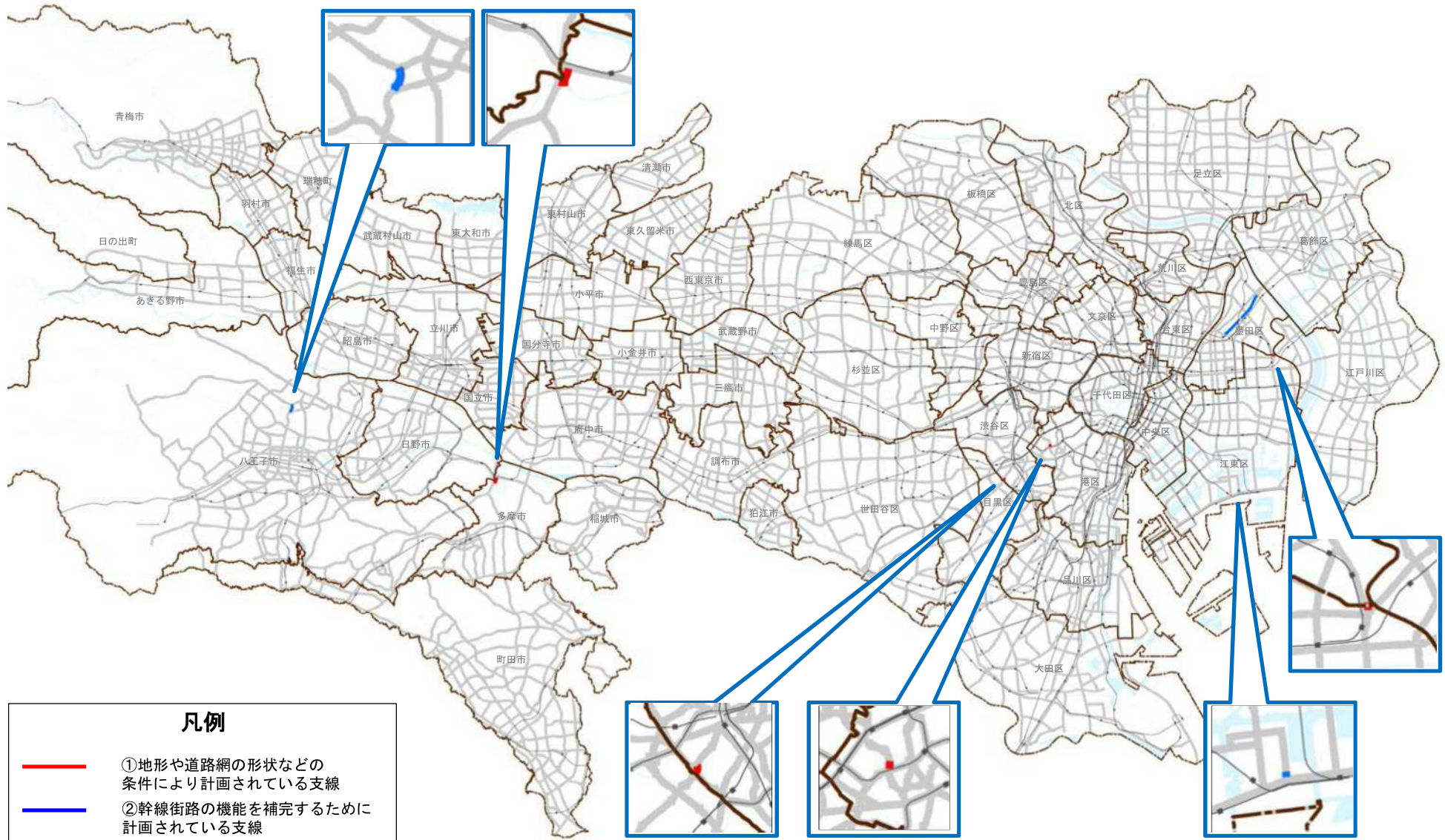


図3-35 支線 検証対象

計画されている支線の機能については、以下のとおり分類し、地域の実情を踏まえ、支線の要否を検証しました。

①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線

②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線

①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線

支線と接続する本線が完成しており、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないと検証された支線については「計画の変更（支線の廃止）」を行う箇所としました。

本線が未整備の支線や周辺の交通状況等を考慮する必要がある支線については、地形の状況や今後の交通動向等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証」を行う箇所としました。

②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線

下記のとおり分類して支線の要否を検証し、「計画の変更（支線の廃止）」を行う箇所、又は「計画の存続」とする箇所としました。

1) 広域的な道路の支線（概成道路）

概成道路における拡幅整備の有効性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

2) 地域的な道路の支線（概成道路）

概成道路における拡幅整備の有効性の検証と、既存道路による代替可能性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

3) 地域的な道路の支線（現道無道路）

既存道路による代替可能性^[1]の検証を行い、支線の要否を検証しました。

[1] P70 の第3章4（1）既存道路による代替可能性を参照してください。

検証結果

以上を踏まえ、支線の【計画の変更（支線の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】予定路線の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（支線の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-6 【計画の変更（支線の廃止）】予定路線の一覧表

No.	路線名	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
支-1	放射 14 号線支線 1	江東区	130	区
支-2	環状 4 号線支線 1	港区	150	都

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

表 3-7 【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】
予定路線の一覧表

No.	路線名	所在 区市町	延長 (m)
支-3	補助 50 号線支線 1	渋谷区	100
支-4	多摩 3・3・10 号線支線 1	多摩市	310

※ここで示す延長は目安です。

[1] 環状 4 号線支線 1 は、第 3 章 3 （ 1 ）都市計画公園等との重複の検証対象となっています。（P56 参照）

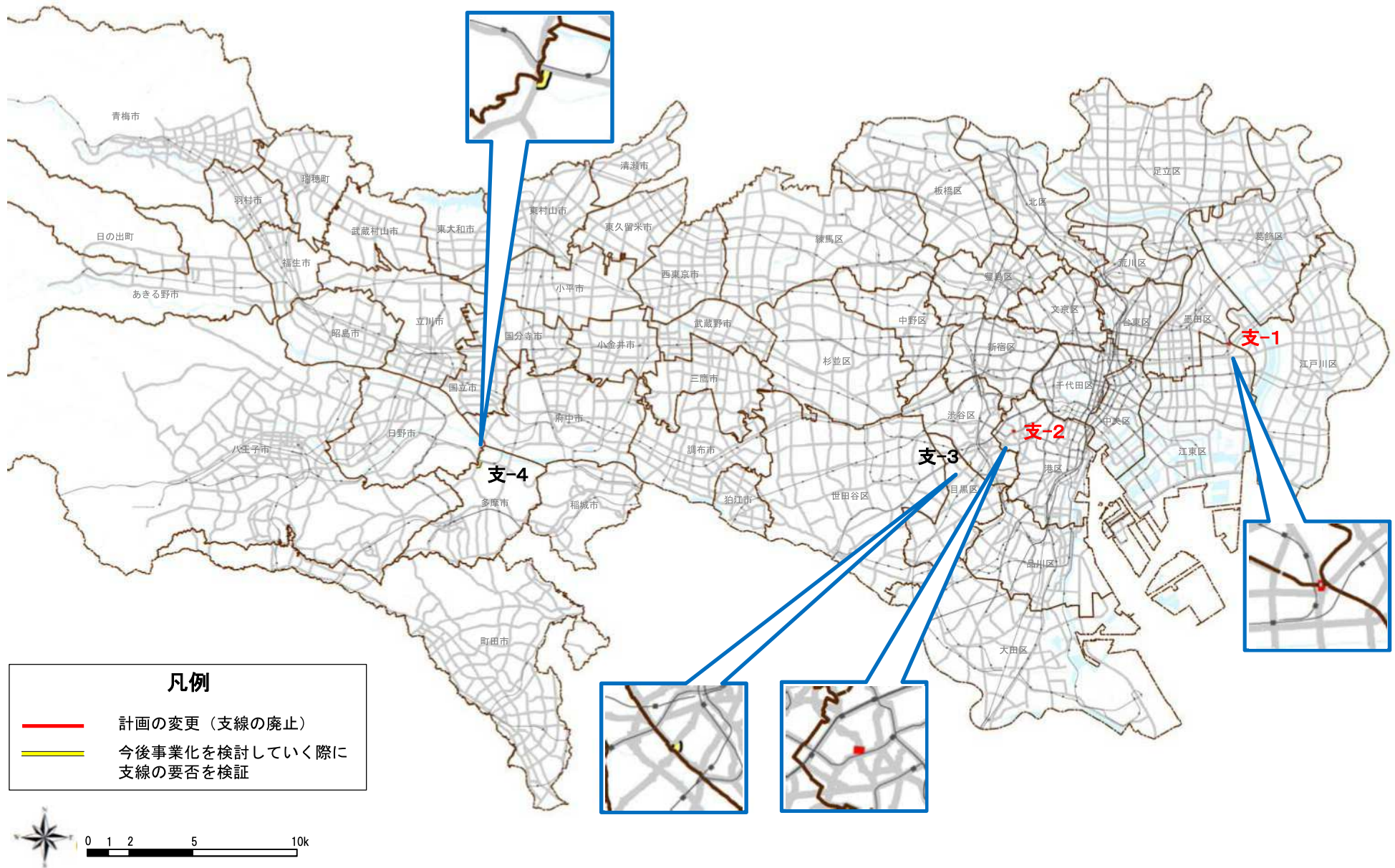


図 3-36 【計画の変更（支線の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】予定路線の位置図

【支線】

支-1 放射14号線支線 1



支-2 環状4号線支線 1



変更予定路線： ■ 、完成又は事業中の路線： ■ 、概成道路： ■ ■ ■
 区市町境： ■ ■ ■ ■ ■

図 3-37 【計画の変更（支線の廃止）】 予定路線の箇所図

（４）橋詰

橋詰とは、主に橋の架け替え用地、災害時の一時避難場所、材料置き場・交番等の敷地として使用するための空間として、関東大震災後の復興事業で制度化されたものです。その後の戦災復興計画においても、橋詰には十分な広場を設けることとされていましたが、昭和 33 年に旧道路構造令と旧街路構造令が統合された新しい道路構造令には、橋詰に関する規定はなくなりました。東京都においても、昭和 39 年及び 41 年の都市計画道路の再検討以降、原則として橋詰は都市計画として計画決定されなくなりました。

橋詰が完成した箇所は、橋の架け替え用地のほか、交番、トイレ、防災倉庫等の施設用地等として使われていますが、橋詰が未着手の箇所があります。

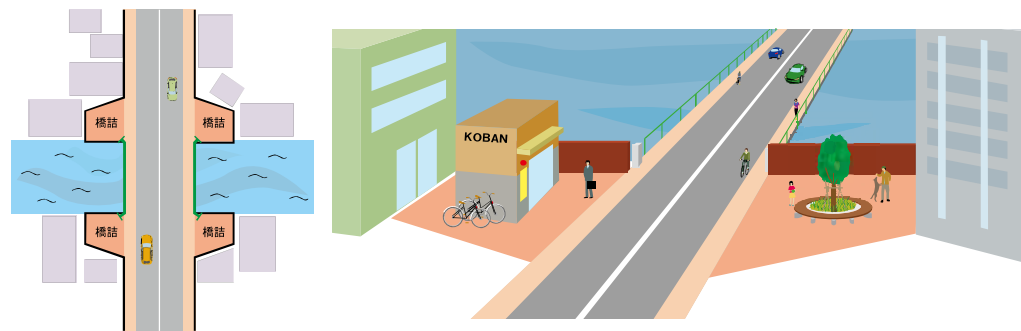
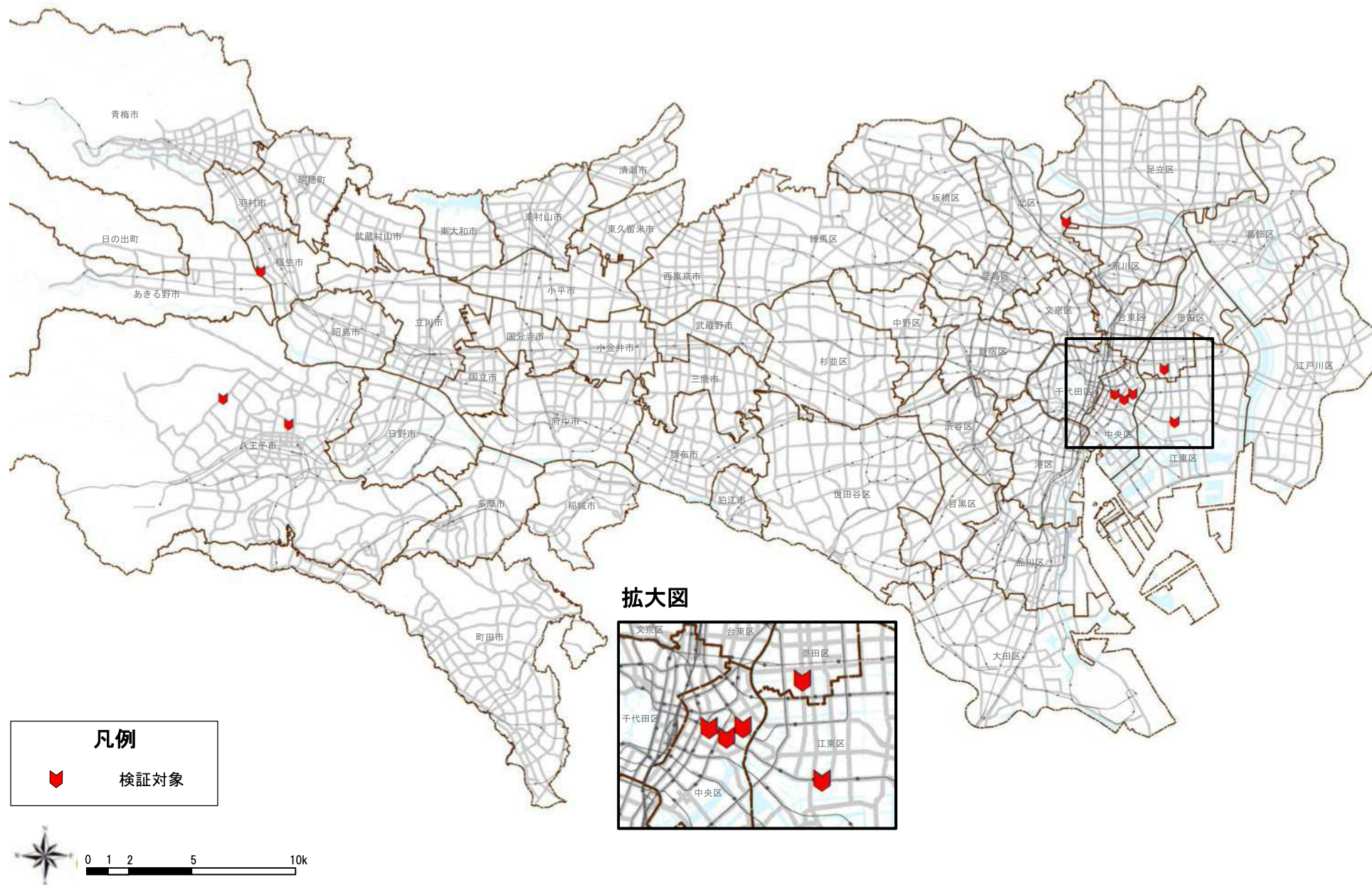


図 3-38 橋詰のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、橋詰が未着手の箇所^{〔1〕}としました。

〔1〕 橋詰が道路区域等になっている箇所は対象外としました。



検証方法

橋詰は、震災復興都市計画等により都市計画決定されましたが、その後、道路構造令に橋詰の記載がなくなったことから、現在、新たな都市計画決定は行っていません。

このような状況を考慮し、既に橋梁が完成、又は概成道路となっている橋詰については、架け替え用地としての必要性を確認した上で、基本的には、「計画の変更（橋詰の縮小）」を行う箇所としました。

また、それ以外の橋詰については、地形の状況や橋梁計画等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証」を行う箇所としました。

検証結果

以上を踏まえ、橋詰の【計画の変更（橋詰の縮小）】及び【今後事業化を検討していく際に橋詰の計画の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（橋詰の縮小）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-8 【計画の変更（橋詰の縮小）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	橋梁名等	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
橋-1	放射 16 号線	千代田橋（旧楓川、右岸下流側）	中央区	都
橋-2	放射 16 号線	霊岸橋（亀島川、右岸上流側）	中央区	都
橋-3	放射 16 号線	沢海橋（大横川、左岸上流側）	江東区	都
橋-4	補助 112 号線	旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側）	中央区	都
橋-5	補助 119 号線	新竪川橋（竪川、左岸下流側）	墨田区	区
橋-6	福生 3・4・2 号線	多摩橋（多摩川、左岸下流側）	福生市	都

表 3-9 【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】
予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	橋梁名等	所在 区市町
橋-7	補助 91 号線	—（隅田川）	北区・足立区
橋-8	八王子 3・4・63 号線	—（浅川）	八王子市
橋-9	八王子 3・5・49 号線	暁橋（浅川）	八王子市

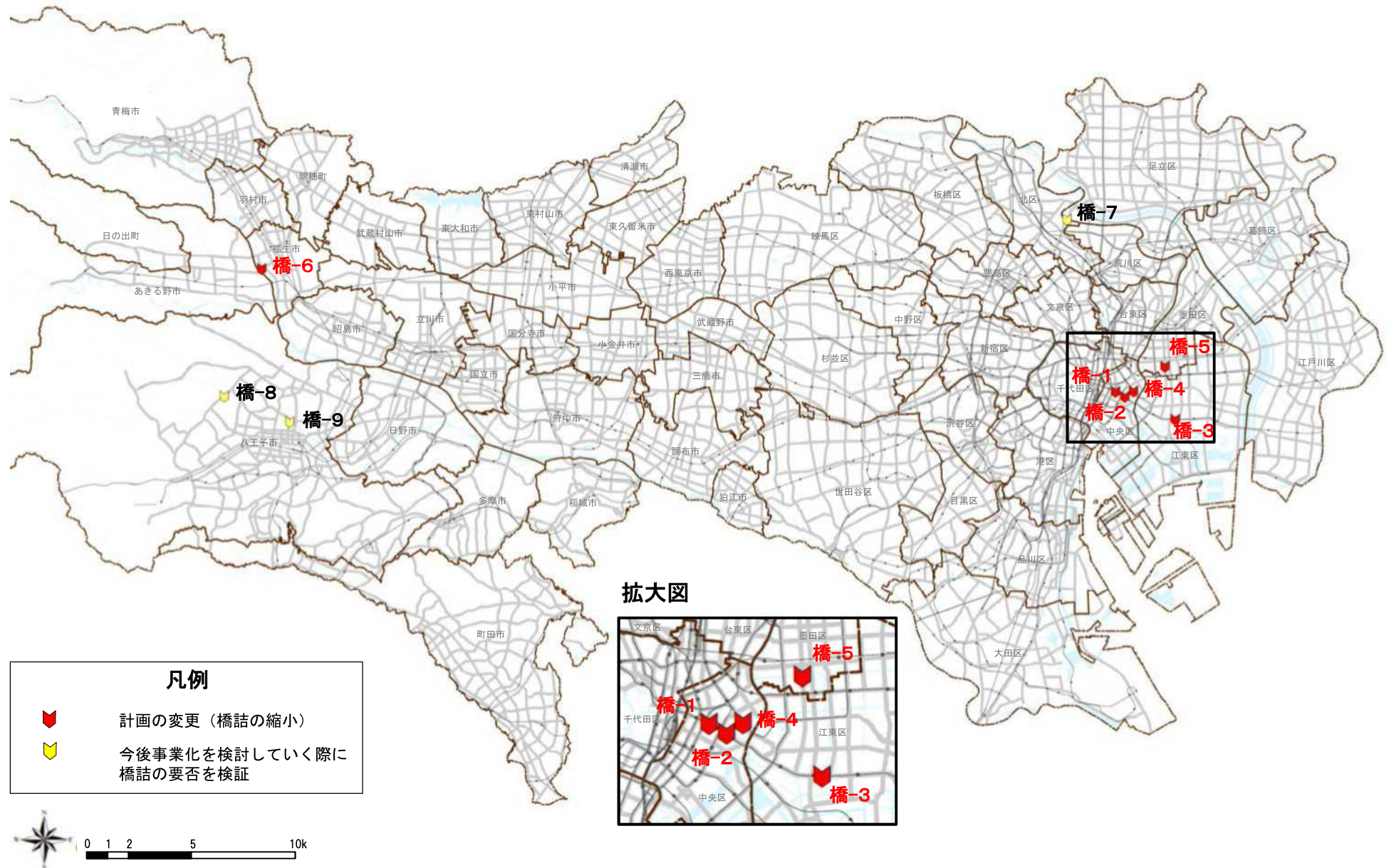


図 3-40 【計画の変更（橋詰の縮小）】及び【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】予定路線の位置図

【橋詰】

橋-1 放射16号線（千代田橋）



橋-2 放射16号線（霊岸橋）



橋-3 放射16号線（沢海橋）



橋-4 補助112号線（旧土州橋）



橋-5 補助119号線（新豎川橋）



橋-6 福生3・4・2号線（多摩橋）



変更予定路線： ■、完成又は事業中の路線： ■、概成道路： ■
区市町境： ■

図3-41 【計画の変更（橋詰）】予定路線の箇所図

3 計画重複等に関する検証

(1) 都市計画公園等との重複

計画決定されている都市計画道路の中には、都市計画公園・都市計画緑地・都市計画墓園（以下「都市計画公園等」という。）と計画が重複している箇所があります。

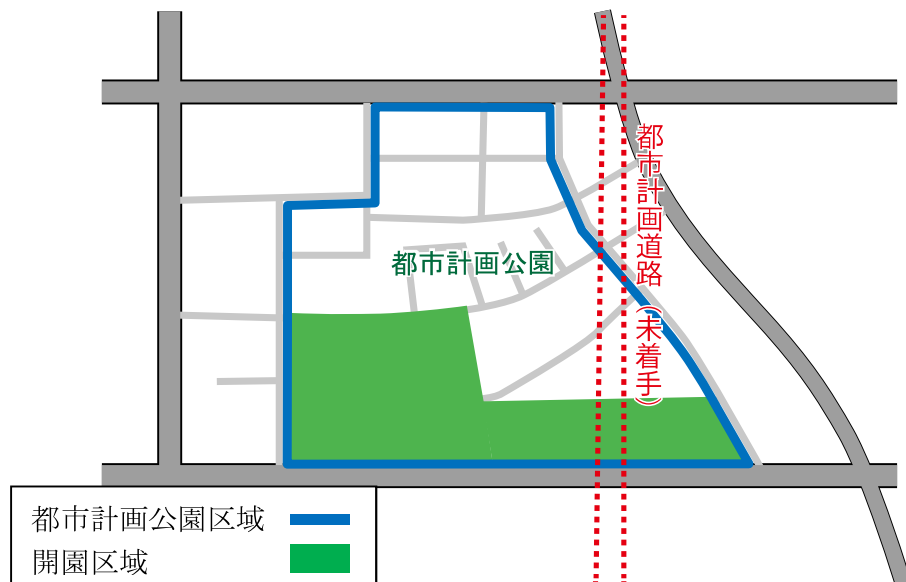


図3-42 都市計画道路と都市計画公園等が重複しているイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、都市計画公園等と計画が重複している箇所としました。（対象箇所については、P63～66の図3-45（1）～（4）の検証結果の位置図参照）

検証方法

今回対象とする都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の検証に当たっては、以下の事項に配慮することとしました。

- 都市計画公園等に必要なレクリエーション機能、防災機能、環境保全機能及び景観形成機能を維持します。
- 開園している都市計画公園等の既存の緑や景観は可能な限り保全します。
- 本検討で対象としている都市計画道路は、整備方針（第四次事業化計画）における将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認されていることを前提とします。
- 道路線形の変更は、新たに都市計画道路区域に編入する箇所が発生するなど、周辺地域に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- 重複箇所に国が指定している史跡・名勝、鉄道、調節池がある場合は、対応方法について関係機関と調整する必要があります。

上記事項及び本検討の他の検証項目の検証結果を踏まえ、都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所については、双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、以下の2つの方向性に分類しました。

都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の都市計画変更の方向性

- ①今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所
- ②今後関係機関と調整が必要な箇所（国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池）

①今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所について

都市計画道路は、都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認されていることに加え、道路線形の変更は、新たに都市計画道路区域に編入する箇所が発生するなど、周辺地域に大きな影響を及ぼす可能性があります。

このため、都市計画道路は、原則として都市計画変更を行わず、重複する都市計画公園等については、双方の事業化の支障とならないよう調整し、都市計画変更を行う方針としました。

都市計画公園等については、原則、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画等の上位計画との整合を図るとともに、当該公園に必要な機能の確保を前提に、個別に都市計画変更を行います。

また、開園している公園については、既存の緑や景観、公園等の機能等にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討します。

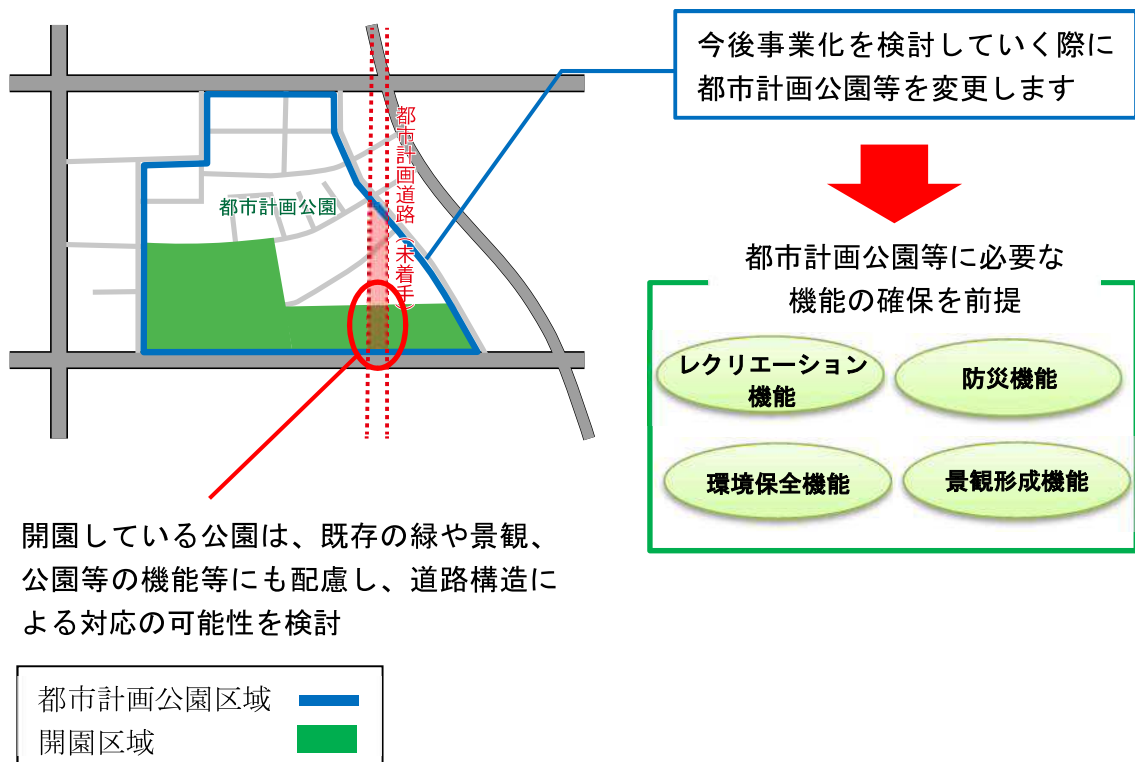


図3-43 今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所のイメージ

②今後関係機関と調整が必要な箇所について

対象箇所には、都市計画道路と都市計画公園等が重複している箇所に国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池が存在する場合があります。

国指定の史跡・名勝が存在する箇所においては、事業に先立ち、都市計画道路及び都市計画公園等の整備方法について関係機関と調整する必要があります。また、鉄道、調節池との交差点においては、事業に先立ち、道路との交差構造について関係機関と調整する必要があります。

このため、これらの箇所については、双方の事業化に支障とならないよう国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池を所管する関係機関と調整を行い、これを踏まえ、都市計画道路又は都市計画公園等を都市計画変更する方向性としてしました。

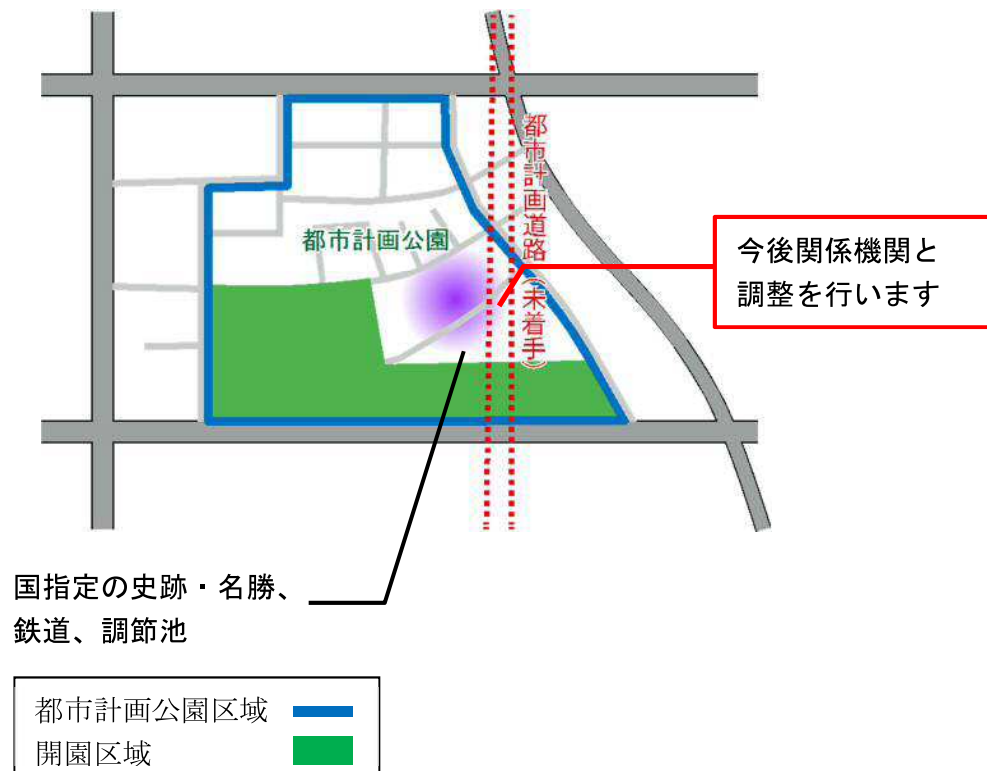


図 3-44 今後関係機関と調整が必要な箇所のイメージ

検証結果

以上を踏まえ、都市計画公園等との重複の検証結果の一覧表及び位置図を示します。^[1]

本検証は将来の事業実施に向けた方向性を示すものであり、ただちに都市計画変更を行うものではありません。今後、片方又は双方が事業化を検討する際に本検証結果を基に調整を行い、必要に応じて都市計画変更を行います。

検証を実施した箇所のうち、重複箇所が全部開園しているのは約3割であり、その他の箇所は一部開園、もしくは未開園となっています。都市計画公園等を変更するに当たっては、開園状況も踏まえ、当該公園に必要な機能（レクリエーション機能、防災機能、環境保全機能、景観形成機能）の確保を前提に、個別に調整します。また、開園している公園については、既存の緑や景観、公園等の機能にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討します。

表 3-10 【今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所】の一覧表

No.	公園名	路線名	所在区市町	重複箇所における都市計画公園等の開園状況
公-1	芝公園	放射 20 号線	港区	開園
公-2	芝公園	補助 4 号線	港区	一部開園
公-3	有栖川宮記念公園	補助 10 号線	港区	開園
公-4	隅田川公園	放射 14 号線	台東区	未開園
公-5	隅田川公園	補助 109 号線	台東区	開園
公-6	千田町公園	放射 32 号線	江東区	開園
公-7	駒沢公園	補助 127 号線	目黒区	一部開園
公-8	貴船堀公園	補助 34 号線	大田区	開園
公-9	多摩川緑地	補助 208 号線	大田区	未開園
公-10	子の神公園	補助 209 号線	世田谷区	開園
公-11	祖師ヶ谷公園	補助 52 号線	世田谷区	未開園
公-12	祖師ヶ谷公園	補助 216 号線	世田谷区	未開園
公-13	下高井戸西公園	補助 215 号線	杉並区	開園
公-14	上井草公園	補助 132 号線	杉並区・練馬区	未開園
公-15	神田川第二緑地	放射 23 号線	杉並区	未開園
公-16	善福寺川緑地	補助 133 号線	杉並区	一部開園
公-17	玉川上水緑地	補助 128 号線	杉並区	一部開園
公-18	玉川上水緑地	補助 133 号線	杉並区	開園
公-19	下板橋第一公園	補助 84 号線	板橋区	一部開園
公-20	小豆沢公園	補助 244 号線	板橋区	開園

[1] 図 3-45 (1)「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図(区部北部)(P63 参照)にある公-59 の青山墓園と環状 4 号線支線 1 との重複箇所は、第 3 章 2 (3) 支線の検証において、環状 4 号線支線 1 が「計画の変更(支線の廃止)」(P48 参照)となり、都市計画道路が廃止されることで重複が解消され、計画が整合します。

No.	公園名	路線名	所在区市町	重複箇所における都市計画 公園等の開園状況
公-21	板橋緑地	補助 84 号線	板橋区	未開園
公-22	大泉井頭公園	補助 232 号線	練馬区	一部開園
公-23	石神井川緑地	補助 132 号線	練馬区	未開園
公-24	石神井川緑地	補助 234 号線	練馬区	未開園
公-25	尾竹橋公園	補助 118 号線	足立区	開園
公-26	荒川緑地	補助 118 号線	足立区	未開園
公-27	荒川緑地	補助 139 号線	足立区	未開園
公-28	中川緑地	補助 259 号線	足立区・葛飾区	未開園
公-29	中川緑地	補助 261 号線	足立区・葛飾区	未開園
公-30	水元公園	補助 277 号線	葛飾区	未開園
公-31	中川緑地	補助 280 号線	葛飾区	一部開園
公-32	荒川緑地	補助 122 号線	江戸川区	未開園
公-33	清水公園	八王子 3・4・63 号線	八王子市	未開園
公-34	浅川河川緑地	八王子 3・4・63 号線	八王子市	未開園
公-35	浅川河川緑地	八王子 3・5・49 号線	八王子市	未開園
公-36	諏訪の森公園	立川 3・4・33 号線	立川市	未開園
公-37	昭和公園	昭島 3・4・1 号線	昭島市	開園
公-38	昭和公園	昭島 3・5・12 号線	昭島市	開園
公-39	布多公園	調布 3・4・26 号線	調布市	未開園
公-40	神代公園	調布 3・4・15 号線	調布市	未開園
公-41	神代公園	調布 3・4・26 号線	調布市	未開園
公-42	薬師池公園	町田 3・4・15 号線	町田市	開園
公-43	狭山緑地	東村山 3・4・34 号線	東村山市	開園
公-44	旧野川緑地	調布 3・4・7 号線	狛江市	開園
公-45	旧野川緑地	調布 3・4・8 号線	狛江市	開園
公-46	岩戸川緑地	調布 3・4・18 号線	狛江市	一部開園
公-47	東伏見石神井川緑地	西東京 3・4・17 号線	西東京市	未開園

表 3-11 【今後関係機関と調整が必要な箇所】の一覧表

No.	公園名	路線名	所在区市町	重複箇所における都市計画 公園等の開園状況
公-48	外濠緑地	放射 6 号線	千代田区・新宿区	未開園
公-49	外濠緑地	環状 2 号線	千代田区・新宿区・文京区	未開園
公-50	外濠緑地	補助 64 号線	千代田区	未開園
公-51	多摩川緑地	補助 43 号線	大田区	未開園
公-52	和田堀公園	補助 128 号線	杉並区	一部開園
公-53	善福寺川緑地	補助 215 号線	杉並区	一部開園
公-54	旧古河邸	放射 10 号線	北区	開園
公-55	井の頭公園	三鷹 3・4・12 号線	三鷹市	開園
公-56	井の頭公園	三鷹 3・4・13 号線	三鷹市	開園
公-57	玉川上水緑地	三鷹 3・4・12 号線	三鷹市	一部開園
公-58	玉川上水緑地	三鷹 3・4・13 号線	三鷹市	一部開園

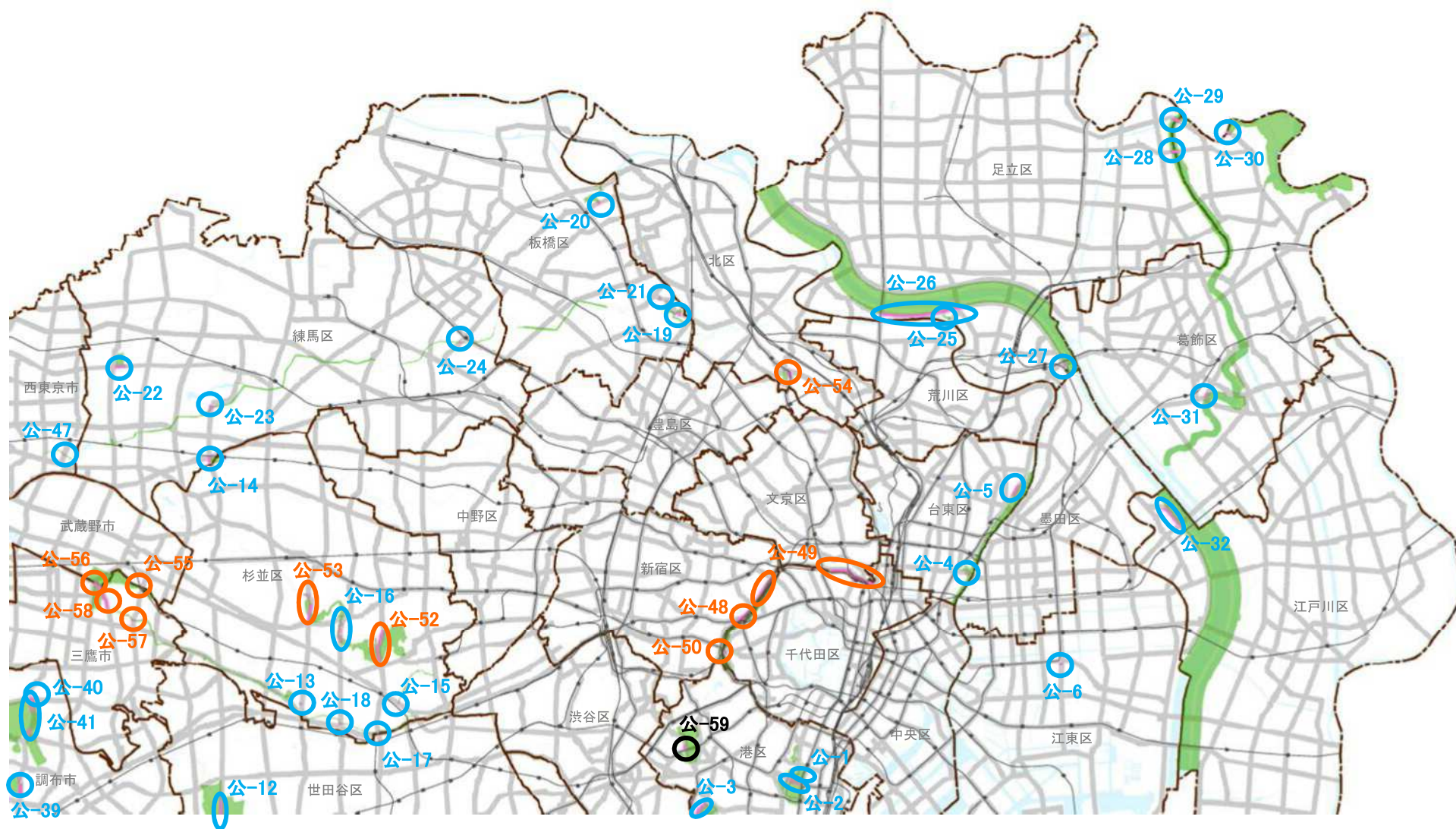


図3-45(1) 「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図(区部北部)



図 3-45 (2) 「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図 (区部南部)

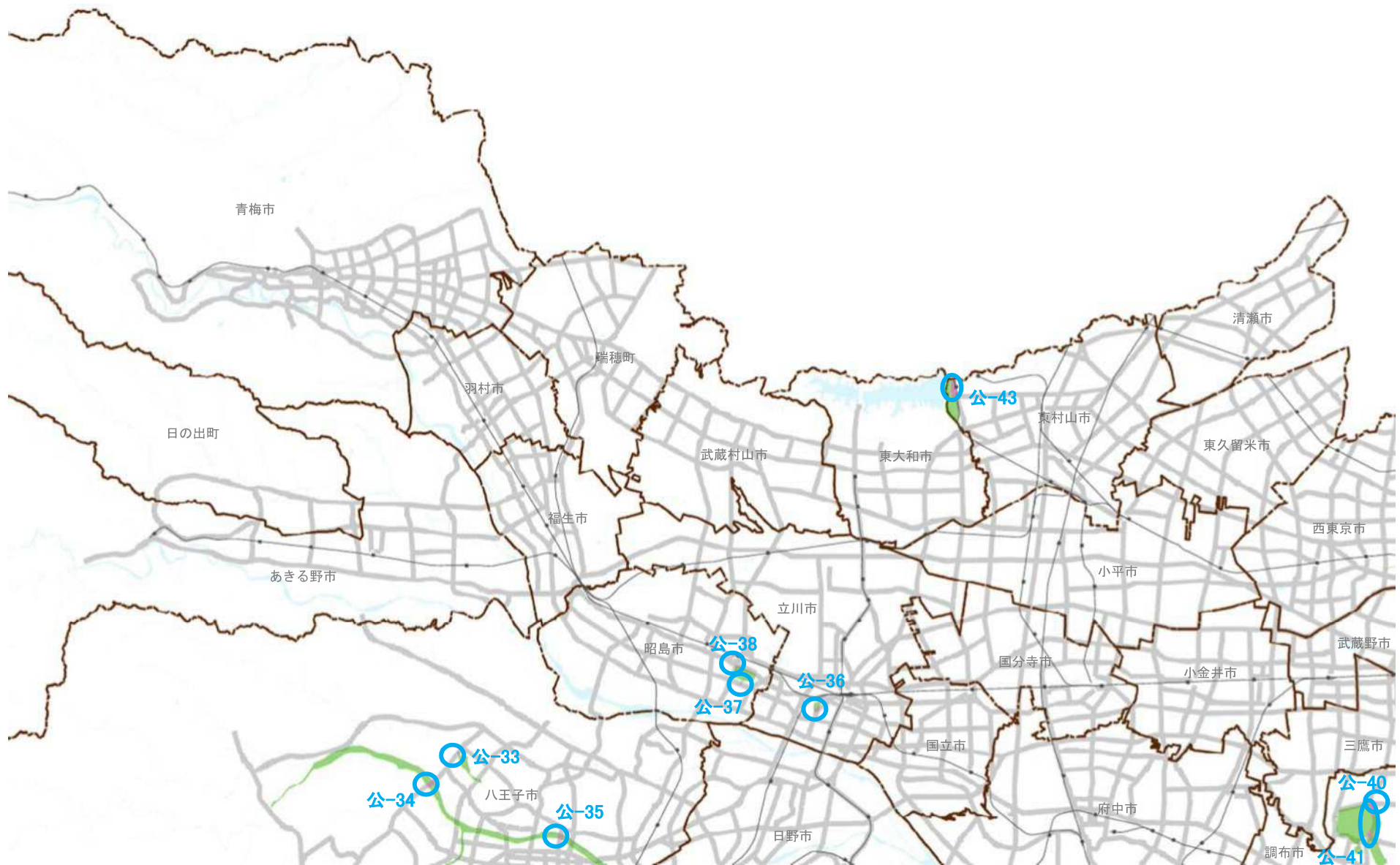


図3-45 (3) 「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図(多摩地域北部)

（２）事業実施済区間

都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、交差する都市計画道路との交差点間において現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間があります。これらの区間を、事業実施済区間と定義します。

事業実施済区間は、都市計画決定以前から道路が存在していた場合や、地形に合わせて整備を実施した場合に見られます。

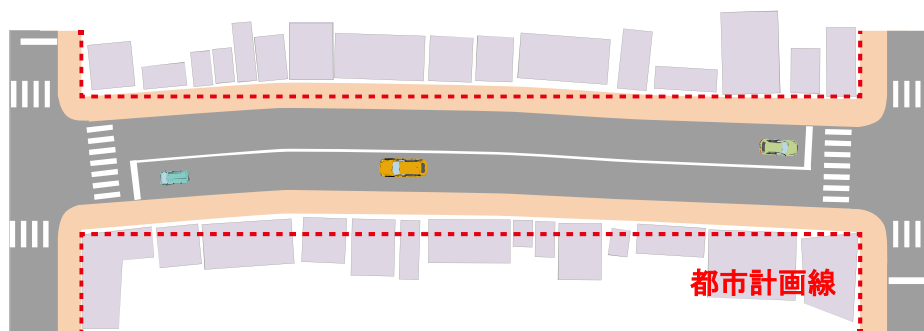


図 3-46 事業実施済区間のイメージ

検証対象

上記で定義した事業実施済区間としました。

検証方法

当該区間が道路構造条例等^[1]を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

検証結果

以上を踏まえ、事業実施済区間の【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表及び位置図並びに箇所図を示します。

表 3-12 【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表

No.	路線名	区間	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
事-1	環状 6 号線	大崎陸橋付近	品川区	280	都
事-2	補助 145 号線	放射 18 号線～補助 146 号線	品川区	260	区
事-3	八王子 3・4・63 号線	八王子 3・3・1 号線付近～ 八王子 3・4・67 号線付近	八王子市	1,070	都
事-4	三鷹 3・4・20 号線	三鷹 3・4・19 号線付近～ 三鷹 3・2・2 号線付近	三鷹市	600	都

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

[1] P18 を参照してください。

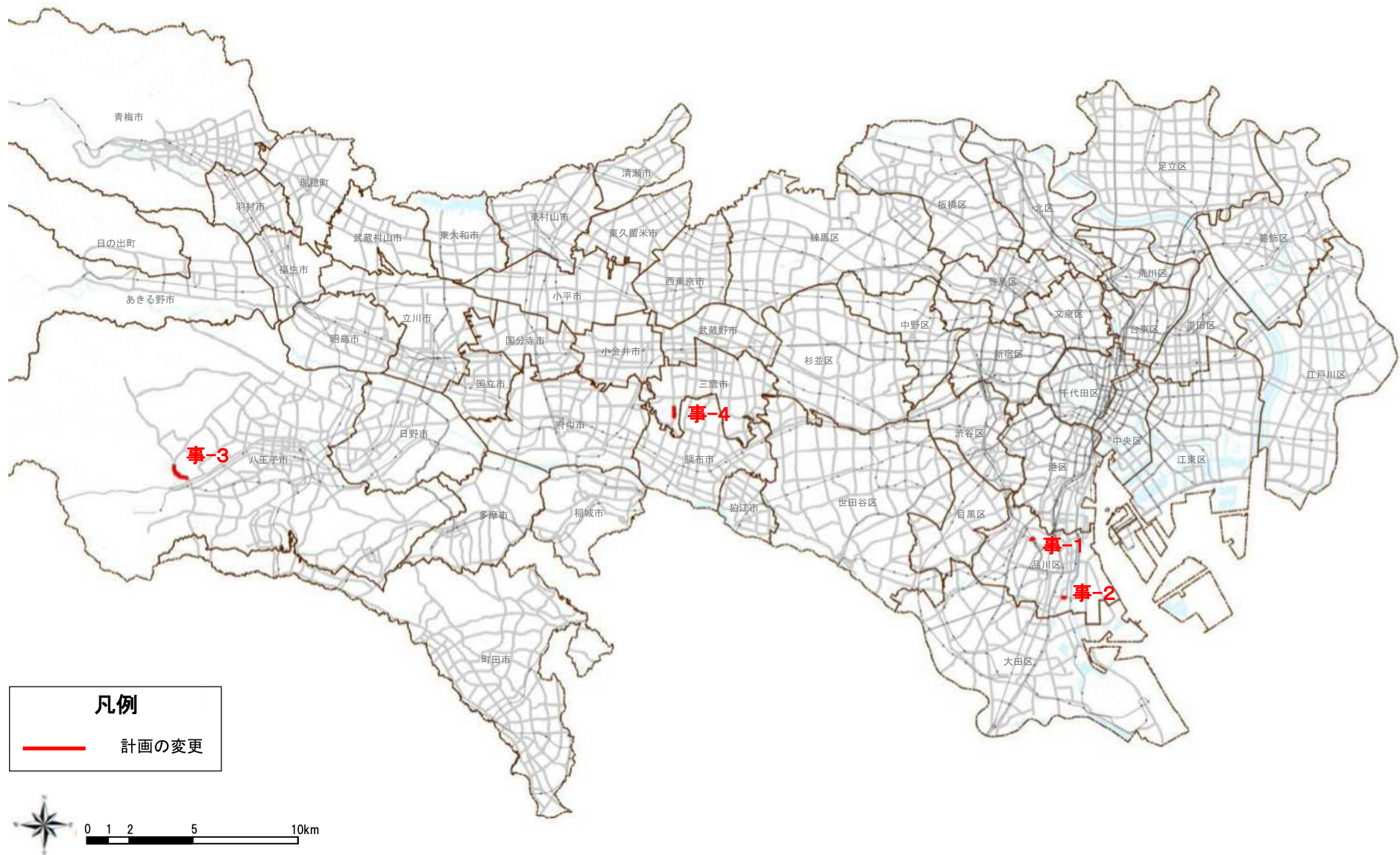


図3-47 【計画の変更】予定路線の位置図

【事業実施済区間】

事-1 環状6号線



事-2 補助145号線



事-3 八王子3・4・63号線



事-4 三鷹3・4・20号線



変更予定路線： ■、現道： ■、完成又は事業中の路線： ■
 概成道路： ■、現道無道路： ■、区市町境： ■

図3-48 【計画の変更】 予定路線の箇所図

4 地域的な道路に関する検証

(1) 既存道路による代替可能性

未着手の地域的な都市計画道路の近傍に、都市計画道路が有する機能を代替できる都市計画道路以外の道路がある可能性があります。



図3-49 既存道路による代替のイメージ（代替路）



図3-50 都市計画道路が有する機能

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、未着手の地域的な道路^[1]としました。

[1] 幹線街路の機能を補完するために計画されている支線も含まれます。広域的な道路については、交通の円滑化や災害時の緊急輸送などの面からネットワークの連続性が求められるため、既存道路による代替可能性の検証は行わないこととしました。

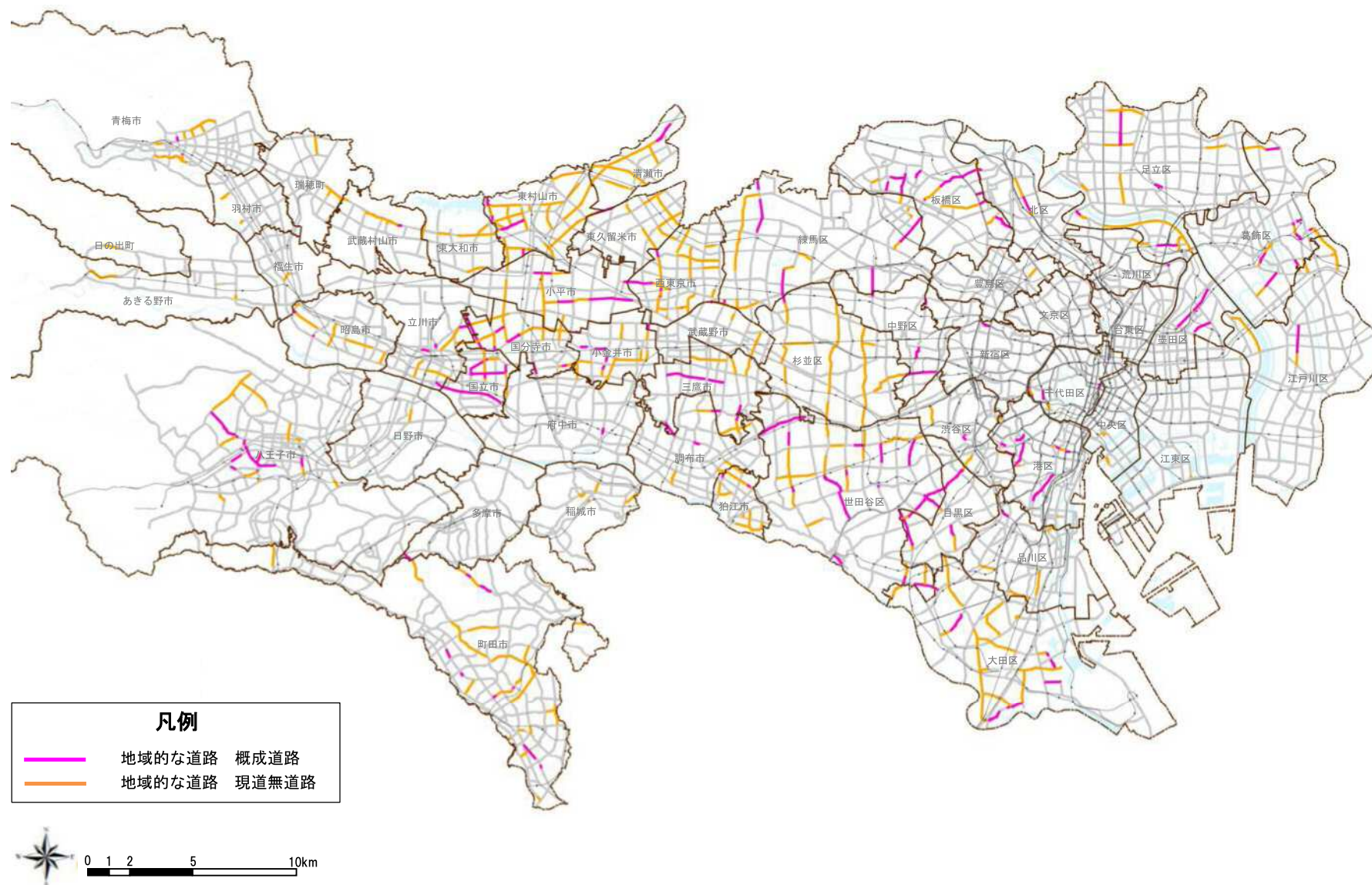


図 3-51 既存道路による代替可能性 検証対象

検証方法

未着手の地域的な都市計画道路の近傍にある都市計画道路以外の道路について、都市計画道路が有する機能を考慮し、その機能を代替できるかを検証しました。

代替路となる都市計画道路以外の道路の条件は以下としました。

- ・交差する都市計画道路との交差点間を最小単位とします。
- ・対象の都市計画道路と並行する都市計画道路以外の道路とします。
- ・地域的な道路における概成道路の評価幅員に準じ、候補となる代替路は原則として以下の通りとします。

①現況の総幅員が 12.0m 以上

②幅員構成は、車道部が 7.0m 以上かつ歩道部が 2.5m 以上^[1]

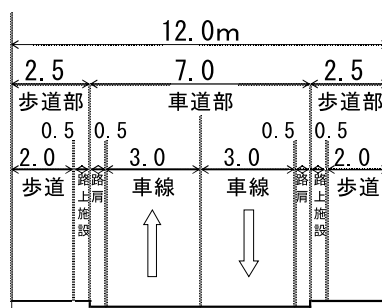


図 3-52 地域的な道路の評価幅員の例

さらに、上記の条件を満たす道路について、都市計画道路ネットワークの連続性や交通状況・まちづくりの状況・道路線形等、地域の実情も踏まえ、代替できるかを検証しました。

検証結果

以上を踏まえ、既存道路による代替可能性の【計画の変更(廃止)】予定路線（区間）の一覧表及び位置図並びに箇所図を示します。

表 3-13 【計画の変更(廃止)】予定路線（区間）の一覧表

No.	路線名	区間	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
代-1	町田 3・4・12 号線	町田 3・4・39 号線～ 町田 3・4・38 号線	町田市	800	市

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

[1] 現況の総幅員が 12.0m 以上あり、車道部の幅員を歩道部の幅員に配分することで車道部が 7.0m 以上かつ歩道部が 2.5m 以上確保できる道路も検討対象とします。なお、交差点部における付加車線の要否についても個別に検討します。

図 3-53 【計画の変更(廃止)】 予定路線の位置図

【既存道路による代替可能性】

代-1 町田 3・4・12号線



変更予定路線： ■、代替路（予定）： ■、完成又は事業中の路線： ■
 概成道路： ■ ■ ■、現道無道路： ■、区市町境： ■ ■ ■

図 3-54 【計画の変更(廃止)】 予定路線の箇所図

第 4 章

変更予定路線一覧

第4章 変更予定路線一覧

第3章で、計画の変更予定となった路線（区間・箇所）を以下に示します。これらの路線は、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。

【概成道路】

No.	路線名	区間	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
概-1	放射 14 号線	亀戸駅付近街路 2 ～補助 116 号線	江東区	110	都
概-2	放射 24 号線	環状 4 号線付近～放射 6 号線	新宿区	420	都
概-3	補助 74 号線	小滝橋付近～環状 6 号線	新宿区・中野区	790	都
概-4	補助 79 号線	補助 95 号線～大塚駅付近	文京区・豊島区	2,940	都
概-5	補助 110 号線	放射 29 号線付近～ 特別区道江 27 号付近	江東区	500	都
概-6	補助 229 号線	補助 76 号線～ 杉並区道 1904 号線付近	杉並区・練馬区	660	都
概-7	立川 3・2・10 号線	立川 3・2・11 号線～ 立川 3・1・34 号線付近	立川市	410	市
概-8	武蔵野 3・4・3 号線	武蔵野 3・5・19 号線～ 武蔵野 3・3・6 号線付近	武蔵野市	710	都
概-9	日野 3・4・1 号線（東）	日野 3・4・12 号線～ 日野 3・4・15 号線	日野市	550	都
概-10	日野 3・4・1 号線（西）	日野 3・5・20 号線～ 日野 3・3・21 号線	日野市	820	都
概-11	国立 3・1・11 号線	国立 3・4・5 号線付近～国立駅	国立市	1,220	都

【立体交差】

No.	路線名	交差点名	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
立-1	八王子 3・2・5 号線	大栗川橋南	八王子市	都
立-2	八王子 3・4・8 号線	堰場	八王子市	都

【交差点拡幅部】

No.	路線名	交差点名	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
交-1	放射 31 号線	補助 110 号線	森下駅前 江東区	都

【支線】

No.	路線名	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
支-1	放射 14 号線支線 1	江東区	130	区
支-2	環状 4 号線支線 1	港区	150	都

【橋詰】

No.	路線名	橋梁名等	所在 区市町	変更に向けた 検討主体
橋-1	放射 16 号線	千代田橋（旧楓川、右岸下流側）	中央区	都
橋-2	放射 16 号線	霊岸橋（亀島川、右岸上流側）	中央区	都
橋-3	放射 16 号線	沢海橋（大横川、左岸上流側）	江東区	都
橋-4	補助 112 号線	旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側）	中央区	都
橋-5	補助 119 号線	新竪川橋（竪川、左岸下流側）	墨田区	区
橋-6	福生 3・4・2 号線	多摩橋（多摩川、左岸下流側）	福生市	都

【事業実施済区間】

No.	路線名	区間	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
事-1	環状 6 号線	大崎陸橋付近	品川区	280	都
事-2	補助 145 号線	放射 18 号線～補助 146 号線	品川区	260	区
事-3	八王子 3・4・63 号線	八王子 3・3・1 号線付近～ 八王子 3・4・67 号線付近	八王子市	1,070	都
事-4	三鷹 3・4・20 号線	三鷹 3・4・19 号線付近～ 三鷹 3・2・2 号線付近	三鷹市	600	都

【既存道路による代替可能性】

No.	路線名	区間	所在 区市町	延長 (m)	変更に向けた 検討主体
代-1	町田 3・4・12 号線	町田 3・4・39 号線～ 町田 3・4・38 号線	町田市	800	市

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

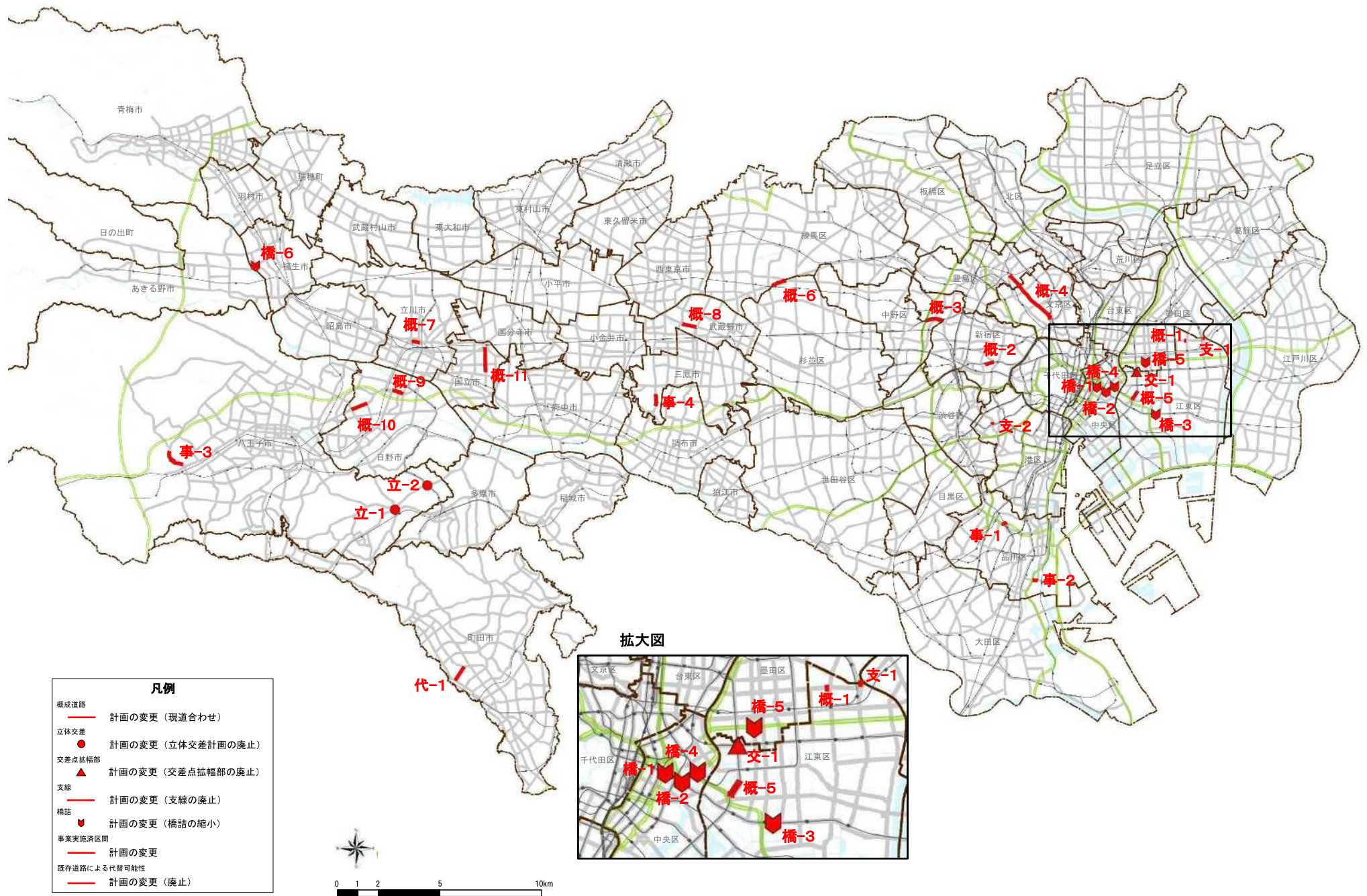
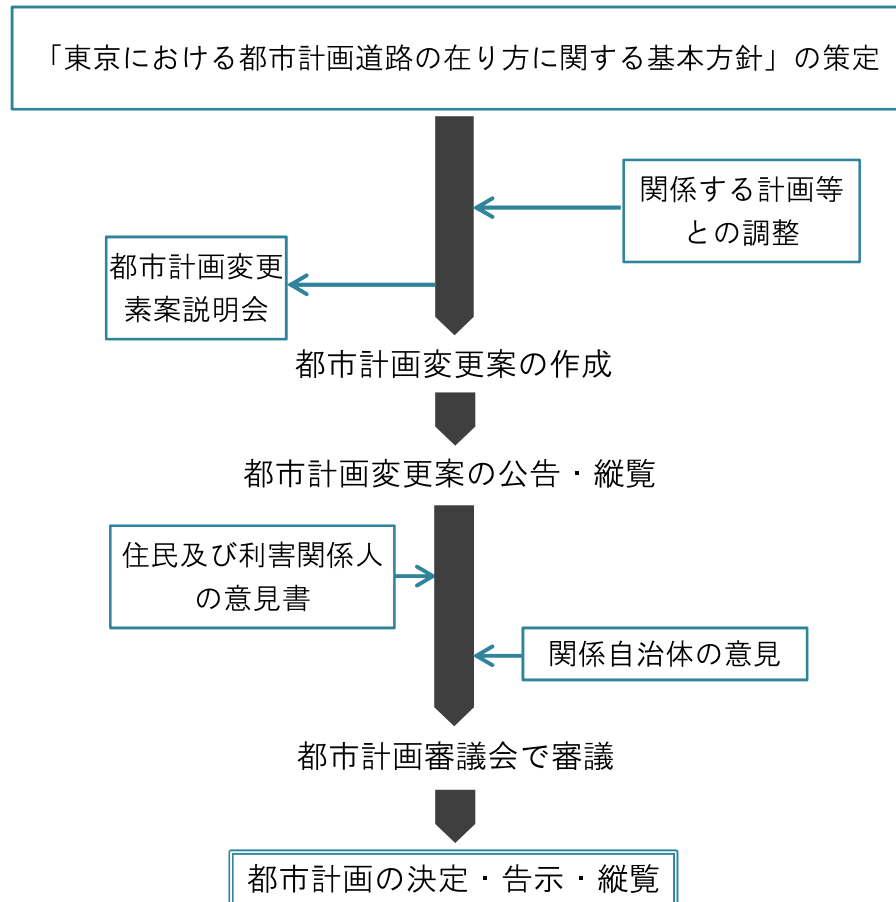


図 4-1 【計画の変更】予定路線の位置図（総括図）

(コラム/参考) 都市計画道路の都市計画変更の流れについて

都市計画道路は、都市計画法により定めることができる都市施設の一つです。同法に基づき、必要に応じて都市計画の変更を行います。ここでは、基本方針策定後に想定される一般的な都市計画変更手続の流れを以下に示します。



都市計画変更の手続については、まず、関係する計画等との調整を経て、都市計画変更の素案に関する説明会を開催します。この説明会で皆様から頂いた御意見を参考にして、都市計画変更の案を作成します。

都市計画変更の案の作成後は、公告・縦覧を行い、都や区市町の窓口において皆様に公開します。その際、御意見がある方は、都市計画変更の案に対する意見書を提出することができます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画変更の決定・告示となります。

第 5 章

今後の進め方

第5章 今後の進め方

今後、皆様からの御意見等を踏まえ、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を、本年中を目途に策定していきます。

東京都は、平成 29 年 9 月に「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、持続的に発展する高度成熟都市を目指し、2040 年代の目指すべき東京の都市像やその実現に向けた取組の方向性を示しました。これを踏まえ、今後、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」等の方針を改定する予定です。また、その後に策定する区市町村の都市計画に関する基本的な方針（区市町村マスタープラン）は、改定後の都市計画区域マスタープランに基づいて定められることとなります。

これらにより、東京の目指すべき都市像の実現に向けて、地域のまちづくりに変化が生じる可能性があります。このため、優先整備路線等を除く未着手の地域的な都市計画道路のうち地域のまちづくりに関連する道路については、都市計画区域マスタープラン等の改定以降に、その必要性の検証を行うこととします。

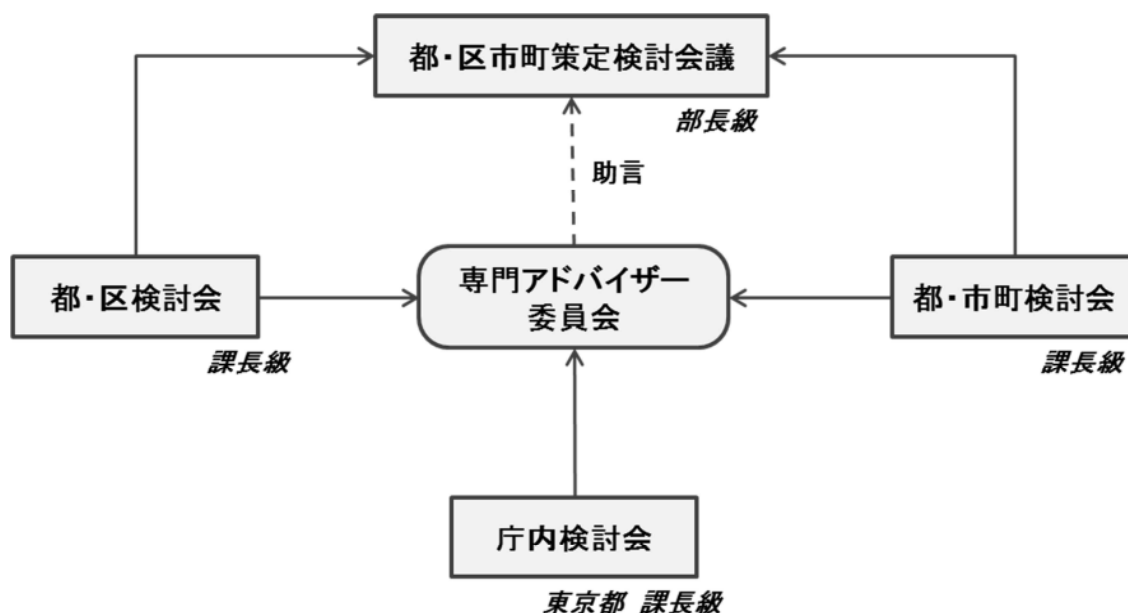
なお、今後、人工知能（AI）や自動運転などの技術革新により、中長期的には人々に利便性の向上や豊かさがもたらされ、都市活動がこれまで以上に多様化し、都市計画道路に求められる機能・構造が変化する可能性があります。

今後とも必要な都市計画道路の整備を着実に進めると同時に、社会経済情勢の変化や道路に対する都民ニーズを踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていきます。

＜検討体制＞

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定に当たり、東京都と特別区及び26市2町は、合同の策定検討会議を設置し、協働で調査検討を進めています。

また、学識経験者で構成する「専門アドバイザー委員会」を設置し、専門的見地からの助言を受けています。



〔 専門アドバイザー委員 〕

	氏名（敬称略）	所 属
委員長	岸 井 隆 幸	日本大学理工学部土木工学科 特任教授
委 員	植 村 京 子	深山・小金丸法律会計事務所 弁護士
委 員	久保田 尚	埼玉大学大学院理工学系研究科 教授
委 員	竹 内 健 蔵	東京女子大学現代教養学部 教授
委 員	中 井 祐	東京大学大学院工学研究科 教授
委 員	中 村 英 夫	日本大学理工学部土木工学科 教授
委 員	兵 藤 哲 朗	東京海洋大学流通情報工学科 教授
委 員	堀 江 典 子	佛教大学社会学部 准教授
委 員	目 黒 公 郎	東京大学生産技術研究所 教授

（委員五十音順）

1) 都・区市町策定検討会議名簿（東京都）

	所 属	
座 長	都市整備局	理事
委 員	政策企画局	技術政策調整担当部長
	都市整備局	企画担当部長
		都市づくり政策部長
		都市基盤部長
		交通政策担当部長
		外かく環状道路担当部長
		市街地整備部長
		防災都市づくり担当部長
		市街地建築部長
	建設局	道路管理部長
		道路保全担当部長
		道路建設部長
		道路計画担当部長
		公園計画担当部長
	港湾局	港湾整備部長

2) 都・区市町策定検討会議名簿（区部）

所 属	
千代田区	環境まちづくり部長
中央区	環境土木部長
港区	街づくり事業担当部長
新宿区	都市計画部長
文京区	都市計画部長
台東区	都市づくり部長
墨田区	都市計画部長
江東区	土木部長
品川区	都市環境部長
目黒区	都市整備部長
大田区	まちづくり推進部長
世田谷区	道路・交通政策部長
渋谷区	土木部長
中野区	都市基盤部長
杉並区	土木担当部長
豊島区	都市整備部長
北区	まちづくり部長
荒川区	防災都市づくり部長
板橋区	都市整備部長
練馬区	技監都市整備部長事務取扱
足立区	都市建設部長
葛飾区	都市整備部長
江戸川区	土木部長

3) 都・区市町策定検討会議名簿（多摩地域）

所 属	
八王子市	都市計画部長
立川市	まちづくり部長
武蔵野市	都市整備部長
三鷹市	都市整備部長
青梅市	都市整備部長
府中市	都市整備部長
昭島市	都市計画部長
調布市	都市整備部長
町田市	道路部長
小金井市	都市整備部長
小平市	都市建設担当部長
日野市	まちづくり部長
東村山市	まちづくり部長
国分寺市	まちづくり部長
国立市	都市整備部参事
福生市	都市建設部長
狛江市	都市建設部長
東大和市	都市建設部長
清瀬市	都市整備部長
東久留米市	都市建設部長
武蔵村山市	都市整備部長
多摩市	都市整備部長
稲城市	都市建設部長
羽村市	都市建設部長
あきる野市	都市整備部長
西東京市	まちづくり担当部長
瑞穂町	都市整備部長
日の出町	まちづくり課長

＜お問合せ先＞ （令和元年 6 月現在）

・ 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 03-5388-3379

【特別区】

・ 千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課 03-5211-3610

・ 中央区環境土木部環境政策課 03-3546-5421

・ 港区街づくり支援部土木課 03-3578-2217

・ 新宿区都市計画部都市計画課 03-5273-3547

・ 文京区都市計画部都市計画課 03-5803-1239

・ 台東区都市づくり部計画調整課 03-5246-1364

・ 墨田区都市計画部都市計画課 03-5608-6266

・ 江東区土木部道路課 03-3647-9111 （内 6434）

・ 品川区都市環境部都市計画課 03-5742-6760

・ 目黒区都市整備部都市計画課 03-5722-9725

・ 大田区まちづくり推進部都市計画課 03-5744-1332

・ 世田谷区道路・交通政策部道路計画課 03-5432-2537

・ 渋谷区土木部道路課 03-3463-2651

・ 中野区都市基盤部都市計画課 03-3228-8262

・ 杉並区都市整備部土木計画課 03-3312-2111 （内 3426）

・ 豊島区都市整備部都市計画課 03-4566-2632

・ 北区まちづくり部都市計画課 03-3908-9152

・ 荒川区防災都市づくり部都市計画課 03-3802-3111 （内 2815）

・ 板橋区都市整備部都市計画課 03-3579-2553

・ 練馬区都市整備部交通企画課 03-5984-1328

・ 足立区都市建設部企画調整課 03-3880-5160

・ 葛飾区都市整備部調整課 03-5654-8382

・ 江戸川区土木部計画調整課 03-5662-8389

【市町】

・八王子市都市計画部交通企画課	042-620-7303
・立川市まちづくり部都市計画課	042-523-2111 (内 2366)
・武蔵野市都市整備部まちづくり推進課	0422-60-1870
・三鷹市都市整備部まちづくり推進課	0422-45-1151 (内 2863)
・青梅市都市整備部土木課	0428-22-1111 (内 2586)
・府中市都市整備部計画課	042-335-4335
・昭島市都市計画部都市計画課	042-544-4410
・調布市都市整備部街づくり事業課	042-481-7587
・町田市道路部道路政策課	042-724-1124
・小金井市都市整備部都市計画課	042-387-9859
・小平市都市開発部道路課	042-346-9828
・日野市まちづくり部都市計画課	042-514-8369
・東村山市まちづくり部都市計画課	042-393-5111 (内 2712)
・国分寺市まちづくり部まちづくり計画課	042-325-0111 (内 454)
・国立市都市整備部都市計画課	042-576-2111 (内 361)
・福生市都市建設部まちづくり計画課	042-551-1511 (内 2812)
・狛江市都市建設部まちづくり推進課	03-3430-1111 (内 2543)
・東大和市都市建設部都市計画課	042-563-2111 (内 1254)
・清瀬市都市整備部まちづくり課	042-492-5111 (内 365)
・東久留米市都市建設部道路計画課	042-470-7777 (内 2715)
・武蔵村山市都市整備部都市計画課	042-565-1111 (内 272)
・多摩市都市整備部都市計画課	042-338-6856
・稲城市都市建設部都市計画課	042-378-2111 (内 322)
・羽村市都市建設部都市計画課	042-555-1111 (内 287)
・あきる野市都市整備部都市計画課	042-558-1111 (内 2711)
・西東京市都市整備部都市計画課	042-438-4050
・瑞穂町都市整備部都市計画課	042-557-0599
・日の出町まちづくり課	042-597-0511 (内 352)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」

への御意見・御提案をお寄せください。

- お寄せいただいた御意見等は、基本方針策定のための参考とさせていただきます。頂いた御意見等の主旨については、ホームページなどで公表する場合がありますが、御意見等の原文は公表しません。また、個人を特定した^{ひぼう}誹謗・中傷となる内容と判断される御意見等については公表しません。
- 様式は問いません。以下の様式を参考に作成してください。また、可能な限り、お住まいについても記入してください。
- 締切りは、令和元年8月12日（月曜日）です。
- 御意見等は、窓口、郵送、Fax、メールにて受け付けします。
 - 手紙・はがき 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 宛て
 - FAX 03-5388-1354
 - メール S0000179@section.metro.tokyo.jp
- 詳しくは、東京都ホームページ（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>）を御覧ください。

御意見等記入用紙（住所、氏名、電話番号など個人情報の御記入は任意です。）

○お住まい（都内在住の方は区市町村名、他の方は道府県名）

○「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」
に対する御意見・御提案

令和元年 7 月 発行

印刷物規格表 第 3 類

登録番号 (3 1) 1 9

東京における都市計画道路の 在り方に関する基本方針（案）

編集・発行

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 3379